

# 生活安全の確保と 犯罪捜査活動

第1節 犯罪情勢とその対策

第2節 警察捜査のための基盤整備

第3節 地域住民の安全安心確保のための取組

第4節 良好な治安確保のための基盤構築に向けた取組

## 第2章

CHAPTER 2



# 第1節

## 犯罪情勢とその対策

我が国の犯罪情勢を測る指標のうち、刑法犯認知件数の総数については、令和元年（2019年）は74万8,559件となり、前年に引き続き戦後最少を更新した（刑法犯検挙件数の総数は29万4,206件となり、引き続き減少しているものの、検挙率については39.3%と前年比で1.4ポイント上昇した。）。

認知件数減少の内訳をみると、官民一体となった総合的な犯罪対策の推進や防犯機器の普及、その他の様々な社会情勢の変化を背景に、総数に占める割合の大きい街頭犯罪及び侵入犯罪については、平成15年（2003年）以降一貫して減少している（刑法犯認知件数が戦後最多となった平成14年からの減少率は82.8%となっている。）。また、罪種でみると、総数に占める割合の大きい窃盗犯及び器物損壊等については、平成15年以降一貫して減少している（平成14年からの減少率は76.5%となっている。）。

刑法犯認知件数の総数が減少する一方で、特殊詐欺については、高い発信力を有する著名な方々と連携した広報啓発の展開をはじめとする諸対策の推進により、前年比では減少したものの、依然として高い水準にある。また、平成30年以降、キャッシュカード詐欺盗<sup>(注1)</sup>が増加するなど、その犯行手口の多様化・巧妙化もみられ、さらに令和元年には、高齢者から電話で資産状況を聞き出した上で犯行に及ぶ手口の強盗被害が発生するなど厳しい状況が続いている。

刑法犯認知件数以外の指標についてみると、サイバー犯罪の検挙件数が高い水準で推移するとともに、警察庁が検知したサイバー空間における探索行為等とみられるアクセスの件数が増加傾向<sup>(注2)</sup>にある。また、インターネットバンキングに係る不正送金事犯については、平成28年以降、金融機関のセキュリティ対策の強化等により発生件数・被害額ともに減少傾向が続いていたが、令和元年9月から急増<sup>(注3)</sup>しており、その被害の多くは金融機関を装ったフィッシングによるものとみられている。このほか、SNSに起因する事犯の被害児童数が増加<sup>(注4)</sup>するなど、サイバー空間を通じて他人と知り合うことなどを契機として犯罪被害に遭う事例もみられる。

これらの指標をもって事案の発生状況を正確に把握することは難しいものの、近年、国内外で様々なサイバー攻撃が発生していることも踏まえると、サイバー空間における脅威は深刻な情勢が続いている。

ストーカー事案については、前年比では減少したものの、引き続き、相談等件数及び検挙件数が高い水準で推移<sup>(注5)</sup>している。また、配偶者からの暴力事案等及び児童虐待については、配偶者からの暴力事案等の相談等件数及び児童虐待の通告児童数が増加傾向にあり、その検挙件数もそれぞれ増加傾向<sup>(注6)</sup>にある。これらの指標をもって事案の発生状況を正確に把握することは難しいものの、ストーカー事案、配偶者からの暴力事案等及び児童虐待の情勢について引き続き留意すべきものといえる。

以上のとおり、様々な社会情勢を背景として、近年の犯罪情勢は、総数に占める割合の大きい罪種・手口を中心に刑法犯認知件数の総数が継続的に減少しているものの、必ずしも当該指標では捉えられない情勢もあり、依然として予断を許さない状況にある。

注1：4頁参照

2：114頁参照

3：110頁参照

4：61頁参照

5：52頁参照

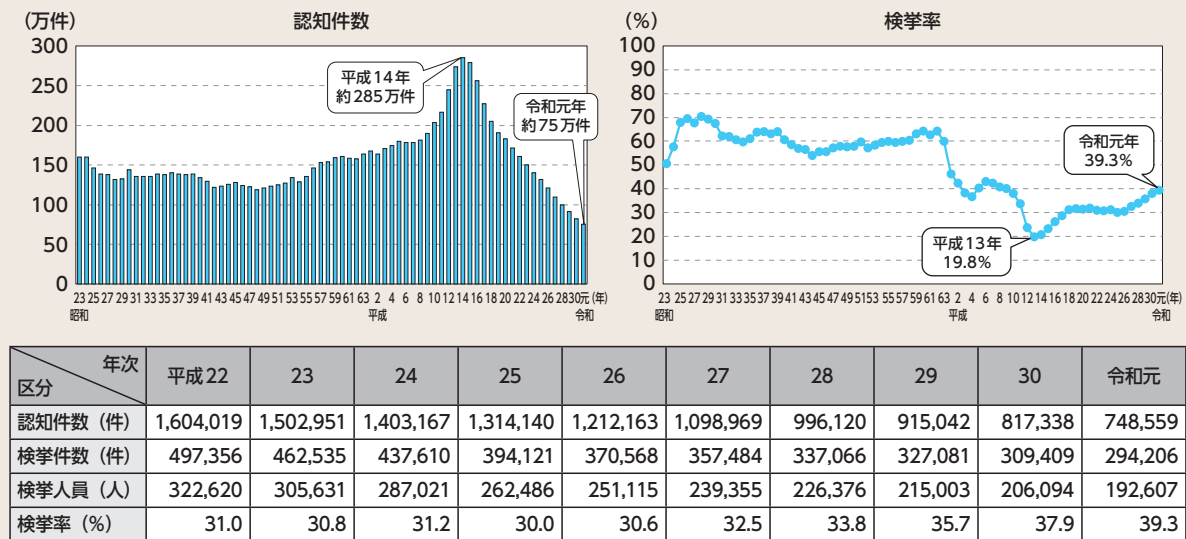
6：52、53頁参照

# 1 刑法犯

## (1) 刑法犯の認知・検挙状況

刑法犯の認知・検挙状況の推移は、図表2-1のとおりである。

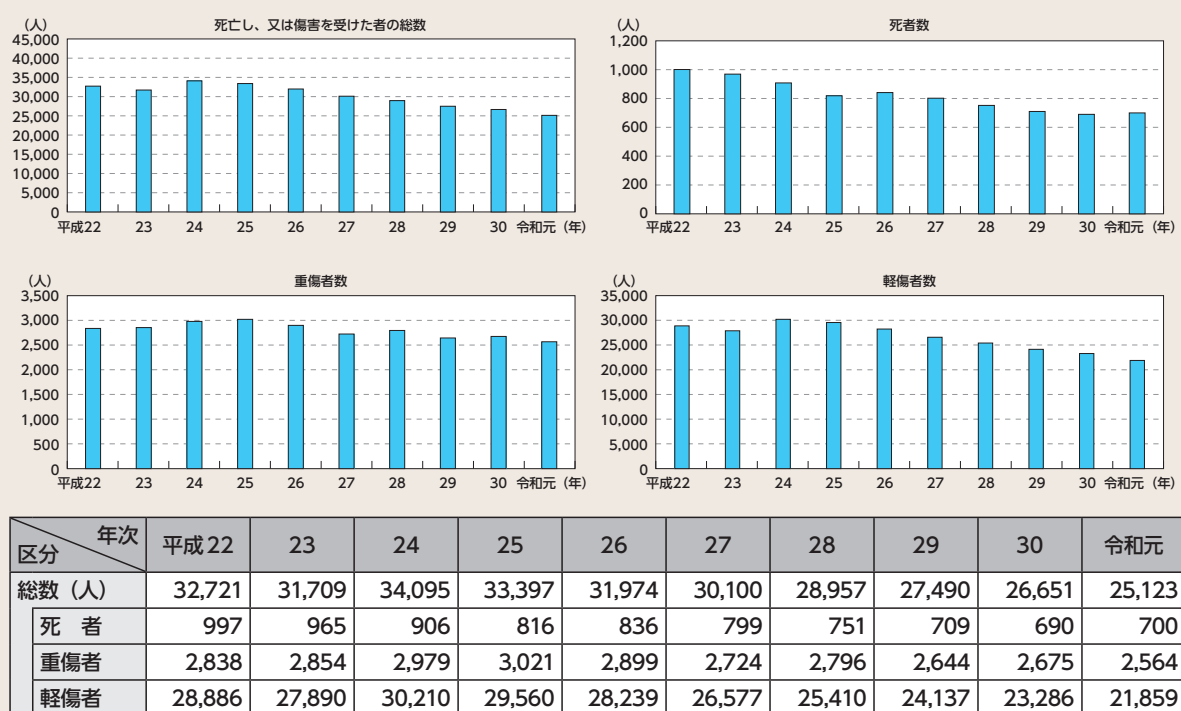
図表2-1 刑法犯の認知・検挙状況の推移（昭和23年（1948年）～令和元年）



## (2) 刑法犯による身体的被害の状況

刑法犯により死亡し、又は傷害を受けた者の数の推移は、図表2-2のとおりである。平成15年以降、いずれの数も減少傾向にある。

図表2-2 刑法犯により死亡し、又は傷害を受けた者の数の推移（平成22～令和元年）

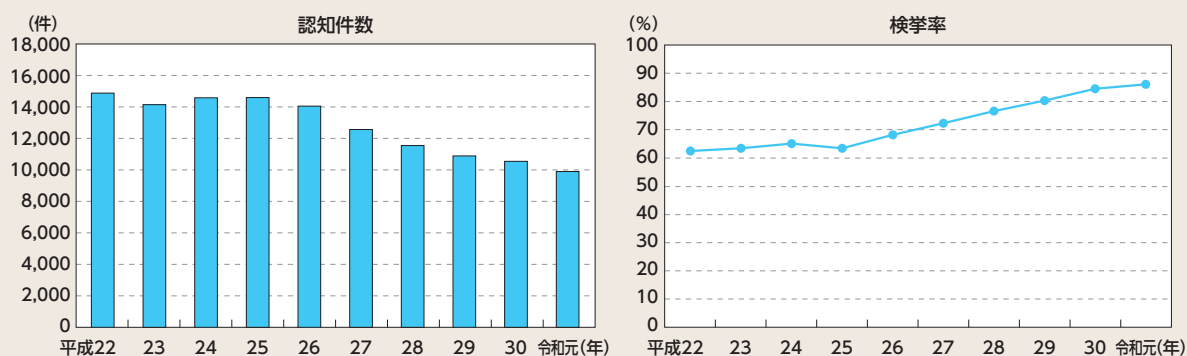


注：重傷者とは、全治1か月以上の傷害を受けた者をいう。

### (3) 重要犯罪<sup>(注)</sup>の認知・検挙状況

重要犯罪の認知・検挙状況の推移は、図表2-3のとおりである。令和元年中の重要犯罪の認知件数は、ピーク時である平成15年の2万3,971件と比べ1万4,072件（58.7%）減少した。検挙率は、平成25年以降は上昇傾向にあり、令和元年は85.9%であった。

図表2-3 重要犯罪の認知・検挙状況の推移（平成22～令和元年）

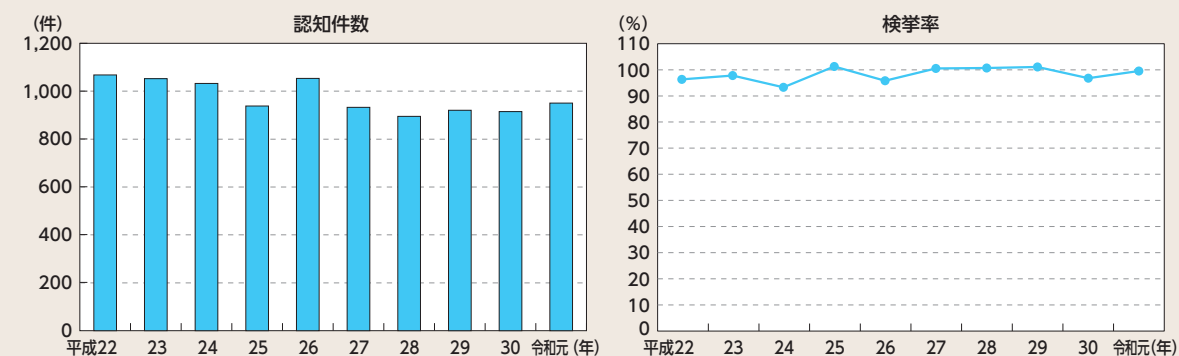


| 区分       | 年次 | 平成22   | 23     | 24     | 25     | 26     | 27     | 28     | 29     | 30     | 令和元   |
|----------|----|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|-------|
| 認知件数 (件) |    | 14,878 | 14,144 | 14,581 | 14,596 | 14,051 | 12,565 | 11,546 | 10,888 | 10,544 | 9,899 |
| 検挙件数 (件) |    | 9,291  | 8,969  | 9,487  | 9,255  | 9,579  | 9,082  | 8,843  | 8,747  | 8,908  | 8,507 |
| 検挙人員 (人) |    | 7,317  | 7,121  | 7,367  | 7,288  | 7,326  | 7,213  | 7,236  | 7,090  | 7,373  | 7,386 |
| 検挙率 (%)  |    | 62.4   | 63.4   | 65.1   | 63.4   | 68.2   | 72.3   | 76.6   | 80.3   | 84.5   | 85.9  |

#### ① 殺人

殺人の認知・検挙状況の推移は、図表2-4のとおりである。

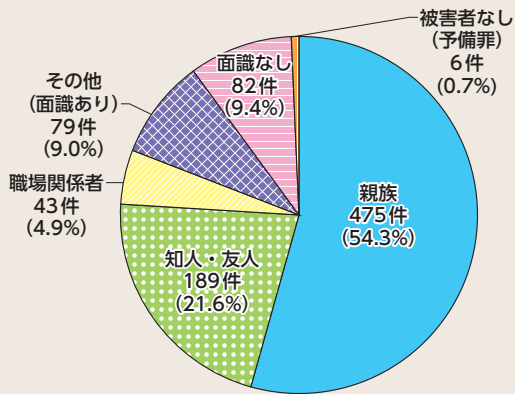
図表2-4 殺人の認知・検挙状況の推移（平成22～令和元年）



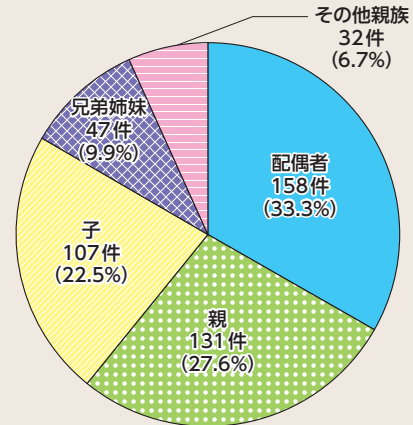
| 区分       | 年次 | 平成22  | 23    | 24    | 25    | 26    | 27    | 28    | 29    | 30   | 令和元  |
|----------|----|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|------|------|
| 認知件数 (件) |    | 1,068 | 1,052 | 1,032 | 938   | 1,054 | 933   | 895   | 920   | 915  | 950  |
| 検挙件数 (件) |    | 1,029 | 1,029 | 963   | 950   | 1,010 | 938   | 901   | 930   | 886  | 945  |
| 検挙人員 (人) |    | 999   | 971   | 899   | 906   | 967   | 913   | 816   | 874   | 836  | 924  |
| 検挙率 (%)  |    | 96.3  | 97.8  | 93.3  | 101.3 | 95.8  | 100.5 | 100.7 | 101.1 | 96.8 | 99.5 |

注：殺人、強盗、強制的性交等、強制わいせつ、放火、略取誘拐及び人身売買



図表 2-5 殺人の被疑者と被害者の関係別  
検挙状況(令和元年)

注：刑法犯として認知され、既に統計に計上されている事件であって、これを捜査した結果、刑事責任無能力者の行為であることなどの理由により犯罪が成立しないこと又は訴訟条件・処罰条件を欠くことが確認された事件（以下「解決事件」という。）を除く。

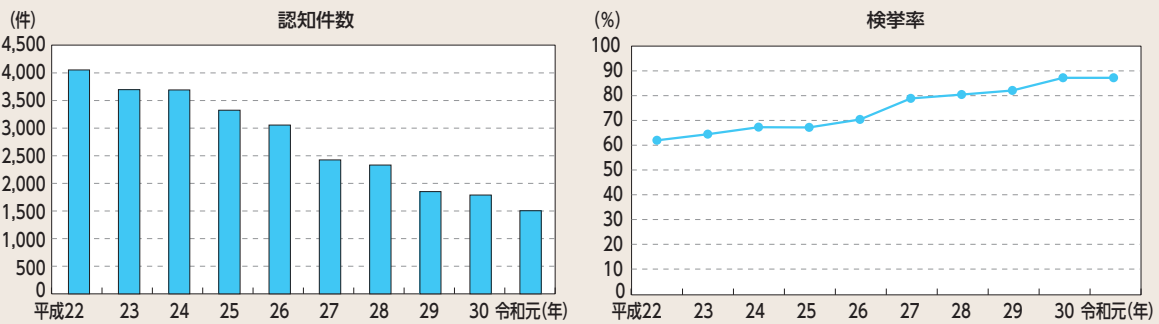
図表 2-6 親族間の殺人の被疑者と被害者の  
関係別検挙状況(令和元年)

注1：解決事件を除く。  
注2：続柄は、被害者から見た被疑者との続柄である。

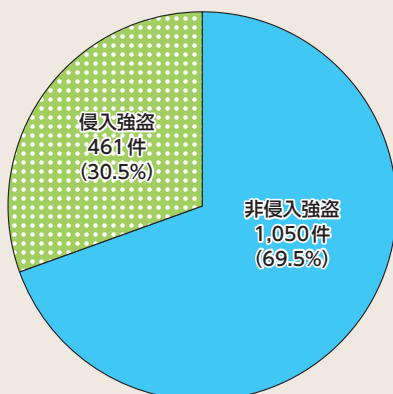
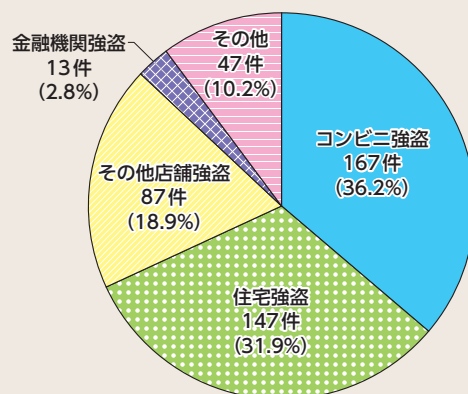
## ② 強盗

強盗の認知・検挙状況の推移は、図表 2-7 のとおりである。

図表 2-7 強盗の認知・検挙状況の推移(平成 22～令和元年)



| 区分      | 年次 | 平成 22 | 23    | 24    | 25    | 26    | 27    | 28    | 29    | 30    | 令和元   |
|---------|----|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 認知件数(件) |    | 4,051 | 3,695 | 3,691 | 3,324 | 3,056 | 2,426 | 2,332 | 1,852 | 1,787 | 1,511 |
| 検挙件数(件) |    | 2,516 | 2,385 | 2,486 | 2,236 | 2,154 | 1,915 | 1,878 | 1,521 | 1,559 | 1,326 |
| 検挙人員(人) |    | 2,568 | 2,431 | 2,430 | 2,255 | 2,096 | 1,972 | 1,984 | 1,704 | 1,732 | 1,604 |
| 検挙率(%)  |    | 62.1  | 64.5  | 67.4  | 67.3  | 70.5  | 78.9  | 80.5  | 82.1  | 87.2  | 87.8  |

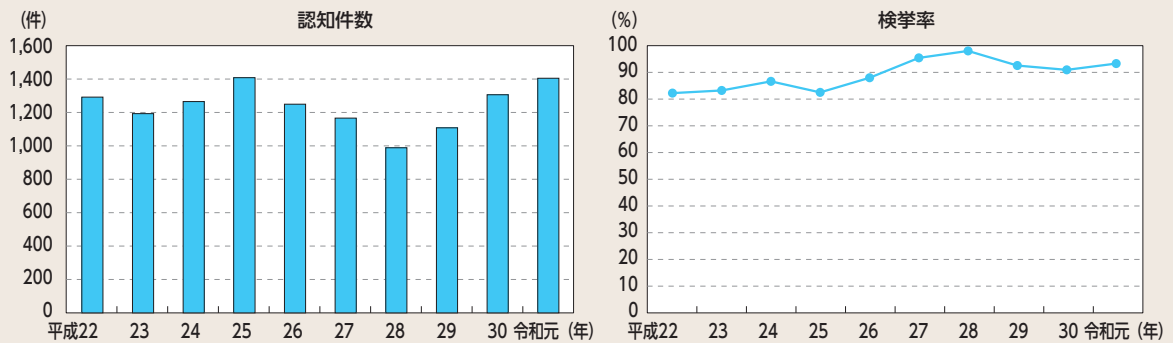
図表 2-8 強盗の手口別認知状況  
(令和元年)図表 2-9 侵入強盗の手口別認知状況  
(令和元年)

### ③ 強姦性交等・強制わいせつ

強姦性交等の認知・検挙状況の推移は、図表2-10のとおりである。

また、強制わいせつの認知・検挙状況の推移は、図表2-11のとおりである。

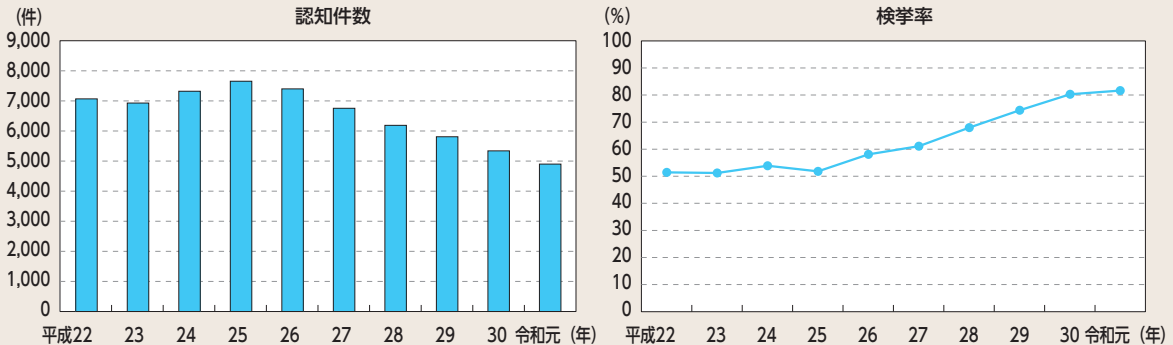
図表2-10 強姦性交等の認知・検挙状況の推移（平成22～令和元年）



| 区分       | 年次 | 平成22  | 23    | 24    | 25    | 26    | 27    | 28   | 29    | 30    | 令和元   |
|----------|----|-------|-------|-------|-------|-------|-------|------|-------|-------|-------|
| 認知件数 (件) |    | 1,293 | 1,193 | 1,266 | 1,409 | 1,250 | 1,167 | 989  | 1,109 | 1,307 | 1,405 |
| 検挙件数 (件) |    | 1,063 | 993   | 1,097 | 1,163 | 1,100 | 1,114 | 970  | 1,027 | 1,190 | 1,311 |
| 検挙人員 (人) |    | 803   | 768   | 858   | 937   | 919   | 933   | 875  | 910   | 1,088 | 1,178 |
| 検挙率 (%)  |    | 82.2  | 83.2  | 86.7  | 82.5  | 88.0  | 95.5  | 98.1 | 92.6  | 91.0  | 93.3  |

注：刑法の一部が改正（平成29年7月13日施行）され、強姦の罪名、構成要件等が改められたことに伴い、「強姦」を「強姦性交等」に変更した。

図表2-11 強制わいせつの認知・検挙状況の推移（平成22～令和元年）

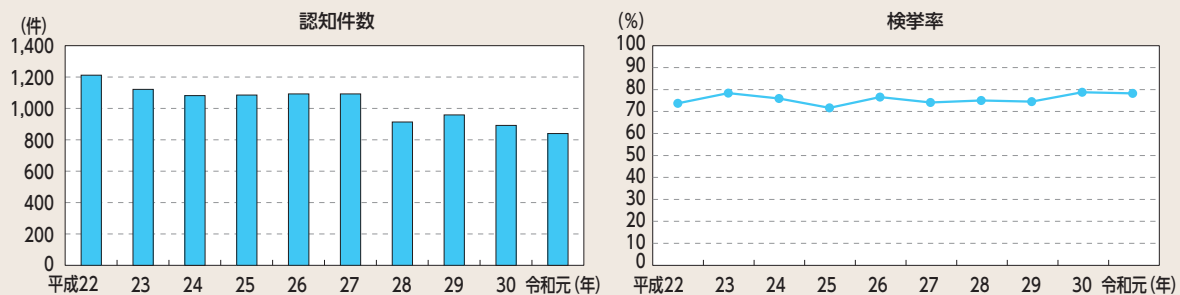


| 区分       | 年次 | 平成22  | 23    | 24    | 25    | 26    | 27    | 28    | 29    | 30    | 令和元   |
|----------|----|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 認知件数 (件) |    | 7,068 | 6,929 | 7,321 | 7,654 | 7,400 | 6,755 | 6,188 | 5,809 | 5,340 | 4,900 |
| 検挙件数 (件) |    | 3,637 | 3,550 | 3,946 | 3,967 | 4,300 | 4,129 | 4,207 | 4,320 | 4,288 | 3,999 |
| 検挙人員 (人) |    | 2,189 | 2,217 | 2,451 | 2,487 | 2,602 | 2,644 | 2,799 | 2,837 | 2,923 | 2,926 |
| 検挙率 (%)  |    | 51.5  | 51.2  | 53.9  | 51.8  | 58.1  | 61.1  | 68.0  | 74.4  | 80.3  | 81.6  |

## ④ 放火

放火の認知・検挙状況の推移は、図表2-12のとおりである。

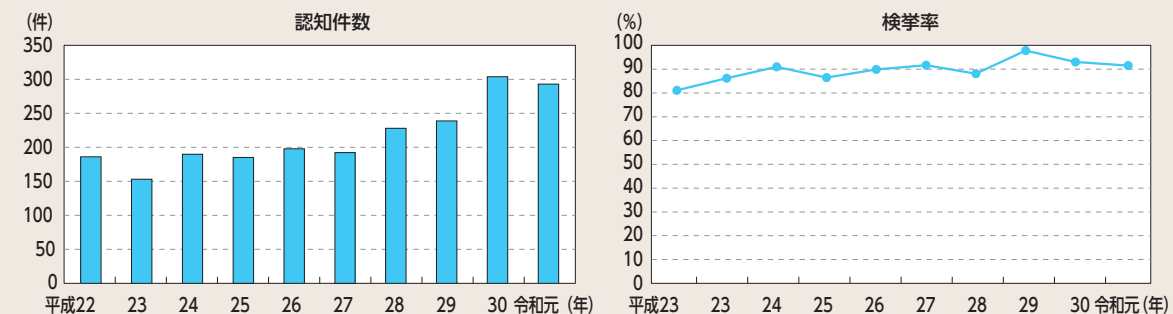
図表2-12 放火の認知・検挙状況の推移（平成22～令和元年）



## ⑤ 略取誘拐・人身売買

略取誘拐・人身売買の認知・検挙状況の推移は、図表2-13のとおりである。略取誘拐・人身売買の認知件数を被害者の男女別でみると、女性が被害者である割合は、令和元年は83.6%であった。

図表2-13 略取誘拐・人身売買の認知・検挙状況の推移（平成22～令和元年）

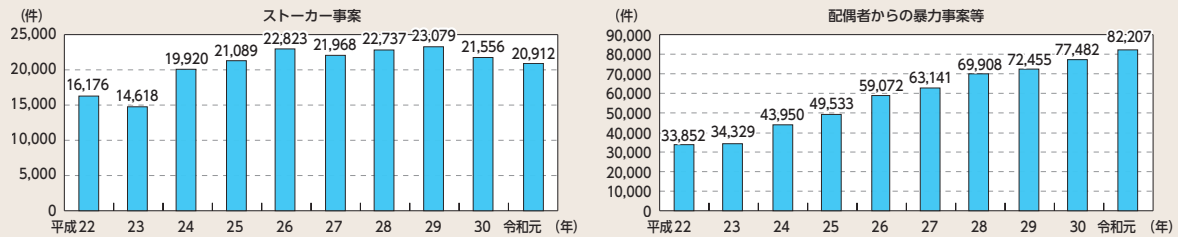


## 2 人身安全関連事案の現状と対策

### (1) 現状

ストーカー事案・配偶者からの暴力事案等<sup>(注1)</sup>の相談等件数及び対応状況の推移は図表2-14から図表2-16までのとおりである。ストーカー事案の相談等件数は高水準で推移しており、また、令和元年中の配偶者からの暴力事案等の相談等件数は、配偶者暴力防止法<sup>(注2)</sup>の施行以降、最多となった。

図表2-14 ストーカー事案・配偶者からの暴力事案等の相談等件数の推移（平成22～令和元年）



注：ストーカー事案には、執ようなつきまといや無言電話等のうち、ストーカー行為等の規制等に関する法律（以下「ストーカー規制法」という。）やその他の刑罰法令に抵触しないものも含む。配偶者からの暴力事案等は、配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた被害者の相談等を受理した件数を指す。

図表2-15 ストーカー事案への対応状況の推移（平成27～令和元年）

| 区分              | 年次                    | 平成27   | 28     | 29     | 30     | 令和元    | 前年比増減 <sup>(注)</sup> |
|-----------------|-----------------------|--------|--------|--------|--------|--------|----------------------|
| 刑法等検挙（件）        |                       | 1,872  | 1,919  | 1,699  | 1,594  | 1,491  | △103（△6.5%）          |
|                 | 殺人（既遂）                | 0      | 1      | 1      | 1      | 0      | △1（△100.0%）          |
|                 | 殺人（未遂）                | 11     | 11     | 8      | 4      | 9      | 5（125.0%）            |
|                 | 暴行                    | 169    | 165    | 167    | 149    | 139    | △10（△6.7%）           |
|                 | 傷害                    | 197    | 180    | 107    | 89     | 89     | 0（0.0%）              |
|                 | 脅迫                    | 362    | 363    | 285    | 231    | 227    | △4（△1.7%）            |
|                 | 住居侵入                  | 315    | 345    | 305    | 311    | 303    | △8（△2.6%）            |
| ストーカー規制法違反検挙（件） | その他                   | 818    | 854    | 826    | 809    | 724    | △85（△10.5%）          |
|                 | ストーカー行為罪              | 677    | 769    | 926    | 870    | 864    | △6（△0.7%）            |
|                 | 禁止命令等違反               | 30     | 34     | 42     | 108    | 116    | 8（7.4%）              |
| ストーカー規制法に基づく対応  | 警告（件）                 | 3,375  | 3,562  | 3,265  | 2,451  | 2,052  | △399（△16.3%）         |
|                 | 禁止命令等（件）              | 145    | 173    | 662    | 1,157  | 1,375  | 218（18.8%）           |
|                 | 警察本部長等への援助の申出の受理件数（件） | 8,139  | 8,252  | 9,007  | 7,647  | 8,069  | 422（5.5%）            |
| その他の対応          | 加害者への指導警告（件）          | 9,858  | 11,598 | 12,264 | 11,210 | 11,643 | 433（3.9%）            |
|                 | 被害者への防犯指導（件）          | 19,703 | 22,097 | 22,549 | 21,358 | 20,320 | △1,038（△4.9%）        |

注：平成30年の数値と比較した令和元年の増減数（括弧内は増減率）

図表2-16 配偶者からの暴力事案等事案への対応状況の推移（平成27～令和元年）

| 区分             | 年次                               | 平成27   | 28     | 29     | 30     | 令和元    | 前年比増減 <sup>(注1)</sup> |
|----------------|----------------------------------|--------|--------|--------|--------|--------|-----------------------|
| 刑法等検挙（件）       |                                  | 7,914  | 8,291  | 8,342  | 9,017  | 9,090  | 73（0.8%）              |
|                | 殺人（既遂）                           | 3      | 2      | 1      | 2      | 3      | 1（50.0%）              |
|                | 殺人（未遂）                           | 96     | 100    | 90     | 109    | 110    | 1（0.9%）               |
|                | 暴行                               | 4,091  | 4,409  | 4,510  | 5,233  | 5,384  | 151（2.9%）             |
|                | 傷害                               | 2,963  | 2,991  | 2,934  | 2,958  | 2,784  | △174（△5.9%）           |
|                | 脅迫                               | 143    | 153    | 149    | 110    | 127    | 17（15.5%）             |
|                | 住居侵入                             | 59     | 62     | 63     | 46     | 47     | 1（2.2%）               |
| 保護命令違反検挙（件）    | その他                              | 559    | 574    | 595    | 559    | 635    | 76（13.6%）             |
|                |                                  | 106    | 104    | 80     | 71     | 71     | 0（0.0%）               |
| 配偶者暴力防止法に基づく対応 | 裁判所からの書面提出要求 <sup>(注2)</sup> （件） | 2,794  | 2,505  | 2,223  | 2,092  | 1,959  | △133（△6.4%）           |
|                | 裁判所からの保護命令通知 <sup>(注3)</sup> （件） | 2,415  | 2,143  | 1,859  | 1,726  | 1,663  | △63（△3.7%）            |
|                | 警察本部長等への援助の申出の受理件数（件）            | 21,642 | 21,271 | 21,904 | 21,846 | 25,539 | 3,693（16.9%）          |
| その他の対応         | 加害者への指導警告（件）                     | 31,752 | 39,851 | 44,361 | 51,172 | 55,519 | 4,347（8.5%）           |
|                | 防犯指導・防犯機器貸出し（件）                  | 55,055 | 62,129 | 66,042 | 72,040 | 74,306 | 2,266（3.1%）           |

注1：平成30年の数値と比較した令和元年の増減数（括弧内は増減率）

2：警察が裁判所から申立人が相談した際の状況を記載した書面等の提出を求められた件数

3：警察が裁判所からの保護命令の通知を受けた件数

注1：平成25年6月に成立した配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴い、平成26年1月3日以降、生活の本拠を共にする交際（婚姻関係における共同生活に類する共同生活を営んでいないものを除く。）をする関係にある相手方からの暴力事案についても計上している。

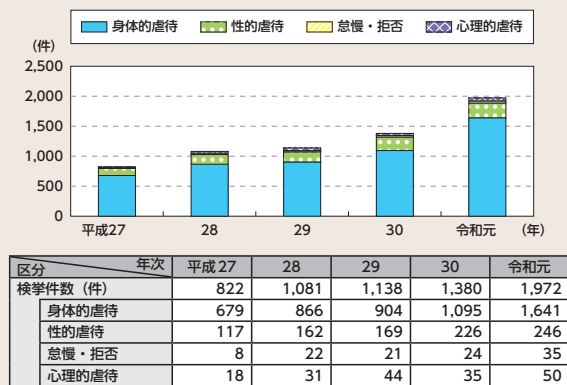
2：配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律



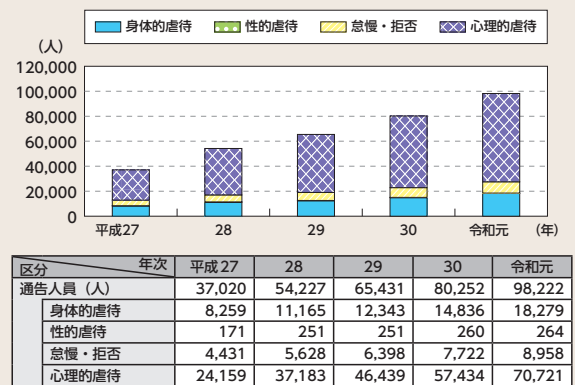
児童虐待事件については、令和元年中の検挙件数は1,972件、検挙人員は2,024人と、統計をとり始めた平成11年以降、過去最多となった。また、態様別検挙件数をみると、身体的虐待が全体の約8割を占めている。

また、児童虐待又はその疑いがあるとして警察から児童相談所に通告した児童数は年々増加しており、令和元年中は過去最多の9万8,222人となった。態様別では、特に心理的虐待の増加が著しく、令和元年中は7万721人と全体の約7割を占めている。

図表2-17 児童虐待事件の態様別検挙件数の推移  
(平成27～令和元年)



図表2-18 警察から児童相談所に通告した児童数の推移  
(平成27～令和元年)



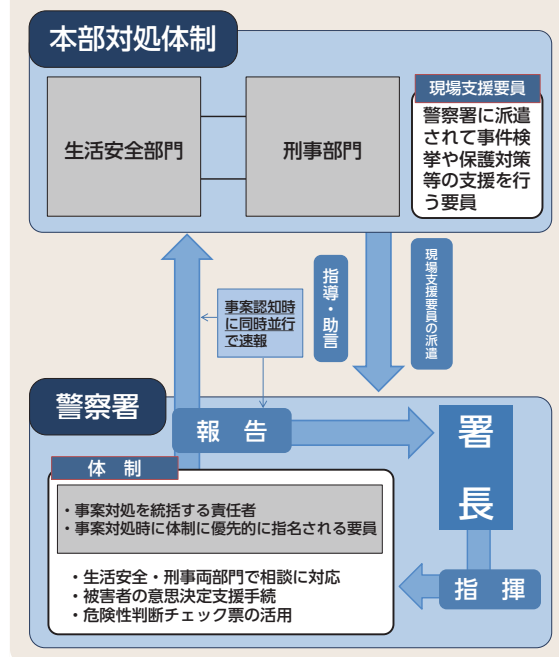
## (2) ストーカー事案・配偶者からの暴力事案等への対策

### ① 迅速かつ的確な対応の徹底

ストーカー事案・配偶者からの暴力事案等は、恋愛感情のもつれ等の私的な人間関係に起因する事案であり、情報技術の進展等を背景としたコミュニケーション手段の変化や対人関係の多様化等により、被害の実態がつかみづらく、潜在化しやすい事案である一方で、加害者の被害者に対する執着心や支配意識が非常に強いものが多く、加害者が、被害者等に対して強い危害意思を有している場合には、検挙されることを顧みず大胆な犯行に及ぶこともあるなど、事態が急展開して重大事件に発展するおそれ大きいものである。

警察では、平成26年4月までに、都道府県警察本部において、事案の認知の段階から対処に至るまで、警察署への指導・助言・支援を一元的に行う生活安全部門と刑事部門を総合した体制を構築し、被害者等の安全の確保を最優先に、ストーカー規制法、配偶者暴力防止法等の関係法令を駆使した加害者の検挙等による加害行為の防止、被害者等の保護措置等、組織的な対応を推進している。また、被害者等からの相談に適切に対応できるよう、平成25年から、被害者の意思決定支援手続及び危険性判断チェック票<sup>(注1)</sup>を導入している。さらに、平成27年度から、緊急・一時的に被害者等を避難させる必要がある場合に、ホテル等の宿泊施設を利用するための費用を公費で負担することとしている<sup>(注2)</sup>。

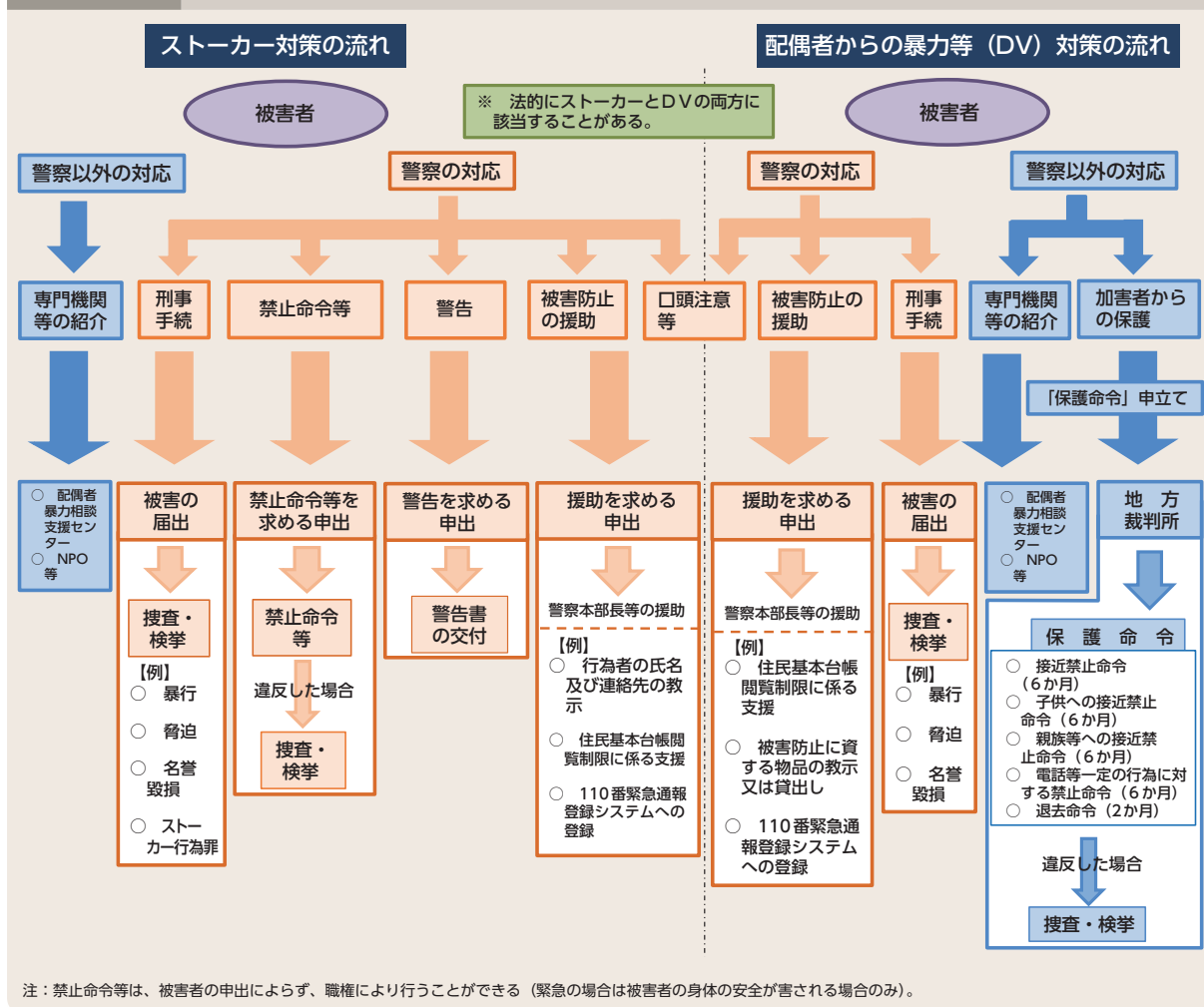
図表2-19 体制の確立



注1：ストーカー事案や配偶者からの暴力事案等について相談をした被害者から、被害者本人や加害者の性格、日常行動等に関する項目についてアンケート方式で聴取し、殺人等の重大事案に発展する危険性・切迫性を判断する上での参考資料とするための票

注2：193頁参照

図表 2-20 ストーカー事案・配偶者からの暴力事案に関する手続の流れ



## CASE

会社員の男（25）は、禁止命令を受けたにもかかわらず、平成30年12月から31年1月にかけて、探偵業者と共謀の上、元交際相手の女性の自宅を見張り、ストーカー行為をした。同月、同男をストーカー規制法違反で逮捕し、同年3月、同探偵業者を同法違反で検挙した（滋賀）。

### ② 関係機関・団体と連携したストーカー対策

ストーカー事案に対し実効性のある対策を行うためには、社会全体での取組が必要であることから、警察庁では、平成27年3月にストーカー総合対策関係省庁会議が策定した「ストーカー総合対策」、同年12月に閣議決定された「第4次男女共同参画基本計画」等に基づき、関係機関・団体と連携して、被害防止のための広報啓発、加害者に関する取組等を推進している。

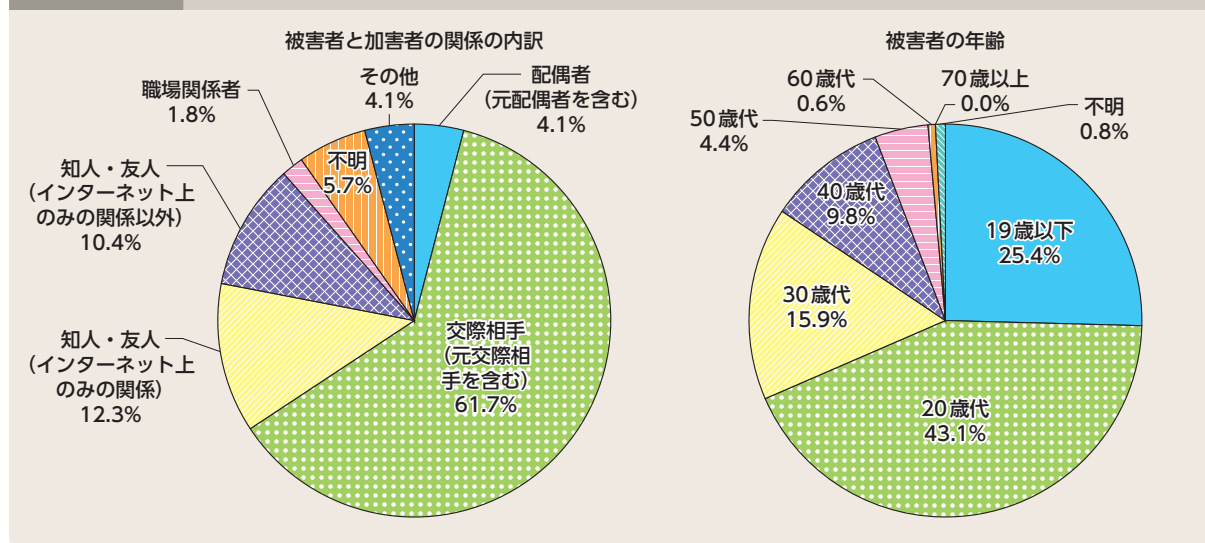
警察においては、平成28年度から、警察が加害者への対応方法やカウンセリング・治療の必要性について地域精神科医等の助言を受け、加害者に受診を勧めるなど、地域精神科医療機関等との連携を推進している。

### ③ リベンジポルノ等への対策

インターネットやスマートフォンの普及に伴い、画像情報等の不特定多数の者への拡散が容易になったことから、交際中に撮影した元交際相手の性的画像等を撮影対象者の同意なくインターネット等を通じて公表する行為（リベンジポルノ等）により、被害者が長期にわたり回復し難い精神的苦痛を受ける事案が発生している。

令和元年中の私事性的画像<sup>(注1)</sup>に関する相談等の件数<sup>(注2)</sup>は1,479件であった。このうち、被害者と加害者の関係については、交際相手（元交際相手を含む。）が61.7%、インターネット上のみの関係にある知人・友人が12.3%を占めており、また、被害者の年齢については、20歳代が43.1%、19歳以下が25.4%を占めている。さらに、私事性的画像被害防止法の適用による検挙件数は34件、脅迫、児童買春・児童ポルノ禁止法<sup>(注3)</sup>違反等の他法令による検挙は227件であった。

図表 2-21 私事性的画像に係る相談等の状況（令和元年）



警察では、このような事案について、被害者の要望を踏まえつつ、違法行為に対して厳正な取締りを行うとともに、プロバイダ等の事業者と連携し、公表された私事性的画像記録の流通・閲覧防止のための措置等の迅速な対応を講じている。また、広報啓発活動等を通じて、被害の未然防止を図っている。

#### CASE

平成31年4月、女性から、「SNSを通じて知り合った男性から、連絡をしてこなければ裸の画像をさらすと脅された」との相談を受理した。SNS上に同女性を特定することができる方法で同画像が投稿されているのを発見したことから、同年6月、知人の男（37）を私事性的画像被害防止法違反（私事性的画像記録物公然陳列）等で逮捕した（三重）。

注1：私事性的画像記録の提供等による被害の防止に関する法律（以下「私事性的画像被害防止法」という。）第2条第1項に定める性交又は性交類似行為に係る人の姿態等が撮影された画像をいう。

注2：私事性的画像記録又は私事性的画像記録物に関する相談のうち、私事性的画像被害防止法やその他の刑罰法令に抵触しないものを含む。

注3：児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律

### (3) 児童虐待防止対策

児童虐待は、児童が自ら助けを求めることが困難である、被害を受けていること自体を認識できないなどの理由により、被害が潜在化・長期化し、深刻な被害に至る可能性が高いという特徴を有している。

近年も重大な児童虐待事件が発生している状況を踏まえ、児童虐待防止対策に関する関係閣僚会議（以下この項において「関係閣僚会議」という。）において、平成30年7月に「児童虐待防止対策の強化に向けた緊急総合対策」が、平成31年2月及び3月に「〔児童虐待防止対策の強化に向けた緊急総合対策〕の更なる徹底・強化について」及び「児童虐待防止対策の抜本的強化について」がそれぞれ決定されたほか、同年6月には、児童虐待防止対策の強化を図るための児童福祉法等の一部を改正する法律が成立するなど、政府一丸となって児童虐待防止対策が進められている。

#### ① 児童の安全確保を最優先とした対応の徹底

警察では、児童虐待が疑われる事案を認知した段階では、事案の危険性・緊急性を正確に把握することが困難である一方、事態が急展開して重大事件に発展するおそれがあることから、認知の段階から警察本部が確実に関与するため、110番通報や相談、関係機関からの情報提供によるほか各種警察活動を通じて当該事案を認知した際には、警察署長及び本部対処体制<sup>(注1)</sup>に速報することとしている。本部対処体制においては、児童の安全確保を最優先とした必要な措置が迅速に行われるよう、警察署に対する指導・助言、要員の派遣等の支援を行っている。

児童の安全の直接確認を徹底するため、警察では、早期の現場臨場、付近住民への聞き込み、警察が保有する各種情報の照会等を行うとともに、児童相談所に対しても、立入調査や一時保護等の対応をとるよう求めている。また、虐待を受けたと思われる児童については、児童相談所に対して確実に通告を実施し、通告に至らない場合であっても、情報提供を実施し、児童の身体状況や保護者の対応等を客観的かつ具体的に伝えることとしている。

通告等の後も、児童相談所から、対応状況等の児童に関する情報の提供を受けるとともに、警察が保有する関連情報を提供している。

#### ② 迅速かつ的確な捜査の遂行

児童相談所への通告と並行して、事案に応じて厳正な捜査を行い、事件化する場合には、必要な捜査をできる限り速やかに行い、捜査を契機とした児童の安全確保を図っている。

#### ③ 児童の安全確保に向けた関係機関との連携の強化

##### ア 児童相談所との連携

「児童虐待防止対策の強化に向けた緊急総合対策」において、警察と児童相談所との間で共有することとされた情報<sup>(注2)</sup>については、事案の危険性・緊急性に応じた措置を迅速かつ的確に講じている。

また、児童相談所からの援助要請<sup>(注3)</sup>に基づいて、児童相談所職員による児童の安全確認、一時保護、立入調査等に警察官が同行して、児童の安全確保及び保護に努めている。

注1：53頁参照

2：①虐待による外傷、ネグレクト、性的虐待があると考えられる事案等に関する情報

②通告受理後、子どもと面会ができず、48時間以内に児童相談所や関係機関において安全確認ができない事案に関する情報

③①の児童虐待に起因した一時保護や施設入所等の措置をしている事案であって、当該措置を解除し、家庭復帰するものに関する情報

3：児童虐待の防止等に関する法律第10条において、児童相談所長は、児童の安全確認、一時保護を行う場合において、必要に応じて警察署長に援助を求めることができるとされている。



さらに、児童相談所と合同で、児童相談所職員が行う具体的な事例を設定したロールプレイング方式による実践的な訓練等を内容とする研修を実施しているほか、児童相談所を設置する自治体からの要請に応じ、児童相談所における警察OB等の配置への協力を実施している<sup>(注1)</sup>。

#### イ 学校・教育委員会との連携

累次の関係閣僚会議決定を踏まえ、警察では、虐待通告等の対応に関して保護者から威圧的な要求や暴力の行使が予想される場合等において、学校・教育委員会等と連携して対応している。



児童相談所との合同研修

#### ウ 要保護児童対策地域協議会を活用した関係機関との連携

警察では、自治体からの要請に基づいて、要保護児童対策地域協議会<sup>(注2)</sup>に構成員として参画し、関係機関との間で児童虐待事案の情報共有等を行っている。

### CASE

平成31年3月、父親から虐待を受けている女子児童（17）に係る通告がなされ、同児童とその妹及び弟を一時保護したと児童相談所から警察署に通報があった。学校及び同所と連携の上、同児童らから事情聴取を行ったところ、父親（45）がしつつけと称して同児童らに対し、日常的にスタンガンを押し付け、電流を流す虐待を行っていたことが判明し、同年5月、同父親を暴行罪及び傷害罪で逮捕した（福岡）。

#### ④ 被害児童に対する配慮及び支援

児童虐待が疑われる事案における、被害児童からの聴取については、関係機関の代表者による聴取が児童の負担軽減及び児童の供述の信用性の担保の双方に資する有効な聴取方法であるとの認識の下、児童の心情や特性に配慮するとともに、関係機関と緊密な連携を図りながら対応している。

#### ⑤ 警察における対応力の強化

警察では、児童虐待の早期発見等に資する教育訓練を徹底するとともに、都道府県警察本部に、児童相談所等関係機関との連携や警察職員に対する児童虐待事案対応時の専門的対応に関する指導等の業務を担う「児童虐待対策官」を設置するなど、警察における児童虐待への対応力の強化を図るための取組を推進している。

注1：平成31年4月1日現在、警察職員44人、警察OB216人が児童相談所へ配置されている。

注2：児童福祉法第25条の2において、地方公共団体は、単独で又は共同して、要保護児童の適切な保護又は要支援児童若しくは特定妊婦への適切な支援を図るため、関係機関、関係団体及び児童の福祉に関連する職務に従事する者その他の関係者により構成される要保護児童対策地域協議会を置くように努めなければならないとされている。



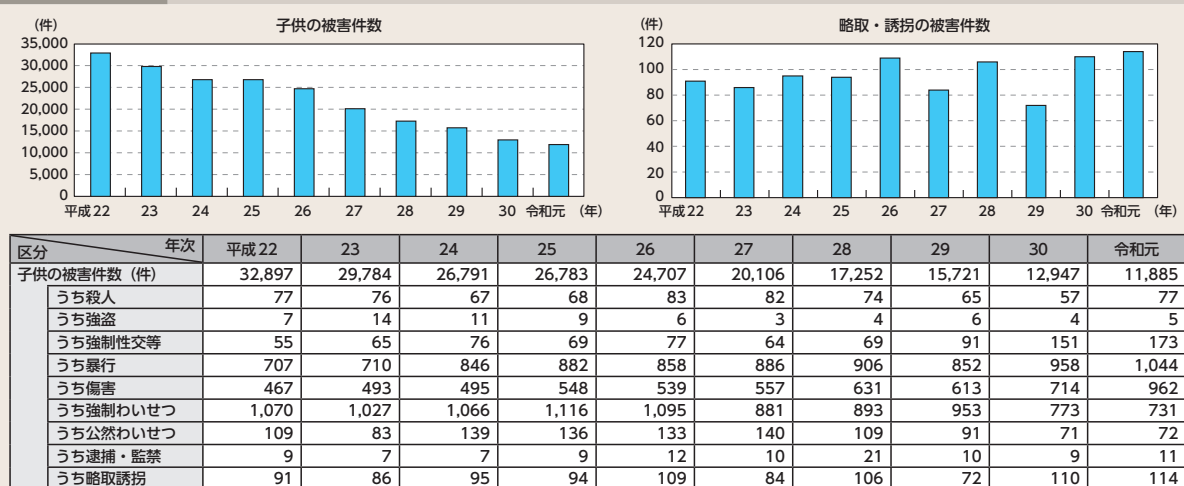
### 3 子供の安全を守るための取組

#### (1) 子供を犯罪から守るための取組

##### ① 子供が被害者となる犯罪

13歳未満の子供が被害者となった刑法犯の認知件数（以下「子供の被害件数」という。）は、図表2-22のとおりであり、減少傾向にある。同図表に掲げる罪種のうち、認知件数に占める子供の被害件数の割合が最も高い罪種は略取誘拐であり、令和元年中は38.9%（認知件数293件のうち114件）であった。

図表2-22 子供（13歳未満）の被害件数及び罪種別被害状況の推移（平成22～令和元年）



注：刑法の一部が改正（平成29年7月13日施行）され、強姦の罪名、構成要件等が改められたことに伴い、「強姦」を「強姦等」に変更した。

##### ② 子供の生活空間における安全対策

###### ア 学校や通学路の安全対策

「登下校防犯プラン」（平成30年6月登下校時の子供の安全確保に関する関係閣僚会議決定）等に基づき、警察では、子供が被害者となる犯罪を未然に防止し、子供が安心して登下校することなどができるよう、教育委員会・学校、自治体、保護者、見守りに関わる地域住民等と連携し、通学路や登下校時の集合場所等の点検を実施するとともに、こうした場所への重点的な警戒・パトロールを実施しているほか、退職した警察官等をスクールサポーターとして委嘱し学校へ派遣している。また、防犯ボランティア団体、事業者等の多様な担い手と連携した子供の見守り活動を行うなど、学校や通学路等における子供の安全確保に係る各種の取組を推進している。

###### イ 被害防止教育の推進

警察では、子供に犯罪被害を回避する能力等を身に付けさせるため、小学校、学習塾等において、学年や理解度に応じ、紙芝居、演劇、ロールプレイング方式等により、危険な事案への対応要領等について子供が考えながら参加・体験できる防犯教室、地域安全マップ作成会等を関係機関・団体と連携して開催している。また、教職員に対しては、不審者が学校に侵入した場合の対応要領の指導等を行っている。

###### ウ 情報発信活動の推進

警察では、子供が被害に遭った事案等の発生に関する情報を子供や保護者に対して迅速に提供できるよう、警察署と教育委員会、小学校等との間で情報共有体制を整備するとともに、都道府県警察のウェブサイトや電子メール等を活用した情報発信を行うなど、地域住民に対する情報提供を実施している。

###### エ ボランティアに対する支援

警察では、「子供110番の家」として危険に遭遇した子供の一時的な保護と警察への通報等を行うボランティアに対し、ステッカーや対応マニュアル等を配布するなどの支援を行っているほか、防犯ボランティア団体に対する見守り体制の確認・指導や合同パトロールを実施するなど、自主防犯活動を支援している。

### ③ 子供女性安全対策班による活動の推進

警察では、平成21年以降、都道府県警察本部に設置された子供女性安全対策班（JWAT<sup>注1）</sup>が、子供や女性を対象とする性犯罪等の前兆とみられる声掛け、つきまとい等の事案に関する情報収集、分析等により行為者を特定し、検挙又は指導・警告措置を講じている。検挙活動等に加え、これらの先制・予防的活動を積極的に推進していくことによって、子供や女性を被害者とする性犯罪等の未然防止に努めている。

#### CASE

令和元年5月、下校中の女兒（7）が、見知らぬ男から自宅マンション内までつきまといられるという事案が発生した。子供女性安全対策班が、現場付近に設置されている防犯カメラ画像を収集・解析するなどして、会社員の男（44）の犯行であることを突き止め、同年6月、同男を住居侵入罪で逮捕した（兵庫）。

### ④ 子供対象・暴力的性犯罪出所者の再犯防止措置制度の運用

警察では、13歳未満の子供を被害者とした強制わいせつ等の暴力的性犯罪で服役して出所した者について、法務省から情報提供を受け、各都道府県警察において、その所在確認を実施しているほか、必要に応じて当該出所者の同意を得て面談を行うなど、再犯防止に向けた措置を講じている。

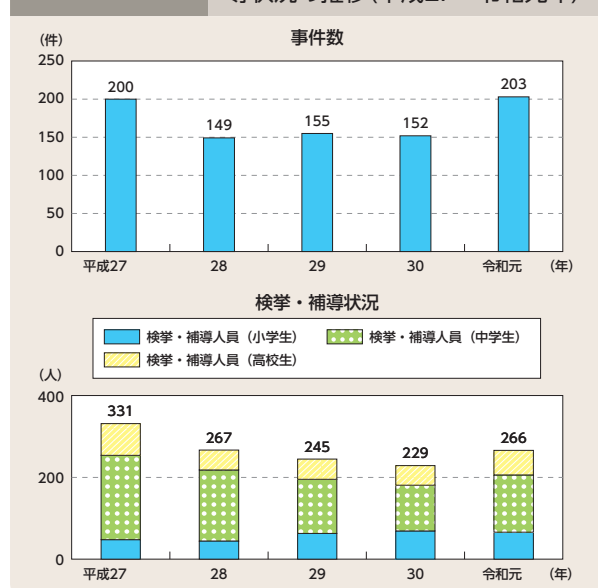
## （2）いじめ事案への対応

近年のいじめ<sup>注2）</sup>に起因する事件数及び検挙・補導状況は図表2-23のとおりである。また、令和元年中の検挙・補導人員（266人）のうち、その約5割を中学生が占めている。

警察では、いじめ防止対策推進法の趣旨に基づき、少年相談活動やスクールサポーターの学校への訪問活動等により、いじめ事案の早期把握に努めるとともに、把握したいじめ事案の重大性及び緊急性、いじめを受けた児童生徒（以下「被害児童等」という。）及びその保護者の意向、学校等の対応状況等を踏まえ、学校等と緊密に連携しながら、必要な対応を推進している。

図表2-23

いじめに起因する事件数と検挙・補導状況の推移(平成27～令和元年)

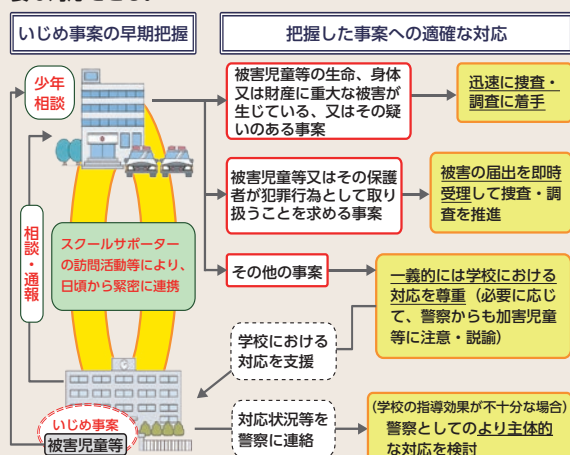


図表2-24

警察によるいじめ事案への対応

#### ◆基本的な考え方

教育上の配慮等の観点から、一義的には教育現場における対応を尊重しつつも、犯罪行為がある場合には、被害児童等や保護者の意向、学校における対応状況等を踏まえながら、警察として必要な対応をとる。



注1：Juvenile and Woman Aegis Teamの略

注2：いじめの定義は、平成25年6月に制定されたいじめ防止対策推進法第2条に定める「児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの」としている。

### (3) 少年<sup>(注1)</sup>の福祉を害する犯罪への対策と有害環境対策

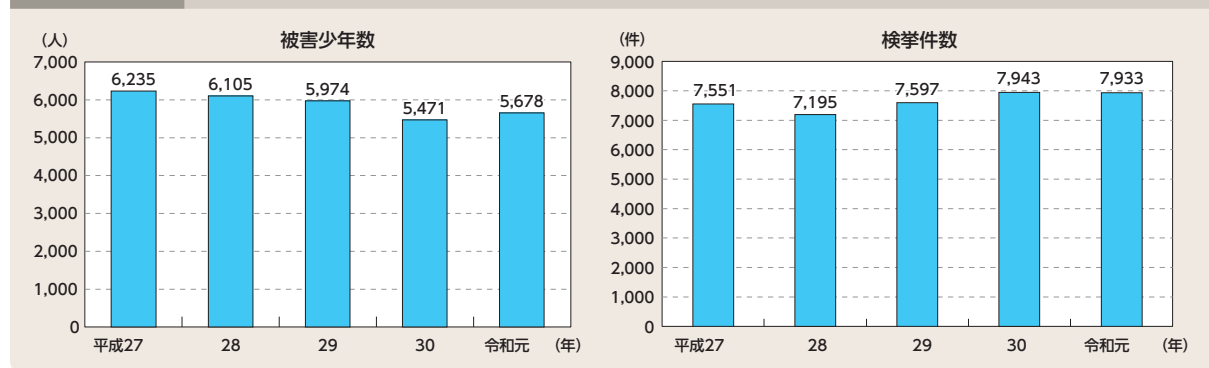
警察では、福祉犯<sup>(注2)</sup>の取締り、被害少年の発見・保護、インターネット上の違法情報・有害情報の取締り等少年を取り巻く有害環境対策を推進している。このうち、児童買春、児童ポルノの製造等の子供の性被害<sup>(注3)</sup>に係る対策については、国家公安委員会が政府内における同対策の企画・立案及び関係機関との総合調整の業務を行っており、平成29年4月に犯罪対策閣僚会議において策定された「子供の性被害防止プラン」（児童の性的搾取等に係る対策の基本計画）に基づき、政府全体の取組を推進している。

#### ① 少年の福祉を害する犯罪への対策

福祉犯の被害少年数は図表2-25のとおりであり、令和元年中は前年より増加した。検挙件数は平成28年以降増加傾向にあったが、令和元年は前年より減少した。

被害少年を早期に発見・保護するとともに、新たな被害を発生させないため、警察では、積極的な取締り等の取組を推進している。また、国民からの情報提供、インターネット・ホットラインセンター（IHC）<sup>(注4)</sup>からの通報、街頭補導活動、サイバーパトロール等による端緒情報の把握に努めるとともに、情報の分析、積極的な取締り等を推進している。

図表2-25 福祉犯の検挙件数等の推移（平成27～令和元年）



#### CASE

児童養護施設の元児童指導員の男（43）は、平成31年3月、自らの立場を利用し、施設に入所する男子中学生（13）に対し、ホテルにおいてわいせつな行為を行った。同年6月、同男を児童福祉法違反（児童に淫行させる行為）で逮捕した（福岡）。

#### ア 児童ポルノ

児童ポルノ事犯は近年増加傾向にあり、令和元年中の検挙件数は3,059件、検挙人員は2,116人と、前年より減少したが、引き続き高い水準にある。令和元年中の被害児童数<sup>(注5)</sup>は過去最多の1,559人となった。被害態様別でみると、児童が自らを撮影した画像に伴う被害が約4割を占め、被害児童数は平成24年以降7年連続で増加している。

図表2-26 児童ポルノ事犯の検挙状況等の推移（平成27～令和元年）

| 区分        | 年次    |       |       |       |       |
|-----------|-------|-------|-------|-------|-------|
|           | 平成27  | 28    | 29    | 30    | 令和元   |
| 検挙件数 (件)  | 1,938 | 2,097 | 2,413 | 3,097 | 3,059 |
| 検挙人員 (人)  | 1,483 | 1,531 | 1,703 | 2,315 | 2,116 |
| 被害児童数 (人) | 905   | 1,313 | 1,216 | 1,276 | 1,559 |

注1：20歳未満の者

2：少年の心身に有害な影響を与え、少年の福祉を害する犯罪をいう。例えば、児童買春・児童ポルノ禁止法違反、児童福祉法違反（児童に淫行をさせる行為等）、労働基準法違反（年少者の危険有害業務等）等が挙げられる。

3：児童に対する性的搾取（児童に対し、自己の性的好奇心を満たす目的又は自己若しくは第三者の利益を図る目的で、児童買春、児童ポルノの製造その他の児童に性的な被害を与える犯罪行為をすること及び児童の性に着目した形態の営業を行うことにより児童福祉法第60条に該当する行為をすること並びにこれらに類する行為をすることをいう。）及びその助長行為（児童買春の周旋、児童買春等目的の人身売買、児童の性に着目した形態の営業のための場所の提供及び児童ポルノの提供を目的としたウェブサイトの開設等をいう。）をいう。

4：111頁参照

5：児童ポルノ事犯の検挙を通じて、新たに特定された被害児童数

警察では、このような情勢を踏まえ、関係機関・団体と緊密な連携を図りながら、低年齢児童を狙ったグループや児童ポルノ販売グループによる悪質な事犯等に対する取締りの強化、国内サイト管理者等に対する児童ポルノ画像の削除依頼、被害児童に対する支援等を推進している。

## CASE

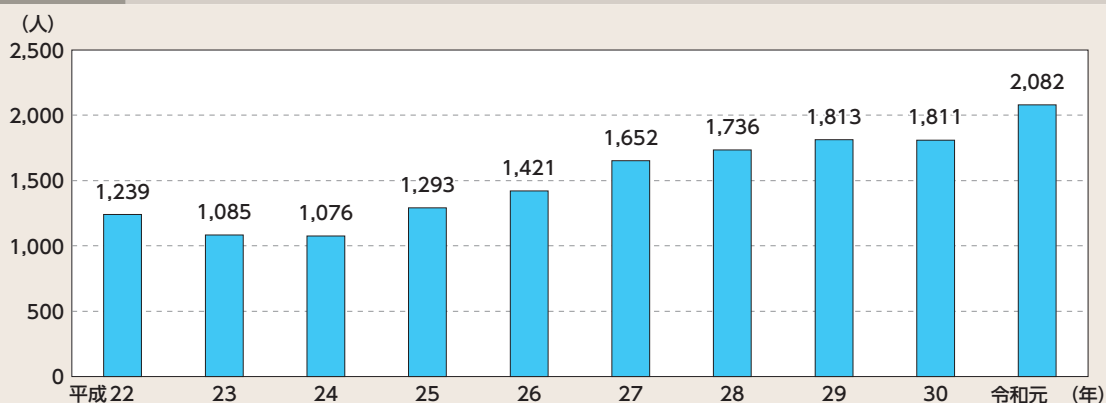
無職の男（40）は、平成29年12月から30年2月までの間、自身が立ち上げていた低年齢児童を性的好奇心の対象とする者らから成るグループの会員らに児童ポルノ画像を販売した。平成31年1月、同男を児童買春・児童ポルノ禁止法違反（児童ポルノ提供）等で検挙した（大阪）。

### イ SNSに起因する事犯

SNSは、インターネットの匿名性や不特定多数の者に対して瞬時に連絡を取ることができる特性から、児童買春等の違法行為の「場」となっている状況がうかがえる。また、令和元年中、SNSに起因して犯罪被害に遭った児童の数は、2,082人と増加傾向にある。フィルタリング<sup>(注)</sup>の利用の有無が判明した被害児童のうち約9割が被害時にフィルタリングを利用していなかったことも明らかになった。

このような状況を踏まえ、警察では、関係機関・団体等と連携し、保護者に対する啓発活動、児童に対する情報モラル教育、スマートフォンを中心としたフィルタリングの普及促進等の取組を推進している。また、SNS事業者に対し検挙事例等に関する情報を提供するなど、事業者による自発的な被害防止対策の実施を促進している。

図表2-27 SNSに起因する事犯の被害児童数の推移（平成22～令和元年）



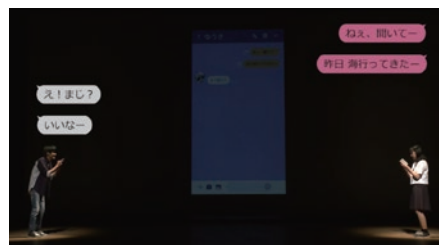
## memo

### 児童が自らを撮影した画像に伴う被害の実態と対策

「児童が自らを撮影した画像に伴う被害」とは、だまされたり、脅されたりして児童が自分の裸体を撮影させられた上、メール等で送られる被害をいう。

令和元年は、児童ポルノ事犯全体の約4割を占める584人がこの被害に遭っており、被害児童数は平成24年（207人）から毎年増加している。

警察では、児童ポルノ事犯に対する取締りを推進するとともに、学生による性被害防止啓発活動を支援し、子供たち自らが性被害について考える取組を行うなど、広報啓発を推進している。

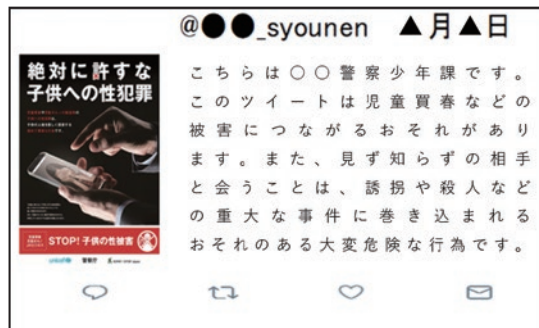


高校生の演劇による性被害防止活動の状況

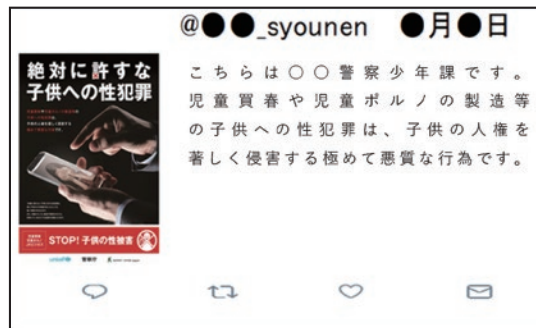
注：インターネット上のウェブサイト等を一定の基準に基づき選別し、青少年に有害な情報を閲覧できなくするプログラムやサービス



警察では、SNSに起因する子供の性被害を防止するため、子供の性被害につながるおそれのある不適切な書き込みをサイバーパトロールにより発見し、注意喚起のためのメッセージを投稿する取組を推進している。



児童と思料される者に向けたメッセージ  
(イメージ)



児童の性被害を誘引していると思料される者に向けたメッセージ  
(イメージ)

## ② 少年を取り巻く有害環境への対策

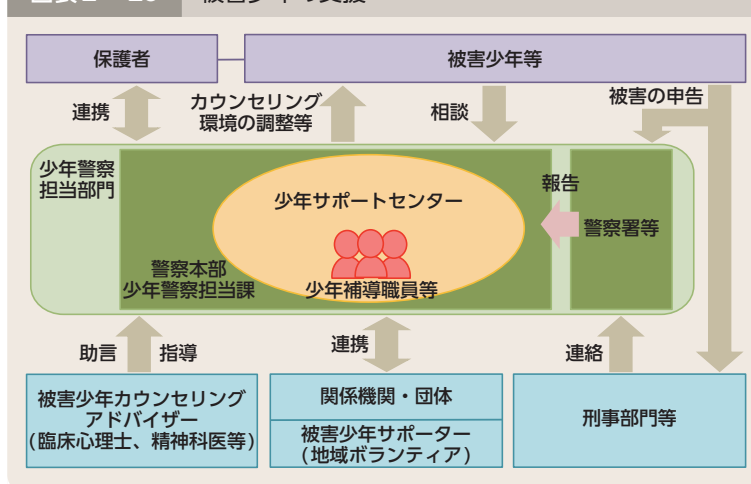
近年、繁華街等において児童の性に着目した新たな形態の営業として、JKビジネスと呼ばれる営業が出現しているなど、少年を取り巻く社会環境は変容している。警察では、少年の保護と健全育成の観点から、あらゆる警察活動を通じて、各地域の実態の把握に努めるとともに、これらの営業において稼働している児童等に対する補導、立ち直り支援等の取組を推進している。

また、少年に有害な商品等を取り扱う店等に対して、少年の健全育成のための自主的措置が促進されるよう指導・要請を行うなど、有害環境対策を推進している。

## (4) 少年の犯罪被害への対応

警察では、犯罪の被害に遭った少年に対し、警察本部に設置された少年サポートセンター等に所属する少年補導職員(注)を中心としてカウンセリング等の継続的な支援を行うとともに、大学の研究者、精神科医、臨床心理士等の専門家を被害少年カウンセリングアドバイザーとして委嘱し、支援を担当する職員が専門的な助言を受けることができるようにしている。

図表 2-28 被害少年の支援



注：特に専門的な知識及び技能を必要とする活動を行わせるため、その活動に必要な知識と技能を有する警察職員（警察官を除く。）のうちから警視總監又は道府県警察本部長が命じた者で、少年の非行防止や立ち直り支援等の活動において、重要な役割を果たしている。令和2年4月1日現在、全国に約900人の少年補導職員が配置されている。

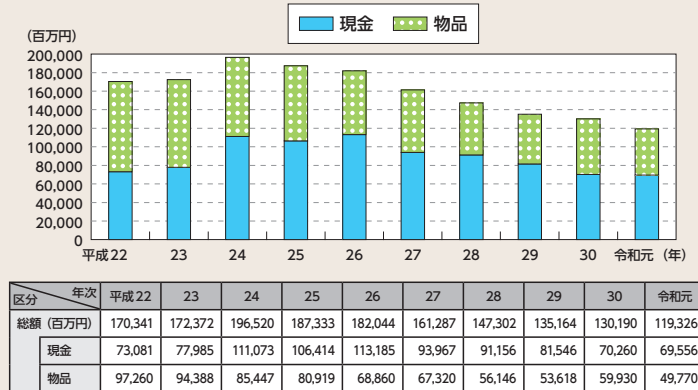
## 4 国民の財産を狙う事犯への対策

### (1) 財産犯の被害額の罪種別状況

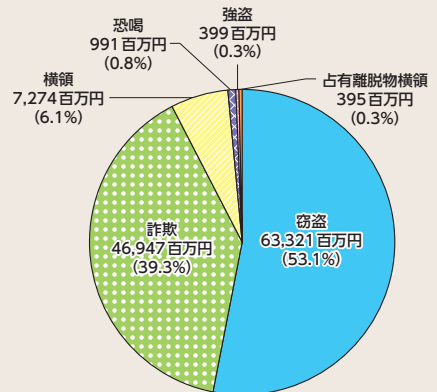
財産犯<sup>(注1)</sup>の被害額の推移は、図表2-29のとおりであり、その被害総額は平成14年以降、減少傾向にある。

令和元年の財産犯の被害額の罪種別状況は、図表2-30のとおりである

図表2-29 財産犯の被害額の推移（平成22～令和元年）



図表2-30 財産犯の被害額の罪種別被害状況（令和元年）



### (2) 侵入窃盗対策

侵入窃盗の認知・検挙状況の推移は、図表2-31のとおりである。侵入窃盗の認知件数は、ピーク時である平成14年（33万8,294件）以降減少傾向にあり、同年から令和元年にかけて、28万486件（82.9%）減少した。

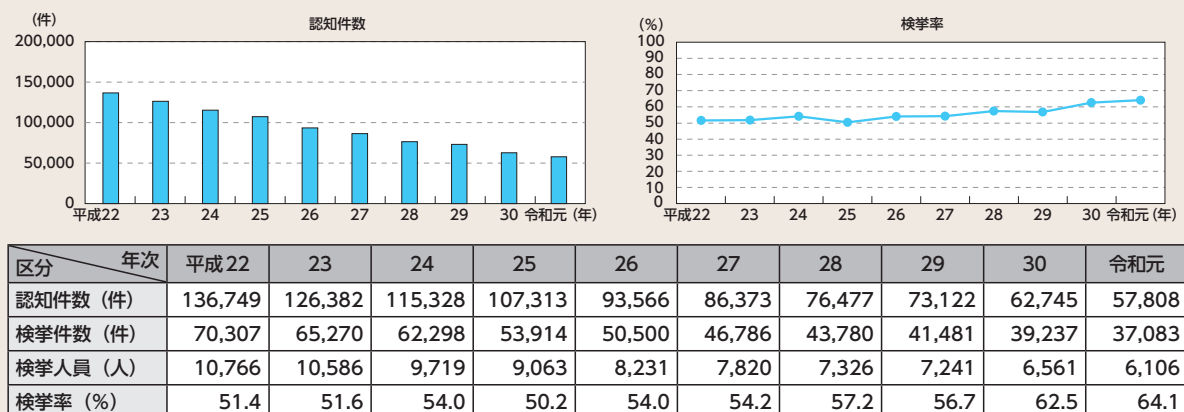
警察庁、経済産業省、国土交通省及び建物部品関連の民間団体から構成される「防犯性能の高い建物部品の開発・普及に関する官民合同会議」では、平成16年4月から、侵入までに5分以上の時間を要するなど一定の防犯性能があると評価した建物部品（CP部品）を掲載した「防犯性能の高い建物部品目録」をウェブサイトで公表するなどして、CP部品の普及に努めており、目録には令和2年3月末現在で17種類3,416品目が掲載されている。また、警察庁のウェブサイト「住まいの防犯110番」<sup>(注2)</sup>を開設し、侵入犯罪対策の広報啓発を推進している。



CPマーク

CP部品だけが表示できる共通標準で Crime Prevention（防犯）の頭文字を図案化したもの

図表2-31 侵入窃盗の認知・検挙状況の推移（平成22～令和元年）



注1：強盗、恐喝、窃盗、詐欺、横領及び占有離脱物横領

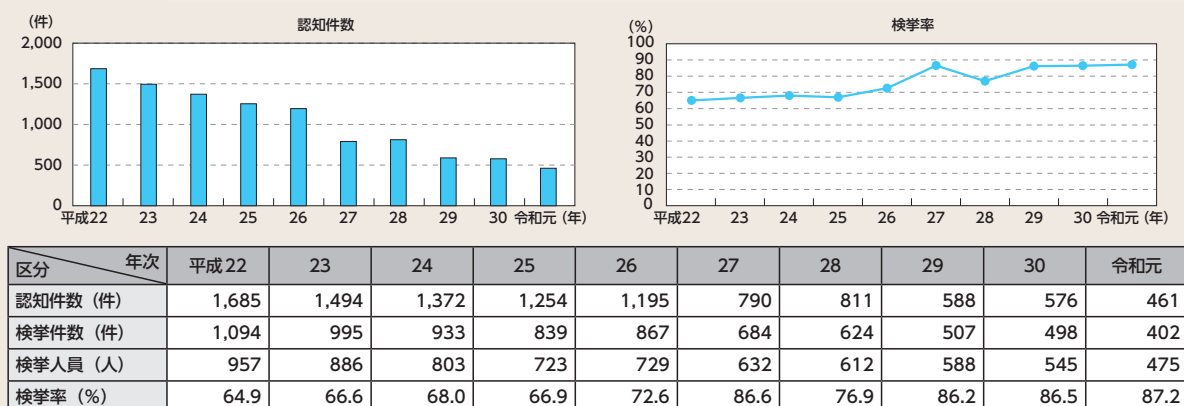
2：http://www.npa.go.jp/safetylife/seiwiki26/index.html

### (3) 侵入強盗対策

侵入強盗の認知・検挙状況の推移は、図表2-32のとおりである。侵入強盗の認知件数は、ピーク時である平成15年（2,865件）以降減少傾向にあり、同年から令和元年にかけて、2,404件（83.9%）減少した。

警察では、コンビニエンスストアや金融機関等を対象とした強盗対策として、防犯体制、現金管理の方法、店舗等の構造、防犯設備等について基準を定め、警察官の巡回や機会を捉えた防犯訓練等を実施している。

図表2-32 侵入強盗の認知・検挙状況の推移（平成22～令和元年）



### (4) 自動車盗対策

自動車盗の認知・検挙状況の推移は、図表2-33のとおりである。

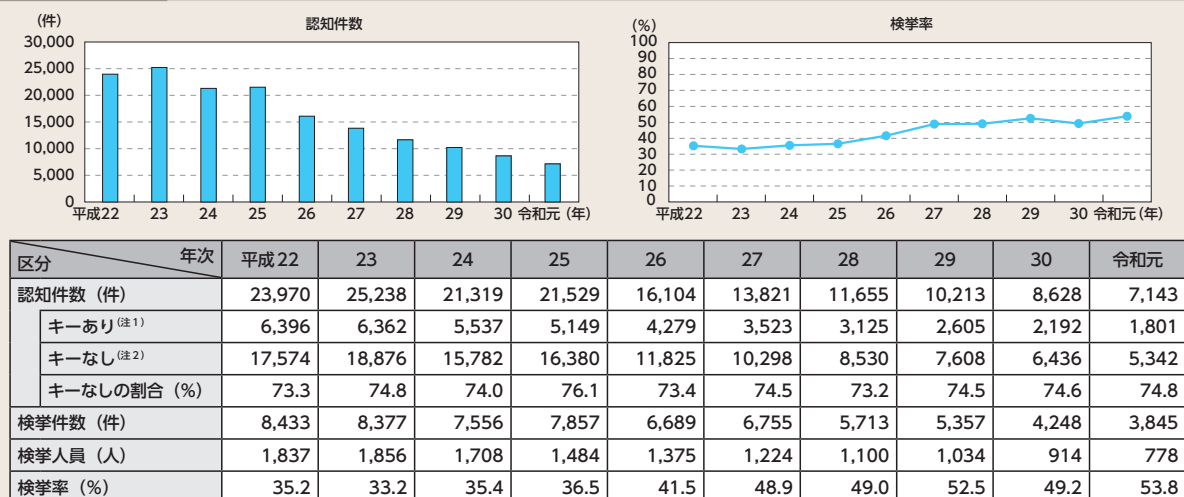
警察庁、財務省、経済産業省、国土交通省及び民間19団体から構成される「自動車盗難等の防止に関する官民合同プロジェクトチーム」では、「自動車盗難等防止行動計画」（平成14年1月策定、令和元年12月改定）に基づき、イモビライザ<sup>(注)</sup>等の盗難防止装置やナンバープレート盗難防止ネジ等の普及促進、自動車の使用者に対する防犯指導、広報啓発等を推進している。

こうした取組もあり、ピーク時である平成15年（6万4,223件）以降、自動車盗の認知件数は減少傾向にある。



自動車盗難防止の広報ポスター

図表2-33 自動車盗の認知・検挙状況の推移（平成22～令和元年）



注1：エンジンキーがイグニッションスイッチに差し込まれ、又は運転席若しくはその周辺に放置されていて被害に遭ったもの  
注2：「キーあり」以外のもの

注：エンジンキーに埋め込まれた送信機から発するIDコードと、車両本体の電子制御装置にあらかじめ登録されたIDコードが一致しなければ、エンジンが始動しない電子式盗難防止装置

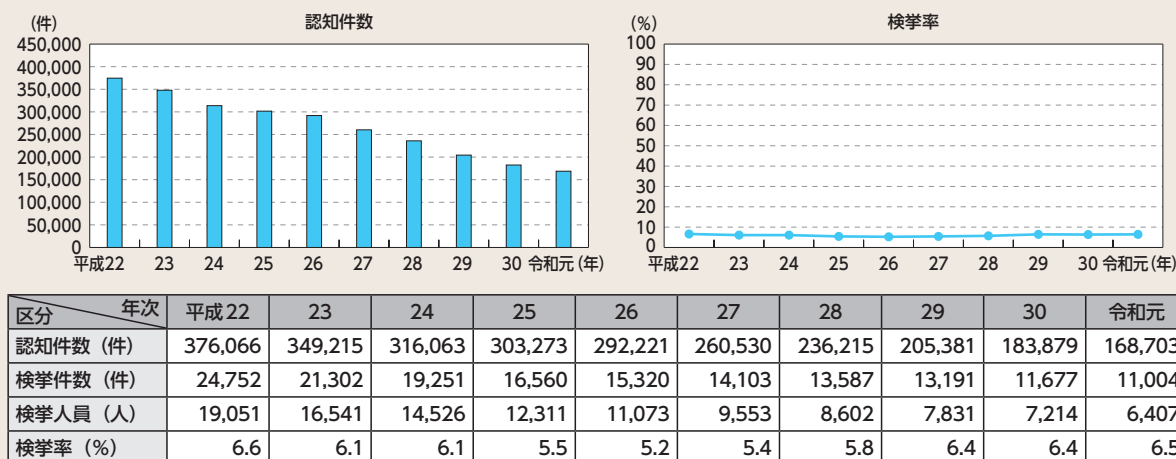
## (5) 自転車盗対策

自転車盗の認知・検挙状況の推移は、図表2-34のとおりである。

警察庁の要請を踏まえ、平成12年以降、業界団体において、不正開錠に強い錠の普及が促進されたことなどから、平成14年以降自転車盗の認知件数は減少傾向にある。

警察では、引き続き関係機関・団体等と連携し、自転車の利用者に対して施錠の励行や防犯登録の呼び掛けを行うなど、自転車の盗難防止及び被害回復に向けた取組を推進している。

図表2-34 自転車盗の認知・検挙状況の推移（平成22～令和元年）

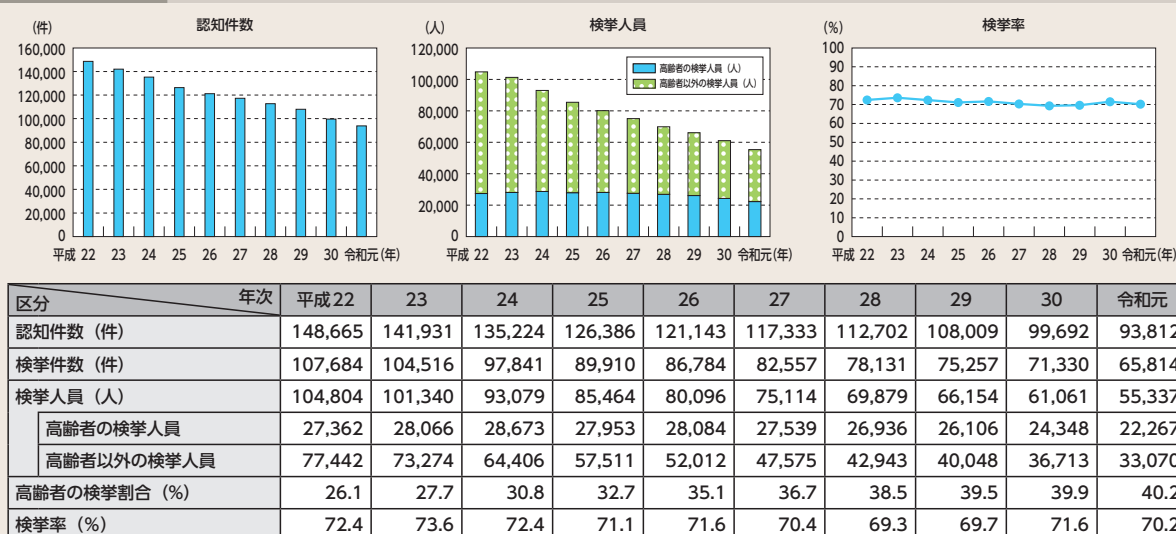


## (6) 万引き対策

万引きの認知・検挙状況の推移は、図表2-35のとおりである。万引きの認知件数は平成22年以降減少傾向にあるものの、刑法犯認知件数に占める万引きの認知件数の割合は上昇傾向にあり、令和元年中は12.5%に達している。また、万引きの検挙人員全体に占める65歳以上の高齢者の割合は上昇傾向にあり、令和元年中は40.2%であった<sup>(注)</sup>。

警察では、万引きを許さない社会気運の醸成や規範意識の向上を図るため、関係機関・団体等と連携した広報啓発を行うなど、社会を挙げた万引き防止に向けた取組を推進している。

図表2-35 万引きの認知・検挙状況の推移（平成22～令和元年）



注：12頁参照



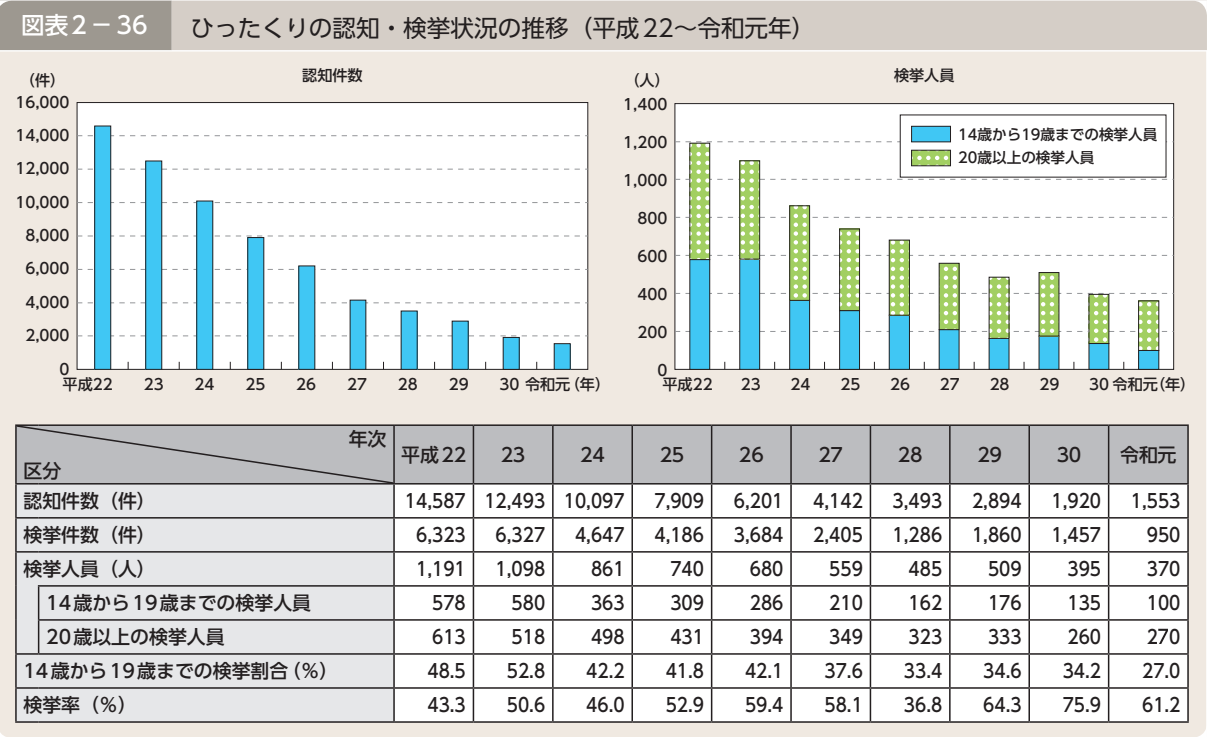
(7) ひったくり対策

ひったくりの認知・検挙状況の推移は、図表2－36のとおりである。

ひったくりの認知件数は、平成14年（5万2,919件）をピークに17年連続で減少しており、令和元年中は1,553件と、ピーク時の34分の1以下にまで減少した。

また、平成14年中ひったくりの検挙人員全体の69.3%を占めていた14歳から19歳までの検挙人員の割合は、その後大きく減少しており、令和元年中は27.0%であった（ひったくりの検挙人員全体の減少数への寄与率<sup>(注1)</sup>は、74.9%）。

一方で、身近な場所で発生する犯罪であるひったくりは、依然として国民に不安を与えている<sup>(注2)</sup>ことから、警察では、ひったくり事件の発生状況や手口を分析して、ひったくりの被害防止に効果のあるかばんの携行方法や通行方法等について広報啓発を行っているほか、関係機関・団体等と協力し、自転車用のひったくり防止カバー等の普及を促進するなどしている。



## (8) 通貨偽造犯罪対策

### ① 発見状況

偽造日本銀行券の発見枚数<sup>(注1)</sup>の推移は図表2-37のとおりであり、令和元年中は、前年より増加した。

図表2-37 偽造日本銀行券の発見枚数の推移（平成22～令和元年）

| 区分    | 年次 | 平成22  | 23    | 24    | 25  | 26    | 27    | 28    | 29  | 30    | 令和元   |
|-------|----|-------|-------|-------|-----|-------|-------|-------|-----|-------|-------|
| 合計(枚) |    | 3,609 | 1,536 | 1,950 | 966 | 2,235 | 1,208 | 2,730 | 839 | 1,698 | 2,887 |
| 一万円券  |    | 2,427 | 1,157 | 1,457 | 587 | 1,581 | 793   | 2,637 | 713 | 1,523 | 2,836 |
| 五千円券  |    | 474   | 85    | 109   | 74  | 108   | 33    | 24    | 28  | 29    | 14    |
| 二千円券  |    | 327   | 3     | 4     | 2   | 1     | 16    | 2     | 0   | 0     | 3     |
| 千円券   |    | 381   | 291   | 380   | 303 | 545   | 366   | 67    | 98  | 146   | 34    |

### ② 特徴的傾向と対策

近年は、高性能のプリンタ等で印刷された偽造日本銀行券が多数発見されているほか、精巧に偽造された日本銀行券が海外から日本国内へ大量に持ち込まれる事案が発生している。

警察庁では、財務省、日本銀行等と連携して、ポスターやウェブサイトで偽造日本銀行券が行使された事例や偽造通貨を見破る方法を紹介するなどして、国民の注意を喚起している。

#### CASE

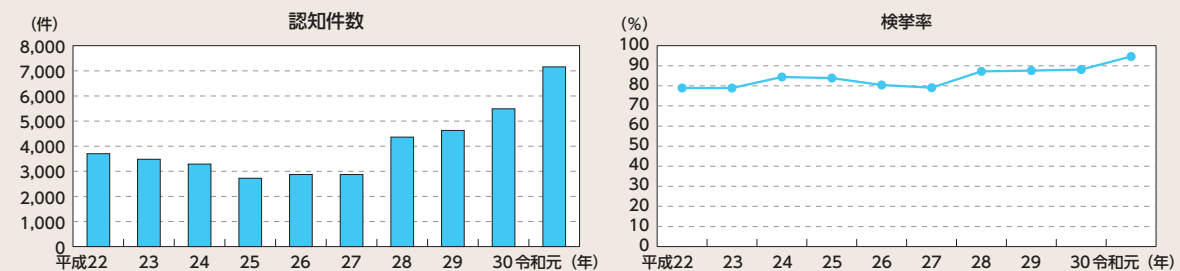
会社員の女(36)は、平成31年3月、徳島県内に所在する同女の自宅において、カラープリンタを使用して一万円券を偽造した上、同年5月、同県内のスーパー等において、商品購入代金の支払として偽造一万円券を手渡し、行使した。同年6月、同女を偽造通貨行使罪で逮捕(同年8月、通貨偽造・同行使罪に訴因変更)した(徳島)。

## (9) カード犯罪<sup>(注2)</sup>対策

カード犯罪の認知・検挙状況の推移は図表2-38のとおりである。

警察では、早期検挙のため捜査を徹底するほか、口座名義人からキャッシュカード等の盗難・紛失等の届出があった場合にカードの利用停止を促すなど、被害の拡大防止に努めている。

図表2-38 カード犯罪の認知・検挙状況の推移（平成22～令和元年）



| 区分       | 年次 | 平成22  | 23    | 24    | 25    | 26    | 27    | 28    | 29    | 30    | 令和元   |
|----------|----|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 認知件数 (件) |    | 3,703 | 3,471 | 3,288 | 2,716 | 2,865 | 2,866 | 4,358 | 4,622 | 5,488 | 7,160 |
| 検挙件数 (件) |    | 2,925 | 2,739 | 2,776 | 2,279 | 2,304 | 2,268 | 3,800 | 4,049 | 4,837 | 6,775 |
| 検挙人員 (人) |    | 514   | 413   | 448   | 359   | 445   | 478   | 632   | 715   | 696   | 585   |
| 検挙率 (%)  |    | 79.0  | 78.9  | 84.4  | 83.9  | 80.4  | 79.1  | 87.2  | 87.6  | 88.1  | 94.6  |

注1：届出等により警察が押収した枚数

2：クレジットカード、キャッシュカード、プリペイドカード及び消費者金融カードを悪用した犯罪

## (10) ヤミ金融事犯対策

ヤミ金融事犯の検挙状況の推移は、図表2-39のとおりであり、無登録・高金利事犯<sup>(注1)</sup>の検挙事件数及び検挙人員は減少傾向にある。また、貸金業に関連した犯罪収益移転防止法、詐欺、携帯電話不正利用防止法<sup>(注2)</sup>違反等に係る事犯（ヤミ金融関連事犯）についても前年より減少している。

なお、無登録・高金利事犯のうち、携帯電話や預貯金口座を利用して非面接で敢行される090金融事犯については、令和元年中は、検挙事件数の16.9%、検挙人員の27.7%を占めている。また、令和元年中に検挙した無登録・高金利事犯に占める暴力団が関与した事犯の割合は、28.0%であった。

警察では、ヤミ金融に利用された預貯金口座の金融機関への情報提供、レンタル携帯電話等の解約に関する事業者への要請等の総合的な対策を行っており、令和元年中の金融機関への情報提供件数は1万1,390件、レンタル携帯電話事業者への解約要請件数は1,039件であった。

図表2-39 ヤミ金融事犯の検挙状況の推移（平成22～令和元年）

| 区分        | 年次        | 平成22 | 23  | 24  | 25  | 26  | 27  | 28  | 29  | 30  | 令和元 |
|-----------|-----------|------|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|
| 検挙事件数（事件） |           | 393  | 366 | 325 | 341 | 422 | 442 | 528 | 743 | 718 | 639 |
|           | 無登録・高金利事犯 | 307  | 254 | 190 | 168 | 151 | 140 | 139 | 135 | 130 | 118 |
|           | ヤミ金融関連事犯  | 86   | 112 | 135 | 173 | 271 | 302 | 389 | 608 | 588 | 521 |
| 検挙人員（人）   |           | 755  | 666 | 470 | 523 | 558 | 608 | 662 | 881 | 814 | 724 |
|           | 無登録・高金利事犯 | 646  | 539 | 315 | 337 | 258 | 267 | 257 | 236 | 207 | 191 |
|           | ヤミ金融関連事犯  | 109  | 127 | 155 | 186 | 300 | 341 | 405 | 645 | 607 | 533 |

### CASE ▶

無登録で貸金業を営む男（39）らは、平成30年1月から同年7月にかけて、インターネット広告により顧客を勧誘し、融資を申し込んできた顧客約2,000人に対し、法定金利の約15倍から約292倍で金銭を貸し付け、約3億円の元利金を他人名義の口座に振込送金させて受領した。平成31年2月までに、同男ら12人を貸金業法違反（無登録営業）等で検挙した。

また、令和元年7月までに、虚偽の免許申請書を東京都に提出し、不正に東京都知事から宅地建物取引業の免許の更新を受けた上、同男らに事務所等の仲介をしていた不動産業者（34）ら1法人2人を宅地建物取引法違反（免許の不正取得）で検挙するとともに、携帯電話不正利用防止法によって義務付けられた本人確認をしないまま、同男らにSIMカードを交付したレンタル携帯電話事業者役員の男（45）を同法違反（貸与時本人確認義務違反）で検挙した（神奈川、岐阜）。

### CASE ▶

無登録で貸金業を営む男（50）らは、平成29年1月頃から31年4月頃にかけて、ファックス等で全国の中小企業を勧誘して、「ファクタリング」と称して顧客が保有する売掛債権の売買契約を装い、顧客約680社に対し、法定金利の約14倍から約50倍で金銭を貸し付け、約37億円の元利金を他人名義の口座に振込送金させて受領した。令和元年10月までに、同男ら11人を貸金業法違反（無登録営業）等で検挙した（千葉、岩手）。

注1：貸金業法違反（無登録営業）及び出資法違反（高金利等）に係る事犯

注2：携帯音声通信事業者による契約者等の本人確認及び携帯音声通信役務の不正な利用の防止に関する法律

## (11) 知的財産権侵害事犯対策

### ① 商標権侵害事犯<sup>(注1)</sup>及び著作権侵害事犯<sup>(注2)</sup>

知的財産権侵害事犯の検挙状況の推移は、図表2-40のとおりである。偽ブランド事犯等の商標権侵害事犯、海賊版事犯等の著作権侵害事犯においては、インターネットを利用して侵害行為が行われる場合が多いことから、警察では、サイバーパトロール等による端緒情報の把握に努めている。

また、不正商品対策協議会<sup>(注3)</sup>の活動への参加をはじめ、権利者等と連携した知的財産権の保護及び不正商品の排除に向けた広報啓発活動を推進している。

図表2-40 知的財産権侵害事犯の検挙状況の推移（平成27～令和元年）

| 区分              | 年次 | 平成27        |           | 28          |           | 29          |           | 30          |           | 令和元         |           |
|-----------------|----|-------------|-----------|-------------|-----------|-------------|-----------|-------------|-----------|-------------|-----------|
|                 |    | 事件数<br>(事件) | 人員<br>(人) | 事件数<br>(事件) | 人員<br>(人) | 事件数<br>(事件) | 人員<br>(人) | 事件数<br>(事件) | 人員<br>(人) | 事件数<br>(事件) | 人員<br>(人) |
| 合計              |    | 606         | 868       | 594         | 730       | 515         | 658       | 514         | 626       | 516         | 605       |
| 商標法違反（偽ブランド事犯等） |    | 316         | 457       | 304         | 381       | 302         | 375       | 309         | 364       | 316         | 378       |
| 著作権法違反（海賊版事犯等）  |    | 239         | 290       | 238         | 267       | 172         | 207       | 169         | 205       | 141         | 161       |
| その他             |    | 51          | 121       | 52          | 82        | 41          | 76        | 36          | 57        | 59          | 66        |

図表2-41 押収した偽ブランド品のうち、仕出国・地域が判明したものの国・地域別押収状況の推移（平成22～令和元年）

| 区分    | 年次 | 平成22    | 23      | 24     | 25     | 26     | 27     | 28      | 29     | 30     | 令和元    |
|-------|----|---------|---------|--------|--------|--------|--------|---------|--------|--------|--------|
| 総数（点） |    | 128,252 | 168,303 | 88,846 | 74,059 | 84,396 | 70,949 | 374,201 | 35,133 | 59,919 | 78,563 |
| 中国    |    | 118,162 | 159,276 | 73,511 | 63,373 | 57,221 | 58,667 | 60,087  | 26,926 | 48,812 | 72,239 |
| タイ    |    | 85      | 394     | 0      | 41     | 215    | 83     | 1,592   | 3,648  | 34     | 1,731  |
| 韓国    |    | 9,032   | 7,228   | 15,230 | 10,425 | 26,461 | 12,098 | 312,278 | 2,937  | 8,788  | 1,062  |
| 香港    |    | 17      | 62      | 61     | 22     | 472    | 0      | 0       | 236    | 3      | 2,028  |
| その他   |    | 956     | 1,343   | 44     | 198    | 27     | 101    | 244     | 1,386  | 2,282  | 1,503  |

### ② 営業秘密侵害事犯<sup>(注4)</sup>

営業秘密侵害事犯については、令和元年中、21事件27人を検挙した。

警察では、各都道府県警察で指定された営業秘密保護対策官が、警察署における営業秘密侵害事犯の相談対応について指導を行うなどにより捜査能力の一層の向上を図っているほか、被害の早期届出の必要性についての企業に対する啓発等を推進している。

#### CASE

超硬工具製造販売等会社の従業員の男（31）は、不正の利益を得る目的で、平成31年1月、同社の営業秘密である設計に関する情報を自己所有のUSBメモリに複製して領得した。同年2月、同男を不正競争防止法違反（営業秘密の領得）で逮捕した（愛知）。

注1：商標法違反に係る事犯

注2：著作権法違反に係る事犯

注3：不正商品の排除及び知的財産権の保護を目的として、知的財産権侵害に悩む各種業界団体により設立された任意団体。警察庁等の関係機関と連携し、シンポジウムの主催や各種催物への参加を通じて、広報啓発活動、海外における不正商品販売の実態調査、海外の捜査機関や税関等に対する働き掛け等を行っている。

注4：不正競争防止法第21条第1項及び第3項に係る事犯



## 5 構造的な不正事案への対策

### (1) 政治・行政をめぐる不正事案

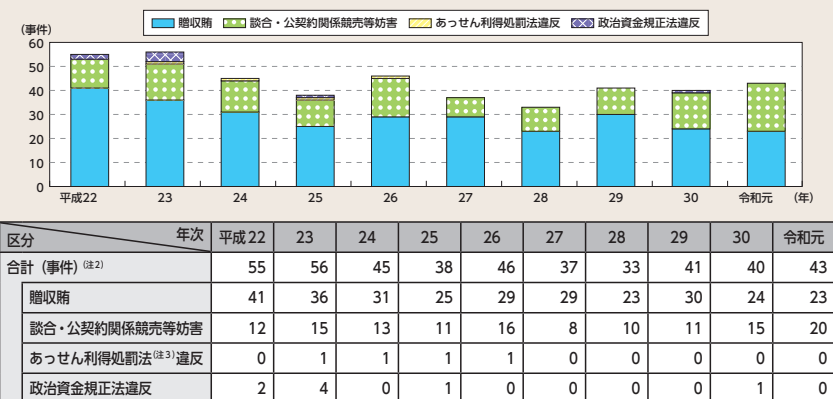
国又は地方公共団体の幹部職員等による贈収賄事件、入札談合等関与行為防止法<sup>(注1)</sup>違反事件、公契約関係競売等妨害事件、買収等の公職選挙法違反事件等の政治・行政をめぐる不正は依然として後を絶たない。

しかし、このような事案は、直接の被害者がおらず、金品の受渡し等は密室で行われることが多いことから、被害申告や目撃者の証言等が通常は期待できず、端緒情報の把握や犯罪事実の立証は容易ではない。

警察では、このような事案に対し、端緒情報の把握に努めるとともに、不正の実態に応じて様々な刑罰法令を適用するなどして、事案の解明を進めている。

第19回統一地方選挙（平成31年4月7日及び同月21日施行）における選挙期日後90日現在（令和元年7月6日及び同月20日現在）の公職選挙法違反の検挙事件数は143件、検挙人員は280人（うち逮捕者47人）であった。第25回参議院議員通常選挙（令和元年7月21日施行）における選挙期日後90日現在（令和元年10月19日現在）の公職選挙法違反の検挙事件数は47件、検挙人員59人（うち逮捕者13人）であった。

図表2-42 政治・行政をめぐる不正事案の検挙事件数<sup>(注1)</sup>の推移（平成22～令和元年）



注1：公職選挙法違反事件を除く。

注2：同一の被疑者で同種の余罪がある場合でも、一つの事件として計上している。

注3：公職にある者等のあっせん行為による利得等の処罰に関する法律

#### CASE

海上自衛隊横須賀地方隊横須賀造修補給所に所属する自衛官（47）は、平成28年12月から30年5月にかけて食料品の製造及び卸販売等を行う会社の代表取締役から、同社が同横須賀造修補給所に納入する生糧品に関し、品目及び数量等の確認を実施せず、規格外納品であることを黙認するなど、有利かつ便宜な取り計らいをしたことに対する謝礼等として、複数回にわたり、合計約111万円相当の飲食代金等を負担せず、同金額相当の財産上の利益の供与を受けた。令和元年9月、同自衛官を収賄罪で逮捕した（神奈川）。

#### CASE

青森県議会議員（61）らは、平成31年2月頃から同年4月頃にかけて、選挙運動員数人に対し、同人のための投票及び選挙運動の報酬として、現金合計45万円を供与した。令和元年6月までに、同県議会議員ら6人を公職選挙法違反（買収）で逮捕した（青森）。

#### CASE

不在者投票管理者を務める特別養護老人ホームの施設長（71）らは、令和元年7月、同特別養護老人ホームに入所している有権者らが投票に関する意思表示をすることができないにもかかわらず、同有権者らの投票用紙に候補者の氏名を記載するなどして選挙管理委員会に送致し、投票日当日に、同有権者らが属する投票区の投票管理者<sup>(注2)</sup>をして、同投票用紙を投票箱に投入させ、投票を偽造した。同年8月、同施設長ら4人を公職選挙法違反（投票偽造）で逮捕した（鹿児島）。

注1：入札談合等関与行為の排除及び防止並びに職員による入札等の公正を害すべき行為の処罰に関する法律

注2：公職選挙法第37条に基づき、選挙ごとに置かれ、投票に関する事務を担当する者

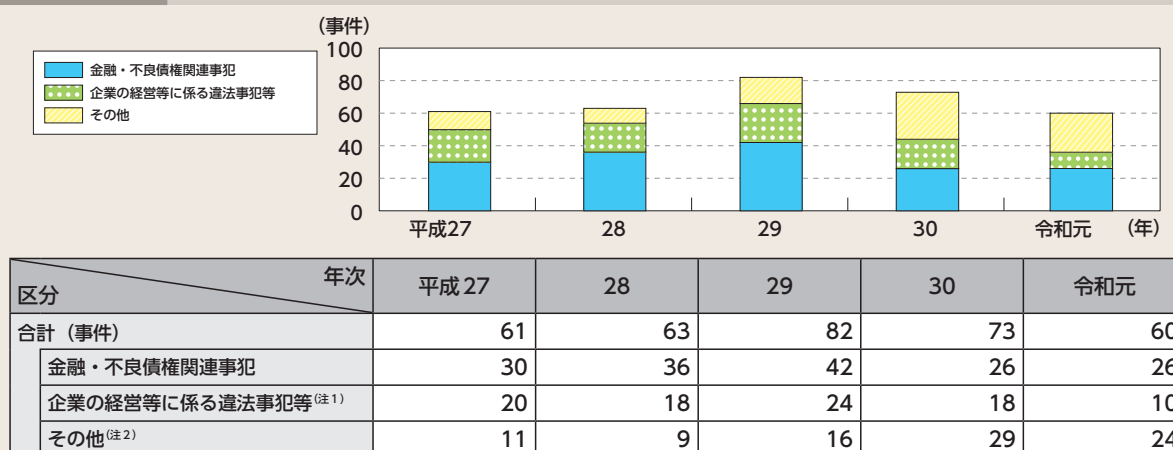
## (2) 経済をめぐる不正事案

企業の役職員らが組織の内部統制を逸脱したことによる背任、詐欺、横領等の違法事犯のほか、金融機関からの各種融資をめぐる詐欺事犯、国及び地方公共団体の補助金の不正受給事犯が後を絶たない状況にある。また、弁護士、税理士といった社会的地位を有する者による詐欺、横領等の犯罪も発生している。

警察では、これらの金融・不良債権関連事犯、企業の経営等に係る違法事犯、証券取引事犯、財政侵害事犯及びその他国民の経済活動の健全性又は信頼性に重大な影響を及ぼすおそれのある犯罪の取締りを推進している。また、様々な投資名目で消費者等が被害に遭う詐欺事件等においては、被害者が多数・広域に及ぶ場合があることから、関係する都道府県警察が連携を図っている。

このような事案に対しては、対象となる企業等の財務実態の解明が不可欠であることから、都道府県警察においては、公認会計士や税理士等の専門的な知識を有する者を財務捜査官として採用し、その高度な技能を活用して事案の早期解明を図っている。

図表2-43 経済をめぐる不正事犯の検挙事件数の推移（平成27～令和元年）



注1：企業の経営等に係る違法事犯、証券取引事犯及び財政侵害事犯をいう。

注2：金融・不良債権関連事犯及び企業の経営等に係る違法事犯等以外の国民の経済活動の健全性又は信頼性に重大な影響を及ぼすおそれのある犯罪をいう。

### CASE ▶

保険会社の代表取締役（69）らは、株式会社整理回収機構の申立てにより預金債権の差押えを受けるおそれがあったことから、同債権を隠匿し、強制執行を妨害する目的で、平成28年12月、6回にわたり、同社の口座から合計約820万円を払い戻した。平成31年1月、同社長ら2人を強制執行妨害目的財産損壊等罪で検挙した（警視庁）。

### CASE ▶

飲食店経営者（50）らは、平成29年8月頃から30年4月頃にかけて、土地の売買代金名目で現金をだまし取ろうと考え、「土地を購入すれば賃料収入が受けられる」などと虚偽の内容の話を持ち掛け、さらに、土地についての真正な全部事項証明書を加工し、所有権が被害者らに移転したかのように偽造してこれを行使し、売買代金等を支払うことで土地の所有権を取得できるものと誤信させ、合計1億2,136万円をだまし取った。平成31年2月、同経営者ら4人を有印公文書偽造・同行使罪及び詐欺罪で逮捕した（山形）。

### CASE ▶

ケーブルテレビ放送会社の代表取締役（79）は、同人が経営する別会社の用途に費消する目的で、平成25年4月から30年1月にかけて、156回にわたり、同社のため預かり保管中の現金を別会社名義の預金口座に入金させ、合計約3億4,900万円を横領した。平成31年3月、同社長を業務上横領罪で逮捕した（山口）。

## 6 国民の健康を害する事犯への対策

### (1) 保健衛生事犯<sup>(注1)</sup>対策

保健衛生事犯の検挙状況の推移は、図表2-44のとおりである。

警察では、厚生労働大臣の承認を得ていない医薬品（以下「無承認医薬品」という。）を広告・販売するなどの医薬品医療機器等法違反、無資格で美容施術を行う美容師法違反等の国民の健康被害に直結する保健衛生事犯の取締りを行っている。

無承認医薬品の広告・販売事犯については、近年、国外を仕出地とするものが全体の半数前後を占めている上、インターネットを利用して広告・販売を行っているものも多いことから、外国捜査機関等に対し情報を提供し、ウェブサイトの削除を要請するなどしている。

図表2-44 保健衛生事犯の検挙状況の推移（平成27～令和元年）

| 区分       | 年次 | 平成27        |           | 28          |           | 29          |           | 30          |           | 令和元         |           |
|----------|----|-------------|-----------|-------------|-----------|-------------|-----------|-------------|-----------|-------------|-----------|
|          |    | 事件数<br>(事件) | 人員<br>(人) | 事件数<br>(事件) | 人員<br>(人) | 事件数<br>(事件) | 人員<br>(人) | 事件数<br>(事件) | 人員<br>(人) | 事件数<br>(事件) | 人員<br>(人) |
| 合計       |    | 395         | 559       | 394         | 518       | 366         | 474       | 345         | 448       | 281         | 400       |
| 薬事関係事犯   |    | 64          | 108       | 66          | 101       | 66          | 92        | 68          | 123       | 48          | 113       |
| 医事関係事犯   |    | 81          | 157       | 53          | 102       | 55          | 107       | 31          | 51        | 24          | 53        |
| 公衆衛生関係事犯 |    | 250         | 294       | 275         | 315       | 245         | 275       | 246         | 274       | 209         | 234       |

#### CASE

医薬品卸売販売会社社員の男（50）らは、中国人を中心とした密売組織を構築し、平成30年5月から同年9月までの間に、個人への医薬品販売業の許可を受けた者等でないのに、医薬品を販売の目的で貯蔵し、販売した。合計約19万点の医薬品を押収し、平成31年2月までに、同男ら17人を医薬品医療機器等法違反（医薬品の無許可販売、販売目的貯蔵）で逮捕した（大阪）。

### (2) 食の安全に係る事犯<sup>(注2)</sup>対策

食の安全に係る事犯の検挙状況の推移は、図表2-45のとおりであり、令和元年中は、外国産ごまを混ぜて製造した商品を国産原材料のみ使用と表記して納品するなど、原産地を偽装した事犯等がみられた。

警察では、食の安全に係る事犯の取締りを推進するとともに、関係機関との連携の強化に努めている。

図表2-45 食の安全に係る事犯の検挙状況の推移（平成22～令和元年）

| 区分           | 年次 | 平成22      | 23      | 24       | 25       | 26           | 27       | 28           | 29       | 30           | 令和元      |
|--------------|----|-----------|---------|----------|----------|--------------|----------|--------------|----------|--------------|----------|
|              |    | 検挙事件数（事件） | 検挙人員（人） | 検挙法人（法人） | 食品衛生関係事犯 | 食品の産地等偽装表示事犯 | 食品衛生関係事犯 | 食品の産地等偽装表示事犯 | 食品衛生関係事犯 | 食品の産地等偽装表示事犯 | 食品衛生関係事犯 |
| 検挙事件数（事件）    |    | 46        | 39      | 41       | 40       | 37           | 31       | 32           | 26       | 26           | 30       |
| 食品衛生関係事犯     |    | 36        | 27      | 21       | 26       | 20           | 22       | 21           | 21       | 21           | 19       |
| 食品の産地等偽装表示事犯 |    | 10        | 12      | 20       | 14       | 17           | 9        | 11           | 5        | 5            | 11       |
| 検挙人員（人）      |    | 85        | 76      | 73       | 80       | 77           | 61       | 62           | 38       | 51           | 36       |
| 食品衛生関係事犯     |    | 65        | 39      | 22       | 44       | 28           | 29       | 42           | 28       | 32           | 22       |
| 食品の産地等偽装表示事犯 |    | 20        | 37      | 51       | 36       | 49           | 32       | 20           | 10       | 19           | 14       |
| 検挙法人（法人）     |    | 26        | 13      | 14       | 17       | 17           | 13       | 17           | 6        | 10           | 14       |
| 食品衛生関係事犯     |    | 19        | 5       | 3        | 9        | 3            | 6        | 11           | 3        | 5            | 3        |
| 食品の産地等偽装表示事犯 |    | 7         | 8       | 11       | 8        | 14           | 7        | 6            | 3        | 5            | 11       |

注1：薬事関係事犯（医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（以下「医薬品医療機器等法」という。）違反、薬剤師法違反等）、医事関係事犯（医師法違反、歯科医師法違反等）及び公衆衛生関係事犯（食品衛生法違反、狂犬病予防法違反等）

2：食品衛生関係事犯（食品衛生法違反等）及び食品の産地等偽装表示事犯（不正競争防止法違反等）

## 7 良好な生活環境の保持

### (1) 風俗営業等の状況

#### ① 風俗営業の状況

警察では、風営適正化法に基づき、風俗営業等に対して必要な規制を加えるとともに、風俗営業者等の自主的な健全化のための活動を支援し、業務の適正化を図っている。

図表2-46 風俗営業の営業所数の推移（平成27～令和元年）

| 区分                  | 年次 | 平成27   | 28     | 29     | 30     | 令和元    |
|---------------------|----|--------|--------|--------|--------|--------|
| 総数（軒）               |    | 91,456 | 89,409 | 87,773 | 86,360 | 85,121 |
| 第1号営業（キャバレー、料理店等）   |    | 65,548 | 64,528 | 63,902 | 63,712 | 63,423 |
| 第2号営業（低照度飲食店）       |    | 2      | 69     | 52     | 42     | 41     |
| 第3号営業（区画飲食店）        |    | 2      | 2      | 2      | 2      | 2      |
| 第4号営業               |    | 21,048 | 20,268 | 19,436 | 18,411 | 17,633 |
| まあじゃん屋              |    | 9,626  | 9,176  | 8,736  | 8,276  | 7,912  |
| ばちんこ屋等 <sup>注</sup> |    | 11,310 | 10,986 | 10,596 | 10,060 | 9,639  |
| その他                 |    | 112    | 106    | 104    | 75     | 82     |
| 第5号営業（ゲームセンター等）     |    | 4,856  | 4,542  | 4,381  | 4,193  | 4,022  |

注：ばちんこ屋及び回胴式遊技機等を設置して客に遊技をさせる営業

#### ② 性風俗関連特殊営業の状況

性風俗関連特殊営業の状況についてみると、近年、無店舗型性風俗特殊営業の届出数が増加している一方で、店舗型性風俗特殊営業及び電話異性紹介営業の届出数は減少傾向にある。

図表2-47 性風俗関連特殊営業の届出数の推移（平成27～令和元年）

| 区分                   | 年次 | 平成27   | 28     | 29     | 30     | 令和元    |
|----------------------|----|--------|--------|--------|--------|--------|
| 総数（件）                |    | 31,749 | 31,892 | 32,084 | 31,925 | 31,956 |
| 店舗型性風俗特殊営業           |    | 8,186  | 8,000  | 7,862  | 7,718  | 7,570  |
| 第1号営業（ソープランド等）       |    | 1,219  | 1,215  | 1,217  | 1,222  | 1,214  |
| 第2号営業（店舗型ファッションヘルス等） |    | 810    | 785    | 780    | 770    | 755    |
| 第3号営業（ストリップ劇場等）      |    | 94     | 93     | 100    | 100    | 95     |
| 第4号営業（ラブホテル等）        |    | 5,805  | 5,670  | 5,537  | 5,417  | 5,306  |
| 第5号営業（アダルトショップ等）     |    | 169    | 159    | 150    | 136    | 131    |
| 第6号営業（出会い系喫茶等）       |    | 89     | 78     | 78     | 73     | 69     |
| 無店舗型性風俗特殊営業          |    | 20,843 | 21,123 | 21,398 | 21,421 | 21,619 |
| 第1号営業（派遣型ファッションヘルス等） |    | 19,591 | 19,856 | 20,116 | 20,152 | 20,319 |
| 第2号営業（アダルトビデオ等通信販売）  |    | 1,252  | 1,267  | 1,282  | 1,269  | 1,300  |
| 映像送信型性風俗特殊営業         |    | 2,473  | 2,536  | 2,612  | 2,584  | 2,575  |
| 店舗型電話異性紹介営業          |    | 94     | 81     | 60     | 57     | 50     |
| 無店舗型電話異性紹介営業         |    | 153    | 152    | 152    | 145    | 142    |

#### ③ 深夜酒類提供飲食店営業の状況

深夜酒類提供飲食店の営業所数は、近年減少傾向にある。

図表2-48 深夜酒類提供飲食店の営業所数の推移（平成27～令和元年）

| 年次    | 平成27    | 28      | 29      | 30      | 令和元     |
|-------|---------|---------|---------|---------|---------|
| 総数（軒） | 276,595 | 274,922 | 270,793 | 266,888 | 264,938 |

#### ④ 特定遊興飲食店営業の状況

平成28年に風営適正化法の一部を改正する法律が全面施行されたことにより、深夜に客に遊興と飲酒をさせる特定遊興飲食店営業が、営業所設置許容地域において許可制の下で営業可能になった。令和元年末現在、特定遊興飲食店営業の許可を受けた営業所数は、404軒である。



## (2) 売春事犯及び風俗関係事犯の現状

### ① 売春事犯

売春事犯の検挙件数及び検挙人員は近年減少傾向にある。最近では、出会い系サイト<sup>(注)</sup>を利用して、売春の周旋をする目的で、人を売春の相手方となるように誘引する事犯や、マッサージ店を仮装して、不特定多数の男性客を相手に売春をさせる事犯がみられる。

図表 2-49 売春防止法違反の検挙状況の推移（平成 27～令和元年）

| 区分  |      | 平成 27     |           | 28        |           | 29        |           | 30        |           | 令和元       |           |
|-----|------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|
|     |      | 件数<br>(件) | 人員<br>(人) | 件数<br>(件) | 人員<br>(人) | 件数<br>(件) | 人員<br>(人) | 件数<br>(件) | 人員<br>(人) | 件数<br>(件) | 人員<br>(人) |
| 総数  |      | 812       | 538       | 570       | 443       | 460       | 388       | 427       | 390       | 443       | 399       |
| 街娯型 | 勧誘等  | 262       | 236       | 208       | 205       | 220       | 215       | 206       | 202       | 227       | 226       |
|     | 場所提供 | 66        | 99        | 60        | 90        | 40        | 43        | 49        | 61        | 34        | 42        |
|     | 管理売春 | 6         | 6         | 3         | 8         | 5         | 7         | 2         | 9         | 2         | 3         |
|     | 資金提供 | 5         | 6         | 3         | 4         | 1         | 1         | 0         | 0         | 2         | 2         |
|     | 周旋   | 312       | 174       | 160       | 122       | 117       | 117       | 101       | 105       | 113       | 113       |
| 派遣型 |      | 157       | 13        | 133       | 11        | 75        | 3         | 65        | 8         | 61        | 10        |
| その他 |      | 4         | 4         | 3         | 3         | 2         | 2         | 4         | 5         | 4         | 3         |

### CASE

売春組織の統括責任者の男（32）らは、平成 30 年 10 月、大阪市内の路上において、女性に対し、同男らが出会い系サイトを利用して誘引した不特定の男性客を売春の相手方として紹介した。平成 31 年 1 月及び 2 月、同男ら 2 人を売春防止法違反（周旋）で逮捕した（大阪）。

### ② 風俗関係事犯

風営適正化法による検挙件数及び検挙人員は、近年減少傾向にある。最近では、繁華街・歓楽街において組織的に客引きを行う事犯がみられる。

また、わいせつ事犯に関しては、近年、インターネットを利用して、わいせつな行為をしている映像を配信する事犯やわいせつな画像情報が記録された DVD 等を販売する事犯がみられる。

さらに、賭博事犯に関しては、ウェブサイトを利用した賭博事犯がみられるほか、店舗の内外に複数の監視カメラを設置する、見張り役の従業員を常時配置する、身分確認を行って常連客以外の客を排除するなど、警察の取締りから逃れるための対策が巧妙化している。

図表 2-50 風営適正化法違反の検挙状況の推移（平成 27～令和元年）

| 区分              |  | 平成 27     |           | 28        |           | 29        |           | 30        |           | 令和元       |           |
|-----------------|--|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|
|                 |  | 件数<br>(件) | 人員<br>(人) | 件数<br>(件) | 人員<br>(人) | 件数<br>(件) | 人員<br>(人) | 件数<br>(件) | 人員<br>(人) | 件数<br>(件) | 人員<br>(人) |
| 総数              |  | 2,211     | 2,466     | 1,883     | 2,022     | 1,752     | 1,849     | 1,610     | 1,747     | 1,409     | 1,524     |
| 禁止区域等営業         |  | 287       | 604       | 286       | 493       | 266       | 474       | 259       | 490       | 226       | 353       |
| 年少者使用           |  | 227       | 236       | 205       | 236       | 178       | 203       | 138       | 141       | 124       | 125       |
| 客引き・つきまとい等      |  | 377       | 531       | 328       | 467       | 268       | 370       | 267       | 358       | 258       | 361       |
| 無許可営業           |  | 385       | 502       | 288       | 406       | 269       | 368       | 252       | 387       | 186       | 281       |
| 構造設備・遊技機無承認変更   |  | 40        | 34        | 49        | 53        | 49        | 52        | 41        | 41        | 39        | 49        |
| 20 歳未満の者への酒類等提供 |  | 104       | 171       | 83        | 148       | 90        | 162       | 85        | 143       | 113       | 204       |
| その他             |  | 791       | 388       | 644       | 219       | 632       | 220       | 568       | 187       | 463       | 151       |

図表 2-51 わいせつ事犯の検挙状況の推移（平成 27～令和元年）

| 区分       |  | 平成 27     |           | 28        |           | 29        |           | 30        |           | 令和元       |           |
|----------|--|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|
|          |  | 件数<br>(件) | 人員<br>(人) | 件数<br>(件) | 人員<br>(人) | 件数<br>(件) | 人員<br>(人) | 件数<br>(件) | 人員<br>(人) | 件数<br>(件) | 人員<br>(人) |
| 総数       |  | 2,771     | 2,248     | 2,743     | 2,293     | 2,557     | 2,003     | 2,638     | 2,118     | 2,650     | 2,028     |
| 公然わいせつ   |  | 1,773     | 1,491     | 1,825     | 1,589     | 1,723     | 1,440     | 1,747     | 1,504     | 1,770     | 1,464     |
| わいせつ物頒布等 |  | 998       | 757       | 918       | 704       | 834       | 563       | 891       | 614       | 880       | 564       |

### CASE

無職の女（25）らは、自宅等において、わいせつな行為をしている映像をインターネット上の動画配信サイトを利用してライブ配信して不特定の視聴者らに閲覧させた。令和元年 6 月、同女ら 2 人を公然わいせつ罪で逮捕した（警視庁）。

注：面識のない異性との交際（以下「異性交際」という。）を希望する者（以下「異性交際希望者」という。）の求めに応じ、その異性交際に関する情報をインターネットを利用して公衆が閲覧することができる状態に置いてこれを伝達し、かつ、当該情報の伝達を受けた異性交際希望者が電子メールその他の電気通信を利用して当該情報に係る異性交際希望者と相互に連絡することができるようにする役務を提供するウェブサイト等

### (3) 人身取引事犯等への対策

#### ① 検挙・保護の状況

警察では、平成26年に政府が策定した「人身取引対策行動計画2014」等に基づき、出入国在留管理庁等の関係機関と連携し、水際での取締りや悪質な経営者、仲介業者等の取締りを強化し、被害者の早期保護及び国内外の人身取引の実態解明を図っている。また、関係国の大使館、被害者を支援する民間団体等と緊密な情報交換を行っているほか、被害者の早期保護のため、警察等に被害申告するように多言語で呼び掛けるリーフレットを作成し、関係機関・団体等に配布するとともに、被害者の目に触れやすい場所に備え付けるなどの取組を行っている。

令和元年中の人身取引事犯の検挙人員は39人で、このうち風俗店等関係者が8人、仲介事業者が1人であった。また、警察で保護した人身取引事犯の被害者は44人で、その国籍の内訳は、日本(34人)、フィリピン(9人)及びブラジル(1人)であった。被害者の性別は、全て女性であった。

図表2-52 人身取引事犯の検挙状況の推移(平成27～令和元年)

| 区分      | 年次 | 平成27 | 28 | 29 | 30 | 令和元 |
|---------|----|------|----|----|----|-----|
| 検挙人員(人) |    | 42   | 46 | 30 | 40 | 39  |
| うち仲介業者  |    | 7    | 5  | 3  | 1  | 1   |

図表2-53 人身取引事犯の被害者の保護状況の推移(平成27～令和元年)

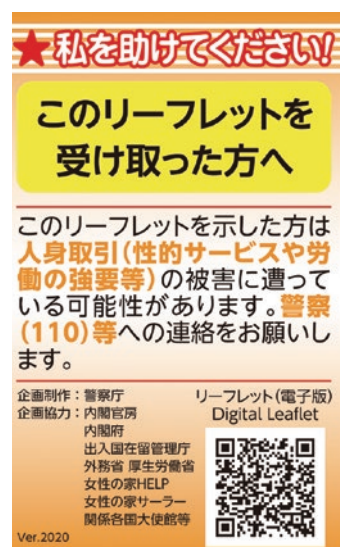
| 区分     | 年次 | 平成27 | 28 | 29 | 30 | 令和元 |
|--------|----|------|----|----|----|-----|
| 被害者(人) |    | 49   | 46 | 42 | 25 | 44  |
| うち日本人  |    | 13   | 25 | 28 | 18 | 34  |



人身取引事犯対策の広報ポスター



人身取引事犯の被害者向けリーフレット



キャバレー経営会社の役員の男(66)らは、平成31年2月から同年4月にかけて、同社が経営するキャバレーにおいて、興行の資格で入国したフィリピン国籍の女性6人を、客の接待等を行うホステスとして従事させた。令和元年5月、同男らを入管法<sup>(注)</sup>違反(不法就労助長)で逮捕した(新潟)。

#### ② アダルトビデオ出演強要問題への対策

詐欺・脅迫的な言動によって、アダルトビデオへの出演を強要等される問題に対し、警察では、各都道府県警察で指定されたアダルトビデオ出演強要問題専門官を中核として、各種法令を適用した厳正な取締り、被害防止のための広報啓発、相談体制の充実等を推進している。

注：出入国管理及び難民認定法

## (4) 銃砲刀剣類の適正管理と危険物対策

### ① 銃砲刀剣類の適正管理

令和元年末現在、銃刀法<sup>(注)</sup>に基づき、都道府県公安委員会から9万2,340人が、18万4,675丁の猟銃及び空気銃の所持許可を受けている。令和元年中、申請を不許可等とした件数は33件、所持許可を取り消した件数は52件であった。また、猟銃等の事故及び盗難を防止するため、毎年一斉検査を行うとともに、講習会等を通じて適正な取扱いや保管管理の徹底について指導を行う一方、危害予防上支障のない範囲で猟銃等の所持許可に伴う申請者の負担軽減を図るための措置を講じている。

警察では、銃刀法を厳正に運用し、銃砲刀剣類の所持許可の審査と行政処分を的確に行って不適格者の排除に努めるなど、銃砲刀剣類による事件・事故の未然防止に努めている。

### ② 危険物対策

火薬類、特定病原体等、放射性物質等の危険物の運搬に当たっては、火薬類取締法、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律、放射性同位元素等の規制に関する法律、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律等の規定に基づき、都道府県公安委員会にその旨を届け出ることとされている。

警察では、これらの危険物が安全に運搬されるよう、関係事業者に対して事前指導や指示等を行うとともに、これらの危険物の取扱場所への立入検査等により、その盗難、不正流出等の防止に努めている。

図表 2-54 猟銃及び空気銃の許可所持者の推移  
(平成 27～令和元年)

| 年次        | 平成 27  | 28     | 29     | 30     | 令和元    |
|-----------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 許可所持者 (人) | 98,638 | 96,232 | 94,726 | 93,034 | 92,340 |

図表 2-55 猟銃及び空気銃の許可丁数の推移  
(平成 27～令和元年)

| 区分 \ 年次 | 平成 27   | 28      | 29      | 30      | 令和元     |
|---------|---------|---------|---------|---------|---------|
| 総数 (丁)  | 199,494 | 195,446 | 192,161 | 188,554 | 184,675 |
| 猟銃      | 175,218 | 171,310 | 167,868 | 164,265 | 160,400 |
| 空気銃     | 24,276  | 24,136  | 24,293  | 24,289  | 24,275  |

図表 2-56 猟銃等所持不適格者の排除状況の推移  
(平成 27～令和元年)

| 区分 \ 年次  | 平成 27 | 28 | 29 | 30 | 令和元 |
|----------|-------|----|----|----|-----|
| 不許可等 (件) | 38    | 36 | 44 | 48 | 33  |
| 取消し (件)  | 62    | 56 | 46 | 44 | 52  |

図表 2-57 運搬届出・立入検査の状況 (令和元年)

| 区分         | 運搬届出受理件数 (件) | 立入検査の件数 (件) |
|------------|--------------|-------------|
| 火薬類関係      | 35,186       | 12,569      |
| 特定病原体等関係   | 24           | 46          |
| 放射性同位元素等関係 | 1,585        | 20          |
| 核燃料物質等関係   | 9            | 12          |

注：銃砲刀剣類所持等取締法

## (5) 環境事犯対策

### ① 廃棄物事犯<sup>(注1)</sup>

令和元年中の廃棄物事犯の検挙事件数の約半数を、廃棄物の不法投棄事犯が占めている。

警察では、引き続き環境行政部局との人的な交流や情報交換を行うなどし、早期発見・早期検挙に努めている。

図表2-58 廃棄物事犯の検挙状況の推移（平成22～令和元年）

| 区分        | 年次 | 平成22  | 23    | 24    | 25    | 26    | 27    | 28    | 29    | 30    | 令和元   |
|-----------|----|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 検挙事件数（事件） |    | 6,183 | 5,700 | 5,655 | 5,169 | 4,909 | 4,979 | 5,075 | 5,109 | 5,493 | 5,375 |
| 検挙人員（人）   |    | 7,679 | 7,018 | 6,841 | 6,241 | 5,904 | 5,989 | 5,999 | 6,055 | 6,361 | 6,165 |
| 検挙法人（法人）  |    | 482   | 477   | 443   | 391   | 338   | 369   | 383   | 376   | 329   | 356   |

### ② 動物・鳥獣関係事犯<sup>(注2)</sup>

令和元年中の動物・鳥獣関係事犯の検挙事件数のうち、違法に捕獲等した鳥獣を飼養するなどの鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律違反や希少動物を違法に取引するなどの絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律違反等が約半数を占めている。また、犬、猫等を殺傷するなど、動物愛護管理法違反も引き続き検挙されている。

図表2-59 動物・鳥獣関係事犯の検挙状況の推移（平成22～令和元年）

| 区分        | 年次 | 平成22 | 23  | 24  | 25  | 26  | 27  | 28  | 29  | 30  | 令和元 |
|-----------|----|------|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|
| 検挙事件数（事件） |    | 741  | 638 | 666 | 601 | 518 | 547 | 543 | 615 | 667 | 588 |
| 検挙人員（人）   |    | 791  | 709 | 775 | 653 | 566 | 592 | 616 | 726 | 795 | 685 |
| 検挙法人（法人）  |    | 2    | 4   | 4   | 5   | 5   | 20  | 8   | 17  | 28  | 35  |

## CASE

無職の男（29）は、平成30年11月、神奈川県内の河川敷において、劇物を含有する殺虫剤を混入させた餌を摂取させて猫3匹を殺傷した。平成31年2月に、同男を動物愛護管理法違反（愛護動物の殺傷）で検挙した（神奈川）。

## (6) 探偵業の状況

令和元年中の探偵業法<sup>(注3)</sup>での検挙件数は6件、行政処分件数は33件（営業廃止2件、営業停止2件、指示処分29件）であった。警察では、探偵業法に基づき、探偵業者<sup>(注4)</sup>の業務実態を把握し、違法行為に対しては厳正に対処するとともに、業界の全国組織である一般社団法人日本調査業協会や認可法人全国調査業協同組合等との連携の下、研修会等を通じて、探偵業務の運営の適正化を図っている。

注1：廃棄物の処理及び清掃に関する法律違反に係る事犯

注2：動物の愛護及び管理に関する法律（以下「動物愛護管理法」という。）、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律違反等に係る事犯

注3：探偵業の業務の適正化に関する法律

注4：探偵業の届出数（営業所数）は6,066件（令和元年末現在）



## 第2節

# 警察捜査のための 基盤整備

### 1 捜査力の強化

#### (1) 捜査手法、取調べの高度化への取組

警察庁では、犯罪を的確に検挙し、良好な治安の維持に資するため、捜査手法や取調べの高度化に向けた各種施策を推進している。また、取調べの録音・録画制度等を内容とする刑事訴訟法等の一部を改正する法律が令和元年（2019年）6月1日に全面施行されたことを受け、更なる証拠の収集方法の適正化及び多様化を図る必要があることも踏まえ、捜査手法、取調べの高度化への取組として以下の施策を推進している。

##### ① 捜査手法の高度化の推進

警察庁では、取調べをめぐる環境の変化や科学技術の発達等に伴う犯罪の悪質化・巧妙化等に的確に対応し、客観証拠による的確な立証を図ることを可能とするため、DNA型鑑定及びDNA型データベースを効果的に活用するための取組を推進しているほか、証人保護プログラム等の新たな捜査手法の導入について検討を行っている。

##### ② 取調べの高度化・適正化等の推進

警察庁では、取調べにおいて真実の供述を適正かつ効果的に得るための技術の在り方やその伝承方法について、時代に対応した改善を図るため、心理学的知見を取り入れた教本「取調べ（基礎編）」を作成しているほか、「取調べ技術総合研究・研修センター」を設置するなど、取調べの高度化・適正化等に向けた施策を推進している。

#### (2) 初動捜査における客観証拠の収集

事件発生時には、迅速・的確な初動捜査を行い、犯人を現場やその周辺で逮捕し、又は現場の証拠物や目撃者の証言等を確保することが、犯人の特定や犯罪の立証、更には連続発生の防止のために極めて重要である。

都道府県警察では、機動的な初動捜査を行うため、機動捜査隊、機動鑑識隊（班）、現場科学検査班等を設置し、事件発生後、直ちに現場に臨場して迅速な客観証拠等の収集を徹底している。

また、犯人の検挙における防犯カメラ画像の有用性の高さが認識されているところ、防犯カメラ画像の中には、原記録が消去される可能性が高いものや、抽出等に技術的な困難を伴うものもあることから、防犯カメラ画像の抽出及び解析を支援する体制を整備するなどして、防犯カメラ画像の適切かつ確実な収集に努めている。

図表2-60 初動捜査態勢の整備と鑑識活動の徹底



### （3）国民からの情報提供の促進

警察では、犯罪捜査に不可欠な国民の理解と協力を得るため、国民に対し、都道府県警察のウェブサイトを活用して情報提供を呼び掛けるほか、様々な媒体を活用して、聞き込み捜査に対する協力、事件に関する情報の提供等を広く呼び掛けている。また、必要に応じ、被疑者の発見・検挙や犯罪の再発防止のため、被疑者の氏名等を広く一般に公表して捜査を行う公開捜査を行っている。

さらに、警察庁では、平成19年（2007年）度から、国民からの情報提供を促進し、重要犯罪等の検挙を図ることを目的として、公的懸賞金制度である捜査特別報奨金制度を導入し、警察庁ウェブサイト<sup>（注1）</sup>等で対象となる事件等について広報している。

### （4）犯罪死の見逃し防止への取組

警察が取り扱った死体数<sup>（注2）</sup>は、令和元年中は約16万8,000体であった。

警察では、適正な死体取扱業務を推進して犯罪死の見逃しを防止するため、検視官<sup>（注3）</sup>を積極的に現場臨場させるとともに、死体取扱業務に携わる警察官に対する教育訓練の充実を図っている。

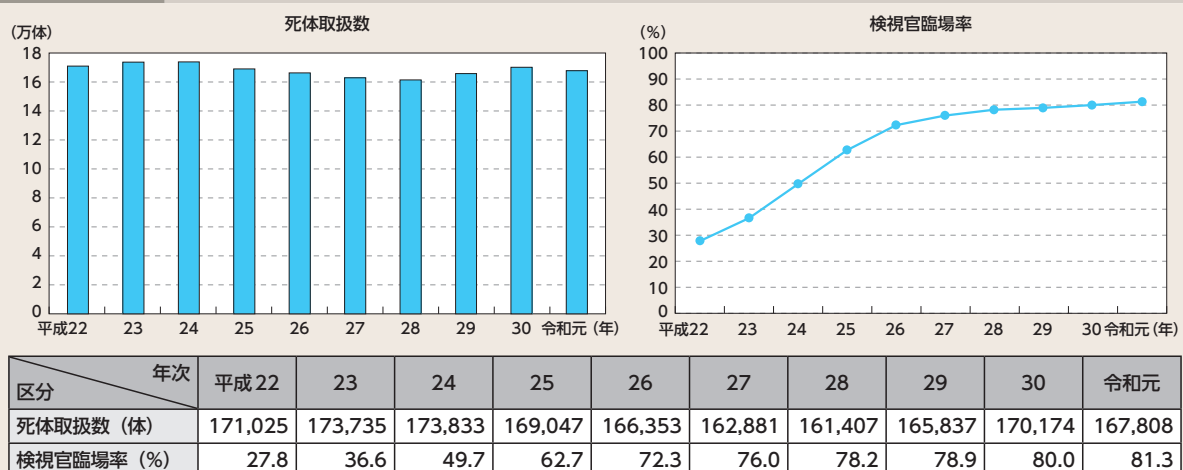
また、体液又は尿中の薬毒物の有無を確認することができる簡易検査キットや、検視官が現場に臨場することができない場合であっても、現場の映像等を送信し、検視官によるリアルタイムの確認を可能とする資機材の整備も行っている。

これらの資機材を効果的に活用することに加え、CT、MRI等による死亡時画像診断についても積極的に活用しながら、警察等が取り扱う死体の死因又は身元の調査等に関する法律に規定された調査、検査等の措置を的確に実施するとともに、必要な解剖の確実な実施に努めている。



警察官に対する教養の状況

図表2-61 死体取扱数及び検視官の臨場率の推移（平成22～令和元年）



注1：<https://www.npa.go.jp/bureau/criminal/reward/index.html>

注2：交通関係及び東日本大震災による死者を除く。

注3：原則として、刑事部門における10年以上の捜査経験又は捜査幹部として4年以上の強行犯捜査等の経験を有する警視の階級にある警察官で、警察大学校における法医専門研究科を修了した者から任用される死体取扱業務の専門家

## （５）緻密で適正な捜査の徹底

警察では、「警察捜査における取調べ適正化指針」<sup>（注）</sup>に基づき、取調べの一層の適正化を図るための各種施策を推進している。

また、平成2年5月に栃木県足利市内において発生した少女誘拐殺人死体遺棄事件について、平成22年3月、再審公判において、無期懲役の刑に服していた男性に無罪判決が言い渡されたことなどを踏まえ、取調べ方法の指導・教育を充実させたほか、被疑者の供述と客観証拠、裏付け捜査等との関連の精査によって自白の信用性の十分な検討をするなど緻密で適正な捜査の一層の徹底を図っている。

さらに、警察捜査における捜査書類及び証拠品の適切な管理に努めている。

### ① 的確な捜査指揮・管理の徹底

警察では、取調べに過度に依存することのない適正な捜査を推進するため、事件の全容を把握した上での適切な捜査方針の樹立、事件の性質に応じた組織的捜査の推進、証拠資料等に基づく取調べの方法についての必要な指示、指導等を徹底するなど、捜査幹部による的確な捜査指揮に努めている。

### ② 各種教育訓練の実施

警察では、適正捜査に関する教育訓練の充実を図る取組の一環として、警察大学校、管区警察学校等において取調べ専科等を実施し、捜査員の取調べの適正化についての見識の醸成、取調べ等に関する具体的手法の習得等を図っている。

また、捜査幹部による入念な指導教育により、適正な取調べに向けた個々の捜査員の意識改革を図るとともに、より実践的な教育訓練や熟練した捜査員等による技能指導を行うなど、若手捜査員等の取調べ技能の向上に努めている。



取調べを想定した教育訓練

### ③ 被疑者取調べ監督制度の実施

平成21年4月以降、取調べの一層の適正化に資するため、警察庁及び都道府県警察本部の総務又は警務部門に設置された被疑者取調べの監督業務を担当する所属の職員が、取調べの状況の確認、調査等必要な措置を行っている。

注：平成19年11月、警察捜査における取調べの一層の適正化を推進するため、国家公安委員会によって決定された「警察捜査における取調べの適正化について」に基づき、警察庁において、警察が当面取り組むべき施策を取りまとめたもの



## （6）捜査技能の伝承

近年、捜査の現場における世代交代が進んでいる中、特に地域の治安に責任を持つ警察署においては、捜査経験が豊富な捜査員が減少しており、犯罪の捜査に必要な不可欠な捜査技能の伝承が課題となっている。

従来、捜査技能については、先輩や上司のやり方を見習わせ、実際に何度も経験させてみるなど、捜査経験が豊富な捜査員と共同して捜査に当たるオンザジョブトレーニングの方法により伝承されてきた。しかし、捜査員の世代交代が急速に進んだことから、この方法のみでは捜査技能の伝承が困難となっており、警察では、体系的に捜査技能が伝承されるよう、各種取組を進めている。

### ① 将来の警察組織を担うにふさわしい刑事捜査員等の育成

新たな捜査手法や最先端の科学技術を活用した捜査は、全ての捜査員が実際の事件で経験できるわけではない。他方で、こうした捜査手法等が必要となる事件は、時間や場所を問わず発生し得るものである。警察では、各捜査員の捜査技能の更なる向上を図るため、様々な教育訓練の場において、仮想の事件の模擬的な捜査を通じて、防犯カメラ画像、DNA型鑑定資料等の客観証拠の収集方法を含む様々な捜査手法全般を体験させるなどしている。

捜査幹部に対しては、警察大学校、管区警察局、管区警察学校等において教育訓練を行い、事件の全容を把握した上での適切な捜査方針の策定、事件の性質に応じた組織的捜査の推進、証拠資料等に基づく適正な取調べの方法、裏付け捜査の徹底等の捜査運営等、捜査幹部としての職務に必要な知識及び技能の向上を図っている。



先輩捜査員による指導状況（足跡の検索）



先輩捜査員による指導状況（指掌紋の採取）

### ② 警察庁指定広域技能指導官制度

警察庁では、平成6年から警察庁指定広域技能指導官制度の運用を開始し、卓越した専門技能又は知識を有する警察職員を警察庁長官が指定し、その職員を警察全体の財産として、都道府県警察の枠を越えて広域的に指導官として活用している。

令和2年4月13日現在、全国警察において、204人の警察職員が情報分析、強行犯捜査、性犯罪捜査、窃盗犯捜査、薬物事犯捜査、鑑識等の各分野<sup>(注)</sup>で広域技能指導官に指定され、各都道府県警察職員に対して警察活動上必要な助言や実践的指導を行うとともに、警察大学校、管区警察学校等において講義を実施している。

注：このほか、職務質問、交通鑑識、警衛・警護等の様々な分野において広域技能指導官を活用している。



## (7) 犯罪インフラ対策の推進

### ① 犯罪インフラに関する取組

犯罪インフラとは、犯罪を助長し、又は容易にする基盤のことをいい、本人確認書類を偽造して携帯電話やクレジットカード等の契約をするなどその行為自体が犯罪となるもののほか、それ自体は合法であっても、特殊詐欺等の犯罪に悪用されている各種制度やサービス等がある。犯罪インフラは、あらゆる犯罪の分野で着々と構築され、犯罪組織等がこれを利用して各種犯罪を効率的に敢行するなど、治安に対する重大な脅威となっている。

警察では、犯罪インフラに関連する情報を広範に収集・分析し、関係事業者等との連携を強化することによって、犯罪インフラの解体等を図るとともに、関係事業者が提供するサービス等に関する捜査に必要な情報の適時・円滑な確保を可能にすることにより、迅速かつ的確な捜査に資する捜査環境（捜査インフラ）を構築するための取組を推進している。

警察庁においては、関係省庁及び事業者と連携し、技術の発展等に伴う新たな制度やサービス等が犯罪に悪用されることを防止・解消するための取組を推進している。

### ② 特殊詐欺等に悪用される携帯電話への対策

特殊詐欺等を実行する犯行グループには、自己への捜査を免れるために不正に取得した携帯電話を悪用する実態が認められる。

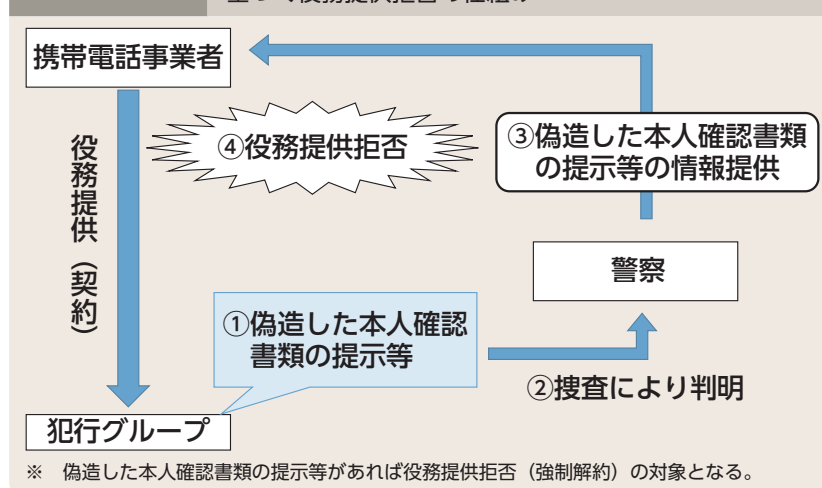
特に近年では、MVNO<sup>(注)</sup>に対して偽造した本人確認書類を提示したり、本人確認書類に記載された者になりすまして契約したりするなどの方法により、不正に取得された架空・他人名義の携帯電話が特殊詐欺等に悪用される事例が目立っている。

また、レンタル携帯電話事業者の中には、携帯電話不正利用防止法で定められた貸与時の本人確認を適切に行わないものが存在するとともに、犯行グループの手に渡るまでに複数の事業者が介在している場合もあるなど、レンタル携帯電話の実際の利用者を特定することが困難となっている。

このような状況に鑑み、警察では、不正に取得された携帯電話について、携帯電話不正利用防止法に基づく役務提供拒否がなされるよう携帯電話事業者に情報提供を行うとともに、悪質なレンタル携帯電話事業者を検挙するなど、犯罪に悪用される携帯電話への対策を推進している。

図表2-62

携帯電話事業者における携帯電話不正利用防止法に基づく役務提供拒否の仕組み



注：Mobile Virtual Network Operatorの略。自ら無線局を開設・運用せずに移動通信サービスを提供する電気通信事業者

## 2 科学技術の活用

客観証拠による的確な立証を図り、犯罪の悪質化・巧妙化等に対応するため、警察では、犯罪捜査において、DNA型鑑定、プロファイリング等の科学技術の活用を推進している。

また、DNA型鑑定等のうち、特に高度な専門的知識・技術が必要となるものについては、都道府県警察からの依頼により、警察庁の科学警察研究所において実施している。

### (1) DNA型鑑定

DNA型鑑定とは、ヒト身体組織の細胞内に存在するDNA（デオキシリボ核酸）<sup>（注1）</sup>の塩基配列を分析することによって、個人を高い精度で識別する鑑定法である。

#### ① 警察におけるDNA型鑑定

警察で行っているDNA型鑑定は、主に、STR型検査法と呼ばれるもので、STRと呼ばれる特徴的な塩基配列の繰り返し回数に個人差があることを利用し、個人を識別する検査法である<sup>（注2）</sup>。

#### ② DNA型鑑定の犯罪捜査への活用

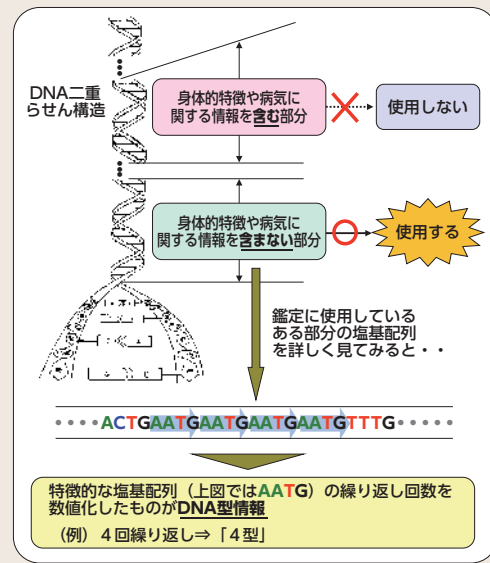
DNA型鑑定の実施件数の推移は、図表2-64のとおりであり、殺人事件等の凶悪事件のほか、窃盗事件等の身近な犯罪の捜査にも活用されている。

また、警察では、被疑者から採取した資料から作成した被疑者DNA型記録及び犯人が犯罪現場等に遺留したと認められる資料から作成した遺留DNA型記録をデータベースに登録し、未解決事件の捜査をはじめとする様々な事件の捜査において犯人の割り出しや余罪の確認等に活用している。

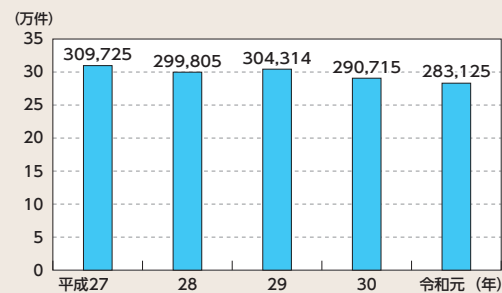
#### ③ 身元確認のためのDNA型鑑定の活用

警察では、平成26年6月に閣議決定された「死因究明等推進計画」を踏まえ、平成27年4月から、身元不明死体の身元確認及び特異行方不明者<sup>（注3）</sup>の速やかな発見に活用するため、身元不明死体に関する資料から作成した変死者等DNA型記録及び死体DNA型記録並びに特異行方不明者本人、その実子、実父又は実母に関する資料から作成した特異行方不明者等DNA型記録をデータベースに登録している。

図表2-63 警察におけるDNA型鑑定の概要



図表2-64 DNA型鑑定実施件数の推移（平成27～令和元年）



図表2-65 DNA型データベースの運用状況（平成27～令和元年）

| 区分                          | 年次 | 平成27  | 28    | 29    | 30    | 令和元   |
|-----------------------------|----|-------|-------|-------|-------|-------|
| 余罪照会 <sup>（注1）</sup> 一致数（件） |    | 3,946 | 3,576 | 3,389 | 2,870 | 2,594 |
| 遺留照会 <sup>（注2）</sup> 一致数（件） |    | 2,645 | 2,506 | 2,904 | 3,146 | 2,556 |

注1：被疑者DNA型記録をDNA型データベースに登録された遺留DNA型記録と対照して余罪を確認することを目的とした照会

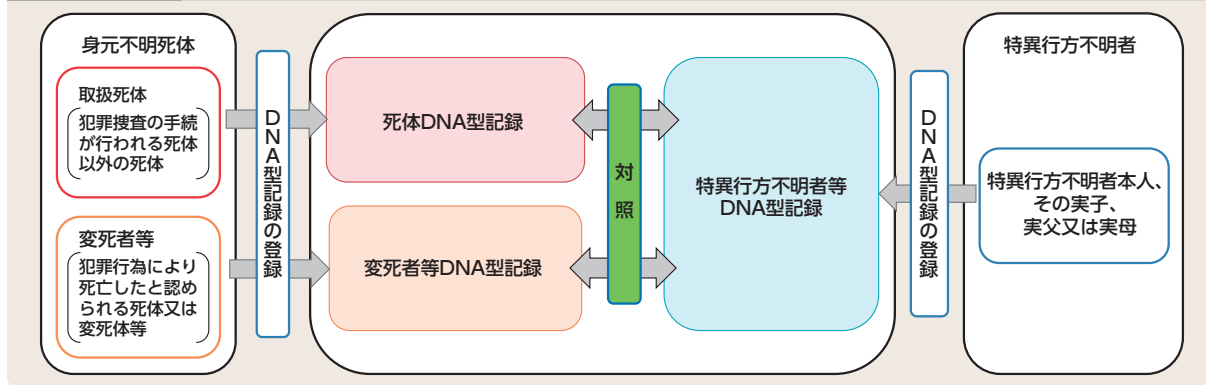
注2：遺留DNA型記録をDNA型データベースに登録された被疑者DNA型記録と対照して関係者を割り出すことを目的とした照会

注1：細胞核に存在する23対46本の染色体を構成する物質の一つで、長いらせんのはしご状（二重らせん）の構造をしている。

注2：塩基の繰り返し配列について、その反復回数を調べて、その繰り返し回数を「型」として表記して個人識別を行う。

注3：犯罪や事故等に巻き込まれ、生命又は身体に危険が生じているおそれのある行方不明者

図表 2-66 身元確認のためのDNA型データベースの活用



memo

## 「被害者の心に寄り添う」 (埼玉県警察本部刑事部鑑識課 井之上智子巡查部長)

平成27年4月、埼玉県警察では、全国で初めて女性警察官のみの機動鑑識班、通称「女性機動鑑識」班を編制しました。女性の被害者は、事件に遭った恐怖、不安、恥ずかしさ等から被害状況を説明することができないことがあります。そのような時、同じ女性として勇気をもって声をあげてくれた被害者の気持ちに寄り添い、被害者に安心感を与えるよう努めつつ、鑑識活動を行っています。辛く厳しいこともありますが、事件が解決し、被害者から感謝の気持ちを伝えられるなどしたときに、大きなやりがいを感じます。今後も、被害者の気持ちに寄り添い、班員相互で切磋琢磨し合いながら、鑑識活動を通じて犯罪捜査に貢献していきたいと思います。

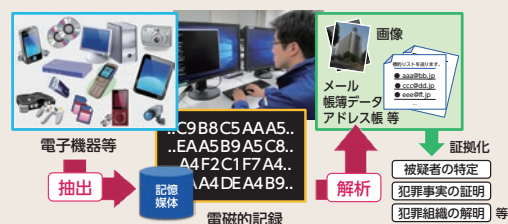


## (2) デジタル・フォレンジック<sup>(注)</sup>

電子機器等に保存されている情報を証拠化するためには、電子機器等から電磁的記録を抽出した上で、文字や画像等の人が認識できる形に変換するという電磁的記録の解析が必要であることから、警察では、デジタル・フォレンジックを活用している。

近年、新たな電子機器や情報通信サービスが次々と登場し、電磁的記録の解析が困難化する中、最新の技術を有する民間企業や研究機関との技術協力を推進し、技術情報を継続的に収集するとともに、国内外の関係機関・団体等との連携を強化し、電磁的記録の解析に係るノウハウや技術の蓄積に努めている。

図表 2-67 デジタル・フォレンジックの概要



## (3) 指掌紋自動識別システム

指掌紋は、「万人不同」及び「終生不変」の特性を有し、個人を識別するための資料として極めて有用であることから、明治44年（1911年）に警視庁において指紋制度が導入されて以来、現在に至るまで、犯罪の捜査に欠かせないものになっている。

警察では、被疑者から採取した指掌紋と犯人が犯罪現場等に遺留したと認められる指掌紋をデータベースに登録して自動照合を行う指掌紋自動識別システムを運用し、犯人の割り出し、余罪の確認等に活用している。



被疑者の指掌紋の採取状況（被疑者は模擬）

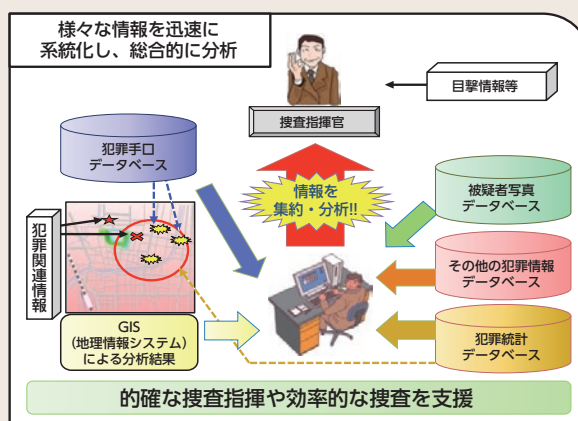
注：犯罪の立証のための電磁的記録の解析技術及びその手続



#### (4) 情報分析支援システム（CIS－CATS<sup>（注1）</sup>）

警察では、様々な犯罪関連情報を迅速に系統化し、総合的な分析を可能とするシステムとして、情報分析支援システム（CIS－CATS）を運用している。同システムにおいては、犯罪発生状況のほか、犯罪手口、犯罪統計等の犯罪関連情報を地図上に表示し、その他の様々な情報とも組み合わせることで、犯罪の発生場所、時間帯、被疑者の特徴等を総合的に分析することが可能であり、同システムを活用した的確な捜査指揮や効率的な捜査の支援を行うことで、事件解決に役立てている。

図表2－68 情報分析支援システム



#### (5) 自動車ナンバー自動読取システム

自動車盗をはじめとする多くの犯罪では、犯行や逃走に自動車が悪用されていることから、被疑者の早期検挙を果たすためには、車両ナンバーに基づいて当該車両を発見・捕捉することが効果的である。このため、警察庁では、通過する自動車のナンバーを自動的に読み取り、手配車両のナンバーと照合する自動車ナンバー自動読取システムの整備に努めている。

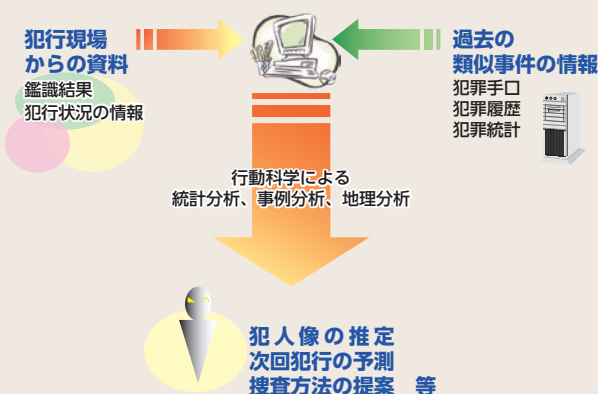
#### (6) プロファイリング

プロファイリングとは、犯行現場の状況、犯行の手段、被害者等に関する情報や資料を、統計データや心理学的手法等を用い、また情報分析支援システム等を活用して分析・評価することにより、犯行の連続性の推定、犯人の年齢層、生活様式、職業、前歴、居住地等の推定や次の犯行の予測を行うものである<sup>（注2）</sup>。

プロファイリングは、連続して発生している性犯罪、窃盗、放火、通り魔事件等、犯行状況に関する情報量の多い事件や犯人の行動の特徴がつかみやすい事件において、特に効果が期待される。

警察では、より高度で効率的な捜査を推進するため、捜査員とプロファイリング担当者が情報を共有・連携し、聞き込み捜査等の従来の捜査の結果と科学的見地に基づくプロファイリングによる推定結果の双方から、犯人像の推定等を行っている。また、プロファイリングには、行動科学や統計分析に関する専門的知識が求められることから、警察庁では、全国警察から捜査員及び科学捜査研究所で勤務する職員を集め、科学警察研究所で研修を実施するなどして、プロファイリング担当者の育成を図る一方、全国警察における分析結果の集約、検証等を通じて分析技術の高度化について研究を進めている。

図表2－69 プロファイリング



注1：Criminal Investigation Support-Crime Analysis Tool & Systemの略

2：我が国では、平成6年に科学警察研究所においてプロファイリングに関する研究が開始され、平成12年には北海道警察が都道府県警察として初めて特異犯罪分析班を設置した。警察庁においては、平成18年に情報分析支援室が設置され、プロファイリングを担当することとなり、平成26年には、体制を充実させ、捜査支援分析管理官が設置された。それ以降、都道府県警察においても体制の整備を進めている。



### 3 新たな刑事司法制度に対応した警察捜査

令和元年6月1日に刑事訴訟法等の一部を改正する法律が全面施行された。これにより、取調べの録音・録画制度や合理化・効率化された通信傍受が導入された。警察では、これらの新たな制度へ対応するための取組等を推進している。

#### (1) 取調べの録音・録画に係る取組

##### ① 取調べの録音・録画制度の運用

令和元年6月1日から開始された取調べの録音・録画制度は、逮捕又は勾留されている被疑者を裁判員裁判対象事件等について取り調べる場合に、原則として、その全過程を録音・録画することを義務付けるものである。警察では、これまでの試行により蓄積された経験をいかし、同制度の下での適正かつ効果的な取調べを推進している。

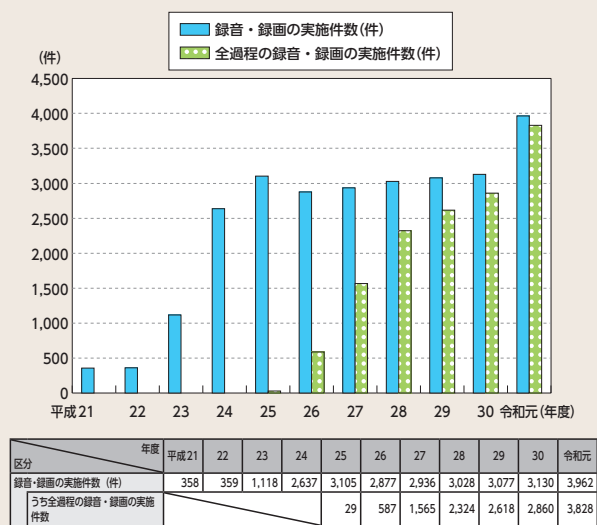
また、逮捕又は勾留されている被疑者が精神に障害を有する場合<sup>(注1)</sup>の取調べにおいても、必要に応じて、録音・録画を実施している。

##### ② 取調べの録音・録画の実施状況

裁判員裁判対象事件等についての取調べの録音・録画の実施状況<sup>(注2)</sup>は、図表2-70、精神に障害を有する被疑者に係る取調べの録音・録画の実施状況は、図表2-71のとおりである。

図表2-70

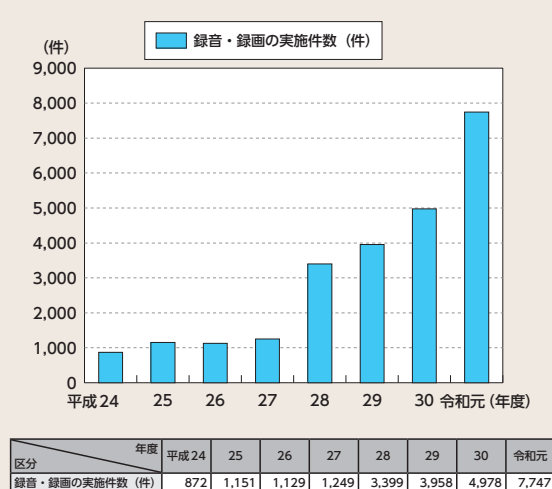
裁判員裁判対象事件等に係る取調べの録音・録画の実施件数の推移  
(平成21～令和元年度)



注：全過程の録音・録画の実施件数は平成25年度から集計

図表2-71

精神に障害を有する被疑者に係る取調べの録音・録画の実施件数の推移  
(平成24～令和元年度)



注：平成24年5月に知的障害を有する被疑者に係る取調べの録音・録画の試行を開始し、平成28年4月からは発達障害、精神障害等を有する被疑者に係る取調べについても試行の対象とすることを明確化した。

注1：被疑者が知的障害、発達障害、精神障害等、広く精神に障害を有する場合

注2：平成21年4月から、全ての都道府県警察において、裁判員裁判対象事件等についての取調べの録音・録画の試行を開始し、その後は、対象を拡大しつつ、令和元年5月末まで同試行を実施してきた。

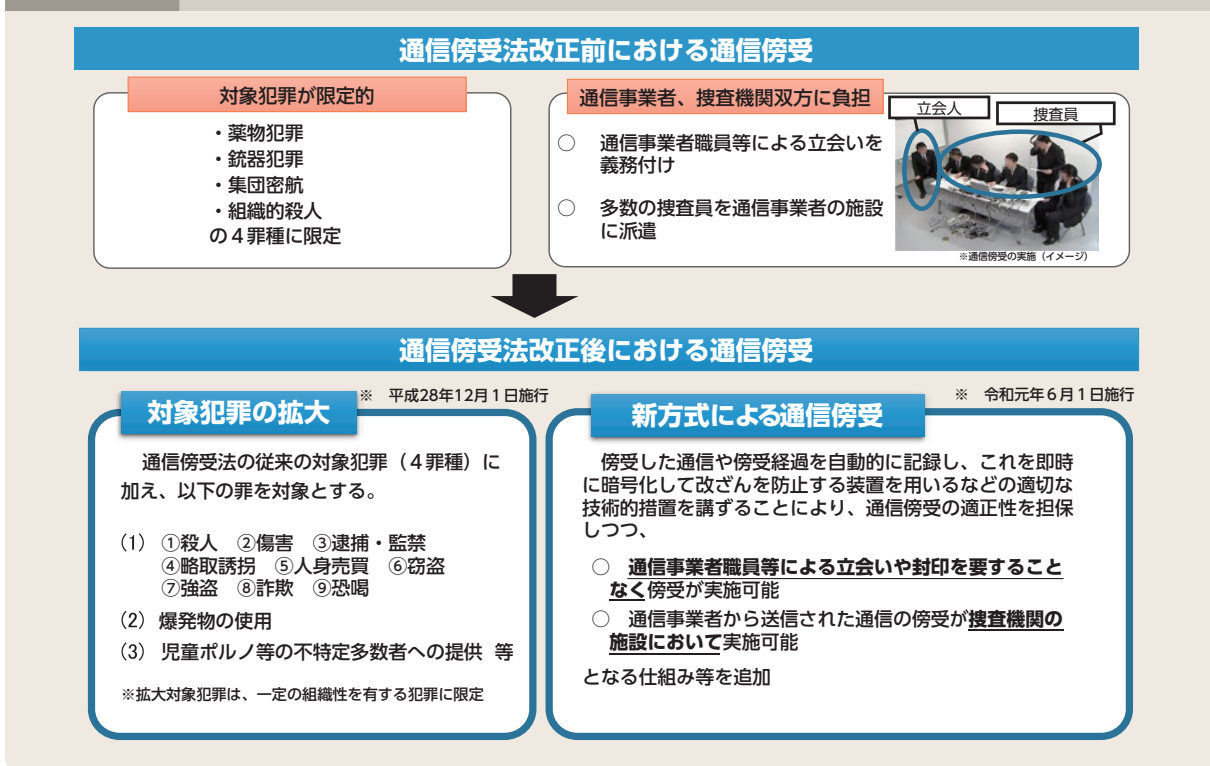
## (2) 通信傍受の合理化・効率化

刑事訴訟法等の一部を改正する法律により、通信傍受法<sup>(注1)</sup>も改正され、平成28年12月から、特殊詐欺や組織窃盗、暴力団等の犯罪組織による殺傷事件等の一般国民に重大な脅威を与えている組織犯罪についても通信傍受が活用できることとなっている<sup>(注2)</sup>。

また、従来は、通信傍受を行う際、通信事業者職員等による立会いが義務付けられていたことに加え、通信事業者の施設において傍受を行うこととされていたため、多数の捜査員を相当期間派遣する必要があるなど、通信事業者、捜査機関双方に大きな負担が生じていたところ、令和元年6月1日からは、通信内容の暗号化等の技術的措置を講じることで通信傍受の適正性を担保しつつ、通信事業者による立会い・封印を不要とし、また、警察の施設での通信傍受を可能とする手続を新たに導入するなど、手続の合理化・効率化が図られている。

通信傍受は、他の捜査手法のみでは困難な組織的犯罪の全容解明や真に摘発すべき犯罪組織中枢の検挙に有用な捜査手法となり得ることから、警察では、引き続き通信傍受法の定める厳格な要件・手続に従いつつ、通信傍受の有効かつ適正な実施に努めていくこととしている。

図表2-72 通信傍受法改正後における通信傍受の概要



## (3) その他

上記のほか、刑事訴訟法等の一部を改正する法律により、証拠の一覧表の交付手続の導入等を内容とする証拠開示制度の拡充、証拠収集等への協力及び訴追に関する合意制度、被疑者国選弁護制度の対象事件の拡大等を内容とする弁護人による援助の充実、ビデオリンク方式による証人尋問の拡充等を内容とする犯罪被害者等及び証人を保護するための措置等の新たな制度が導入されている。

注1：犯罪捜査のための通信傍受に関する法律

2：新たに対象犯罪に追加されたのは、殺人、傷害、逮捕・監禁、略取誘拐、人身売買、窃盗、強盗、詐欺、恐喝、爆発物の使用、児童ポルノ等の不特定多数者への提供等。また、追加された犯罪で通信傍受を実施するためには、従来の実施要件に加え、一定の組織性（当該犯罪があらかじめ定められた役割の分担に従って行動する人の結合体により行われたと疑うに足りる状況があること）を有することを要する。

# 第3節

## 地域住民の安全安心確保のための取組

### 1 交番・駐在所の活動

交番・駐在所では、パトロールや巡回連絡等の様々な活動を通じて、地域住民の意見・要望等に応えるべく、管轄する地域の実態を把握し、その実態に即した活動を行っている。また、昼夜を分かたず常に警戒体制を保ち、様々な警察事象に即応する活動を行うことにより、地域住民の安全と安心のよりどころとなり、国民の身近な不安を解消する機能を果たしている。

令和2年（2020年）4月1日現在、全国に交番は6,264か所、駐在所は6,241か所設置されている。

#### （1）パトロール、立番等

##### ① パトロール、立番等による警戒

地域警察官は、事件・事故の発生を未然に防ぐとともに、犯罪を取り締まるため、犯罪の多発する時間帯・地域に重点を置いたパトロールを行っている。パトロールに当たっては、不審者に対する職務質問、危険箇所の把握、犯罪多発地域の家庭や事業者に対する防犯指導、パトロールカード<sup>（注）</sup>による情報提供等を行っている。

また、交番の施設の外に立って警戒に当たる立番や、駅、繁華街等の人が多く集まる場所や犯罪が多発している場所において、一定の時間警戒する駐留警戒等を行っている。



立番

#### CASE ▶

石川県警察では、地域住民の安心感の醸成等のため、移動交番車を活用し、防犯キャンペーンや相談の受理等を行っているほか、不審者情報等を踏まえ、小学校児童の下校時における見守り活動等を行うなどしている。



児童の下校時における見守り活動

##### ② 職務執行力の強化

警察では、地域警察官の職務執行力を強化するため、職務質問、書類作成等の能力の向上を目的とした研修・訓練を実施するとともに、卓越した職務質問の技能を有する者を選抜して、警察庁指定広域技能指導官又は都道府県警察の職務質問技能指導官等として指定し、実践的な指導等を通じて地域警察官全体の職務質問技能の向上に努めている。

令和元年中の地域警察官による刑法犯検挙人員は13万8,089人と、警察による刑法犯の総検挙人員の71.7%を占めている。

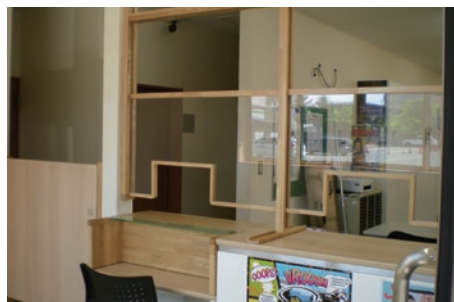
注：パトロール中に気付いた防犯上の注意事項を伝えたり、空き巣等の被害者にパトロールを行っていることを知らせて安心してもらったりすることなどを目的として、地域警察官が管内の地域住民に配布するもので、交番名やパトロールを行った日時等が記載されている。





## 交番等の安全確保に向けた取組

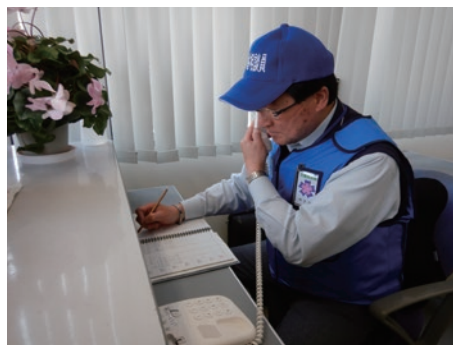
交番等勤務員に対する襲撃事件の発生等を受け、警察では装備資機材の高機能化、複数勤務体制の推進、実践的な訓練の実施に加え、防犯カメラの設置等、交番等のセキュリティを強化するなど、交番等の安全確保に向けた取組を推進している。



遮蔽板を備えたカウンターの設置

### ③ 交番相談員の活用

令和2年4月1日現在、全国で約6,300人の交番相談員が配置されている。交番相談員は、警察官の身分を有しない非常勤の職員であり、地域住民の意見・要望等の聴取、拾得物・遺失届の受理、被害届の代書及び預かり、事件・事故発生時の警察官への連絡、地理案内等の業務に従事しており、その多くは、警察業務に関する知識や経験を有する退職警察官である。



交番相談員

## (2) 地域住民と連携した活動

### ① 巡回連絡

地域警察官は、担当する地域の家庭、事業所等を訪問し、犯罪や事故の防止等、地域住民の安全で平穏な生活を確保するために必要な事項の指導・連絡や、地域住民からの意見・要望等の聴取を行う巡回連絡を行っている。

### ② 交番・駐在所連絡協議会

令和2年4月1日現在、全国の交番・駐在所に約1万2,000の交番・駐在所連絡協議会が設置されている。ここでは、地域警察官が、地域住民と地域の治安に関する問題について協議したり、地域住民の警察に対する意見・要望等を把握したりすることにより、地域社会と協力して事件・事故の防止等を図っている。



巡回連絡

## CASE

埼玉県警察では、官民一体となった特殊詐欺被害防止対策を推進している。例えば、地域警察官等が、地域の実情に精通した交番連絡協議会委員と共に高齢者宅を中心とした戸別訪問活動を実施するなど地域社会と協力して被害の防止等を図っている。



戸別訪問活動





## 2 事件・事故への即応

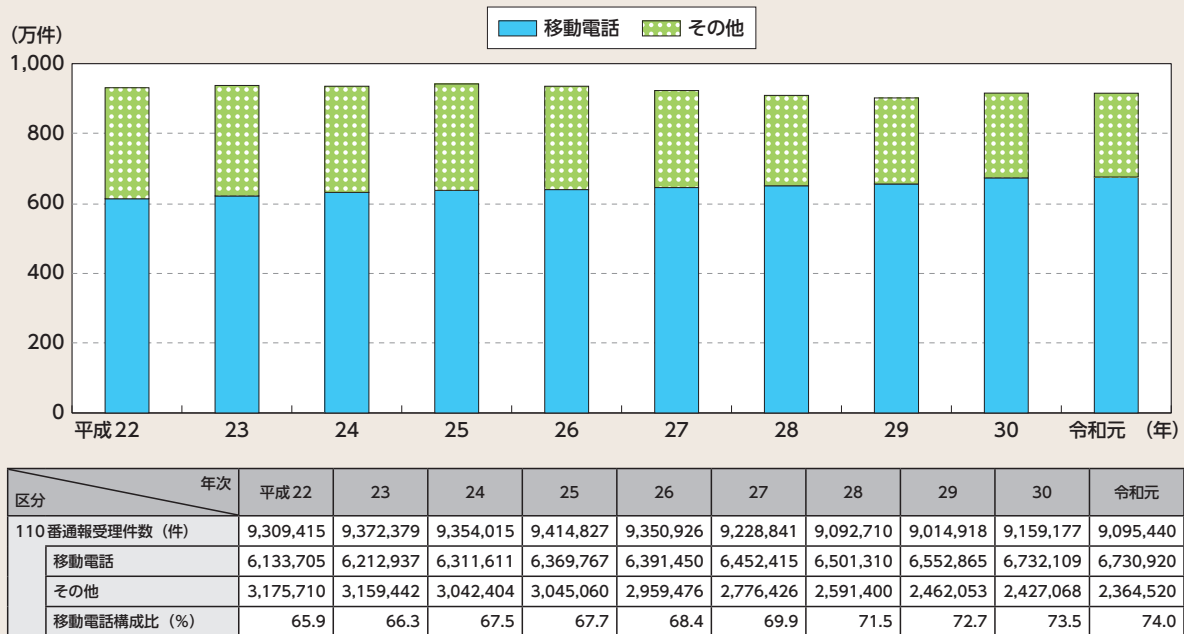
交番、駐在所等の警察官は、事件、事故等が発生した際、直ちに現場に向かい、初動措置をとっている。警察では、警察官が迅速に現場に駆け付けられるよう、110番通報の受理や警察署等への指令を行うシステムを整備するとともに、パトカー等の活用による機動力の強化に努めている。

### (1) 110番通報

令和元年中の110番通報受理件数<sup>(注1)</sup>は、約910万件であり、約3.5秒に1回、国民約14人に1人から通報を受理したことになる。また、携帯電話等の移動電話からの110番通報が74.0%を占め、過去最高を記録した。

警察では、110番通報の適切な利用の促進のため、事件・事故等の緊急の対応を必要とする場合にはためらわずに110番通報を利用する一方、緊急の対応を必要としない相談等の通報については「#（シャープ）9110」番<sup>(注2)</sup>や各種相談電話を利用するよう呼び掛けている。

図表2-75 110番通報受理件数の推移（平成22～令和元年）



### (2) 通信指令

#### ① 通信指令システム

110番通報に迅速かつ的確に対応するため、都道府県警察には通信指令室が設けられている。110番通報を受理した通信指令室では、直ちに通報内容を警察署等に伝え、地域警察官を現場に急行させるとともに、必要に応じて緊急配備<sup>(注3)</sup>の発令等を行っている。令和元年中の緊急配備の発令件数は、前年と比べ1,725件（22.4%）減少し、5,960件となった。

また、令和元年中に通信指令室で直接受理した110番通報に対するリスポンス・タイム<sup>(注4)</sup>の平均は、8分9秒であった。

警察では、増加する携帯電話等からの110番通報に的確に対応するため、携帯電話等で110番通報した際に、音声通話と同時に発信者の位置情報が通知されるシステム（位置情報通知システム）を全都道府県警察において運用するなど通信指令システムの高度化を図っている。

注1：無応答、いたずら、かけ間違い等は計上していない。

2：94頁参照

3：重要事件等が発生した際に、迅速に被疑者を検挙するため、警戒員を配置して行う検問、張り込み等

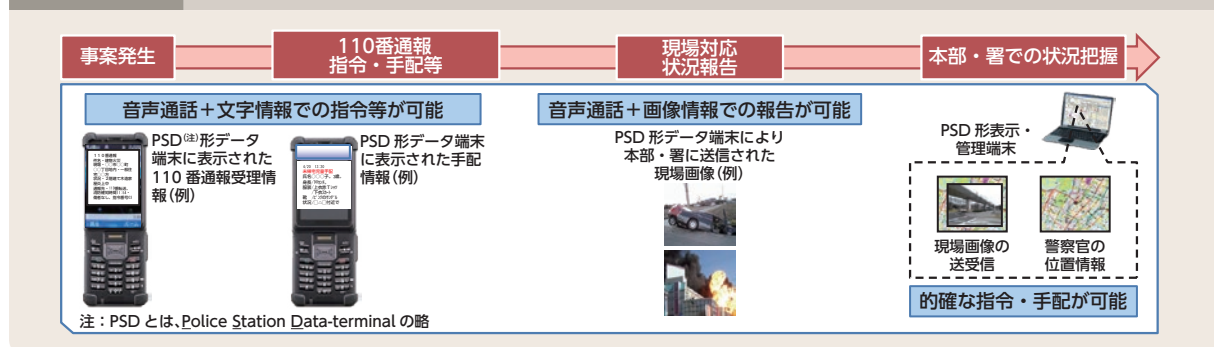
4：通信指令室が110番通報を受理し、パトカーに指令してから警察官が現場に到着するまでの所要時間

## ② 携帯型端末を活用した初動警察活動

警察では、音声通話機能及びデータ通信機能を有する携帯型端末を整備し、各都道府県警察において運用している。

同端末の活用により、通信指令室で受理した110番通報の内容、各種事案の現場で撮影した画像、GPSで測位された警察官の位置等の情報を、通信指令室、警察署及び現場の警察官が組織的に共有し、的確な初動警察活動に当たっている。

図表2-76 携帯型端末の概要（代表例）



## ③ 外国語による110番通報への対応

警察では、外国語に通じた警察官を通信指令室に配置するほか、通訳センター等の警察職員を含めた三者通話を行うなどして、日本語を解さない外国人からの110番通報に対応している。

## ④ 聴覚障害者等からの110番通報への対応

警察では、聴覚障害者等、音声による110番通報が困難な方が、スマートフォン等を利用して、文字や画像で警察に通報できるシステムを整備し、各都道府県警察において運用している。

# (3) 初動警察活動の強化

## ① 通信指令を担う人材の育成強化

警察では、110番通報の受理、指令及び無線報告の技能を競う全国通信指令・無線通話技能競技会の開催、通信指令の知識・技能に関する検定制度の運用、卓越した通信指令の技能を有する者として選抜された警察庁指定広域技能指導官や都道府県警察の技能指導官等による実践的な指導等を通じ、組織的な人材育成に努めている。

## ② 実践的な訓練の実施

警察では、事案対応能力の更なる強化を図るため、無差別殺傷事件その他の重大事案の発生を想定した実践的な訓練を継続的に実施している。

# (4) 鉄道警察隊の活動

鉄道警察隊は、鉄道事業者等と連携し、警乗<sup>(注)</sup>、駅等の鉄道施設及びその周辺のパトロールや警戒警備を実施している。また、痴漢の被害者から相談を受理した場合は、被害者に同行して身辺の警戒を行うなどしている。

また、警察では、平成30年6月に発生した新幹線車内での殺傷事件を踏まえ、鉄道事業者との連携強化、効果的な警乗の実施、新幹線車内での事案対処能力の強化等の取組を実施している。



駅構内の警戒

注：列車内における公安の維持を図るため、警察官が列車に乗務して、列車内における犯罪の予防、被疑者の検挙、事故の防止等に当たること



## (5) パトカーの活用

警察では、全国の警察本部や警察署に配備したパトカーを活用して、管内のパトロールを行うとともに、事件・事故等の発生時における初動措置をとっている。



パトカー

### CASE

令和元年5月、パトカーで警ら中に不審車両を発見し、運転手の男（44）及び助手席の男（51）に対する職務質問を行って、同男らの同意を得た上で同車両内の検索を実施したところ、同車両内に置かれていたバッグから拳銃2丁を発見したことから、同男らを銃刀法違反（拳銃複数所持）で逮捕した（大阪）。

## (6) 警察用航空機（ヘリコプター）及び警察用船舶の活用

警察では、ヘリコプターテレビシステムやホイスト救助装置<sup>(注)</sup>等の各種資器材が装備された警察用航空機（ヘリコプター）及び水難者救助用の各種資器材が装備された警察用船舶を全国に配備しており、通信指令室やパトカーと連携し、その機動力をいかしたパトロール、被疑者の追跡、災害や重大事件発生時における情報収集、被災者の救助等を行っている。



警察用航空機（ヘリコプター）



警察用船舶

### CASE

令和元年10月、海岸沿いの岩場で磯釣りをしていた男性が満潮の影響で孤立する事案が発生したことから、警察用航空機（ヘリコプター）等が出動し、搜索活動により同男性を発見救助した（北海道）。

## (7) 山岳遭難及び水難に対する警察活動

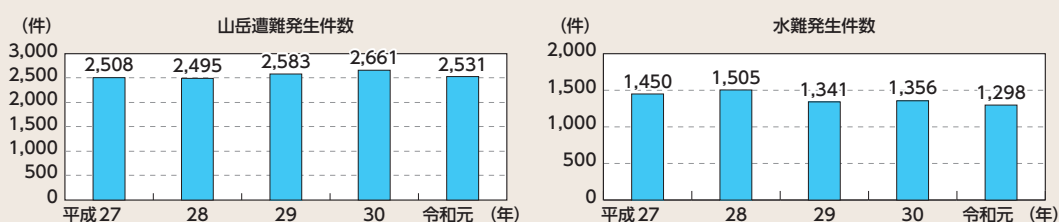
令和元年中の山岳遭難の発生件数は2,531件、遭難者数は2,937人（うち死者・行方不明者は299人）であり、水難の発生件数は1,298件、水難者数は1,538人（うち死者・行方不明者は695人）であった。

警察では、パトロール、広報啓発活動等により遭難の防止を図るとともに、遭難救助訓練や研修会により救助技術の向上を図っているほか、遭難が発生した際には、関係機関・団体等と連携の上、ヘリコプターを活用するなどして、遭難者の搜索救助に当たっている。



山岳における訓練状況

図表2-77 山岳遭難及び水難の発生件数の推移（平成27～令和元年）



注：航空機の機外に装着した電動装置を用いて、ワイヤーで人や物を昇降させるための装置

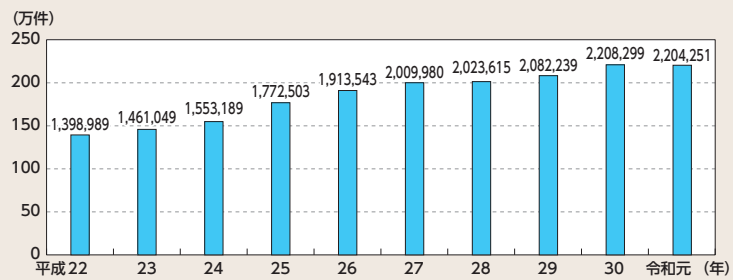


### 3 相談業務の充実強化

#### (1) 相談取扱いの現状

相談取扱件数の推移については、図表2-78のとおりである。令和元年中の相談取扱件数は220万4,251件と、前年（220万8,299件）に比べ、ほぼ横ばいであった。

図表2-78 相談取扱件数の推移（平成22～令和元年）



#### (2) 相談受理体制

警察では、国民から寄せられた相談に対し、迅速・確実に組織的な対応を行うことができるよう、都道府県警察本部及び各警察署の総・警務部門にそれぞれ相談の総合窓口を設置している。

総合窓口には、警察職員のほか、経験豊富な元警察職員等の警察安全相談員を配置し、体制の確保に努めている。

また、都道府県警察本部の総合窓口で全国統一番号の警察相談専用電話（「#（シャープ）9110」番<sup>（注）</sup>）を設置し、電話をかければ発信地を管轄する警察本部等の総合窓口へ接続されるようにしているほか、都道府県警察のウェブサイト上でも相談を受け付けている。



「#9110」番の広報活動

#### (3) 相談内容に応じた適切な対応の推進

##### ① 相談への組織的な対応

寄せられた相談に対しては、犯罪等の被害の発生の有無にかかわらず、相談内容に応じて、関係する部署が連携して対応し、指導、助言、他の専門機関の教示、相手方への警告、検挙等、相談者の不安等を解消するために必要な措置を講じている。

相談者等の生命又は身体に危害が及ぶおそれのあるものなど緊急の対応を要する相談事案を認知した場合には、直ちに幹部へ報告して対応するなど、迅速かつ組織的な対応を強化している。

##### ② 相談に対応する職員への研修の実施

治安に関する多種多様な相談に適切に対応できる職員を育成するため、都道府県警察では、相談に対応する職員に対し、各部門の業務担当者による事案ごとの相談受理・対応要領の講義や様々な専門的知識を有する部外講師による講義等、実務に直結する研修を実施している。



相談対応要領研修

##### ③ 関係機関・団体等との連携の推進

警察以外の機関・団体等で取り扱うことが望ましい相談や警察以外の機関・団体等との緊密な連携が必要な相談への適切な対応を図るため、関係機関・団体等との連絡会議を開催して意見交換を行うなど、関係機関・団体等との連携強化に努めている。



関係機関・団体等との連絡会議

注：携帯電話からも利用できる。なお、ダイヤル回線及び一部のIP電話では利用できないので、相談専用の一般加入電話番号を警察庁ウェブサイト等で広報している。

## 1 犯罪防止に向けた取組

### (1) 地域社会との協働

良好な治安は、社会・経済の発展の礎であるが、その確保は、独り警察のみによって達せられるものではない。警察は、地域社会や関係機関・団体等との連携の下、社会全体で良好な治安が保たれるよう取り組んでいる。

#### ① 社会の犯罪予防機能の高度化

##### ア 安全で安心なまちづくり

政府では、安全で安心なまちづくりのための地域の自主的な取組を支援し、官民連携した取組を全国に展開する「安全・安心なまちづくり全国展開プラン」（平成17年（2005年）6月犯罪対策閣僚会議・都市再生本部合同会議決定）や、「『世界一安全な日本』創造戦略」（平成25年12月閣議決定）等に基づき、関係機関・団体等と連携して、全国で安全で安心なまちづくりを推進している。

##### イ 安全で安心なまちづくりを推進する気運を高めるための取組

犯罪対策閣僚会議において定められた「安全安心なまちづくりの日」（毎年10月11日）の前後の期間を中心に、安全で安心なまちづくりの気運を高めるための様々な取組が行われており、政府では、その取組の一環として、安全で安心なまちづくりに関し、顕著な功績等があった個人又は団体を内閣総理大臣が表彰する「安全安心なまちづくり関係功労者表彰」を毎年実施している。



安全安心なまちづくり関係功労者表彰

また、警察庁では、令和元年（2019年）10月、優れた活動を行う防犯ボランティア団体が取組内容を発表する「防犯ボランティアフォーラム2019」を開催し、全国的な自主防犯活動の活性化に取り組んでいる。

##### ウ 繁華街・歓楽街の安全安心の確保に向けた総合対策の推進

警察では、健全で魅力あふれるまちづくりを推進するための施策を講じている。具体的には、繁華街・歓楽街の安全安心の確保に向け、商店街、商工会議所、商工会、地域住民、地方公共団体等と問題意識を共有し、地方公共団体が行うまちづくり事業に計画段階から積極的に関与するほか、客引きやスカウト行為、非行少年や不良行為者のい集、違法広告物の設置、ゴミや自転車の放置、違法駐車、落書き等の迷惑行為の取締り等を通じて街並みの改善を図っている。

また、繁華街・歓楽街において犯罪組織が暗躍することのないよう、雑居ビル、広告宣伝媒体等から犯罪組織を排除する取組を推進するとともに、違法風俗営業等の風俗関係事犯や不法就労、人身取引事犯、少年の健全育成を阻害する事犯、組織的な資金獲得犯罪等の取締りを推進している。

## ② 防犯ネットワークの整備と活用促進

警察では、地方公共団体、地域住民、事業者等の各主体を包括する防犯ネットワークを整備し、これを有効活用した積極的な情報交換や、地域住民による防犯パトロール等の防犯ボランティア活動、事業者による防犯に関するCSR<sup>(注1)</sup>活動に対する支援等を行うことで、地域社会が一体となった犯罪対策の推進を図っている。

### ア 防犯ボランティア団体の活動

令和元年末現在、警察が把握している防犯ボランティア団体は全国で4万6,135団体<sup>(注2)</sup>であり、その構成員数は250万3,358人となっている。

多くの団体で防犯パトロールや通学路等における子供の見守り活動を行っているほか、最近の犯罪情勢を踏まえ、特殊詐欺の被害防止のため、警察と連携したATM利用者への注意喚起や高齢者の居宅の訪問を通じた防犯指導等を実施している団体もみられる。

memo

### 「大切な自分たちの地域を守る。」自主防犯グループの取組 (足助レディースパトロールセキュリティ隊隊長 簀下順子)

「足助レディースパトロールセキュリティ隊」は、平成16年4月に愛知県で発足した自主防犯団体で、女性ならではの視点で地域に根付いた防犯活動を行っています。高齢者や子供が犯罪の被害者とならないよう、警察と連携し、声掛けやチラシ配布、手作りの紙芝居を用いた出前防犯教室を行い、特殊詐欺の新しい手口や対策に関する情報等を地域に発信するなど、大切な自分たちの地域を守るため、人とのふれあいを大切にしながら、地道に顔の見える活動を続けています。



出前防犯教室の様子

### イ 自主防犯活動に対する支援

警察では、防犯ボランティア団体に対し、犯罪情報の提供や合同パトロールの実施等の活動支援を行っているほか、自主防犯パトロールに使用する自動車に青色回転灯を装備することができる仕組みづくりを行い、令和元年末現在、全国で9,839団体、4万5,036台の青色回転灯装備車が活動している。

また、警察庁ウェブサイト上に「自主防犯ボランティア活動支援サイト」<sup>(注3)</sup>を開設し、防犯ボランティア団体相互のネットワークづくりを推進している。

CASE

山形県警察では、防犯協会や自治体等の関係機関と連携し、青色回転灯装備車を用いて防犯パトロールを行う防犯ボランティア団体を対象に、活動の支援及び情報交換と団体相互の交流による士気高揚を目的とした「青パトフォーラム」を、県内を4つの地区に分けて順次開催し、令和元年までに全地区で開催した。



青パトフォーラム

### ウ 犯罪情報や地域安全情報の提供

警察では、自主防犯活動の更なる活性化を図るため、地域住民に向けて、警察の保有する犯罪発生情報や防犯情報等を様々な手段・媒体を用いて適時適切に提供している。

注1：Corporate Social Responsibilityの略。企業の社会的責任と訳される。法令遵守、環境保護、地域貢献等、純粋に財務的な活動以外の分野において、企業が持続的な発展を目的として行う自主的取組

2：平均月1回以上の活動実績（単に意見交換や情報交換のみを行う会議を除く。）があり、かつ、構成員が5人以上の団体

3：<https://www.npa.go.jp/safetylife/seianki55/>



## (2) 犯罪防止に配慮した環境設計

### ① 公共施設や住宅の安全基準の策定等

警察庁では、犯罪防止に配慮した環境設計による安全で安心なまちづくりを推進するため、住宅の防犯性能の向上や防犯に配慮した公共施設等の整備等に関する安全基準を策定し、その普及に努めている。

### ② 共同住宅や駐車場の防犯性能の認定・登録制度

警察では、関係団体と協力して、防犯に配慮した構造や設備を有するマンション、駐車場等を防犯優良マンション、防犯モデル駐車場等として登録又は認定する制度の普及を図っており、令和2年3月末現在、防犯優良マンション制度は25都道府県<sup>(注1)</sup>で、防犯モデル駐車場制度は13都府県<sup>(注2)</sup>で整備されている。

### ③ 街頭防犯カメラの設置

街頭防犯カメラは、被害の未然防止や犯罪発生時の的確な対応に有効である。警察では、令和2年3月末現在、32都道府県で2,043台の街頭防犯カメラを設置しているほか、民間事業者等による設置・運用について支援を行っている。

### ④ 都市再構築の機会等を捉えた犯罪の起きにくいまちづくり

警察では、地方公共団体が主催する各種会議等に参加し、関係部門との意見調整等を継続的に行って、地方公共団体の安全で安心な都市整備に向けた主体的行動を促すとともに、復興、防災等の観点から行われる都市再構築の機会を捉えた犯罪の起きにくいまちづくりを推進している。

### ⑤ 防犯設備関連業界との連携

警察では、最新の犯罪情勢や手口等を事業者を提供するなどして社会のニーズに応じた優良な防犯設備の開発を支援している。また、防犯設備に関する知識・技能を有する専門家として公益社団法人日本防犯設備協会が認定している防犯設備士等<sup>(注3)</sup>と協働し、防犯設備の効果的な設置及び適正な管理に向けた取組を推進している。

## CASE

大阪府警察は、大阪府防犯優良戸建住宅認定制度の創設に取り組んだハウスメーカー等と共に、平成23年4月に住宅侵入犯罪等抑止対策協議会を発足させた。同協議会が、平成28年8月、新住宅市街地開発事業を行う10社共同企業体に対して、防犯カメラの効果的な配置、防犯性能に優れた戸建住宅の建設等の防犯に配慮したまちづくりの採用を提案した。この提案に基づき、大阪府警察、10社共同企業体及び同協議会の間において、安全安心なまちづくりに関する覚書が締結され、同開発事業において防犯環境整備の推進活動等が行われている。



防犯に配慮したまちづくり

注1：北海道、宮城、埼玉、東京、千葉、神奈川、山梨、長野、静岡、福井、岐阜、愛知、三重、滋賀、京都、大阪、兵庫、奈良、鳥取、広島、山口、愛媛、熊本、大分及び沖縄。令和2年3月末現在、2,732件の登録又は認定がされている。

注2：東京、千葉、神奈川、福井、滋賀、京都、大阪、兵庫、鳥取、広島、愛媛、大分及び沖縄。令和2年3月末現在、282件の登録又は認定がされている。

注3：防犯設備士（令和2年4月1日現在2万9,682人）、総合防犯設備士（同404人）



## 2 警備業、古物営業及び質屋営業の状況

### (1) 警備業の状況

令和元年末現在、全国の警備業者数は9,908業者、警備員数は57万727人となっている。

警備業は、施設警備業務、雑踏警備業務、交通誘導警備業務、現金輸送警備業務、ボディガード等の様々の形態を有しており、各種センサー、非常通報装置等の警備業務用機械装置を使用して、住宅、事務所、店舗、駐車場等における盗難等の事故の発生を警戒し、防止する機械警備業務が広く普及するなど、国民に幅広く生活安全サービスを提供している。また、空港や原子力発電所等の重要施設での警備業務も行っているほか、2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会において警備業者が実施することとなる施設警備業務等への期待が高まるなど、警備業に対する社会的な需要は増大している。

警察では、警備業が果たすこうした役割に鑑み、警備業法に基づき、警備業務の質の向上を図るとともに、警備業者に対する指導監督を行うなどして、警備業務の実施の適正を図っている。

図表2-79 警備業者及び警備員数の推移（平成22～令和元年）

| 区分 \ 年次   | 平成22    | 23      | 24      | 25      | 26      | 27      | 28      | 29      | 30      | 令和元     |
|-----------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|
| 警備業者数（業者） | 9,010   | 9,058   | 9,091   | 9,133   | 9,240   | 9,342   | 9,434   | 9,548   | 9,714   | 9,908   |
| 警備員数（人）   | 536,068 | 531,111 | 536,935 | 543,165 | 537,285 | 538,347 | 543,244 | 552,405 | 554,517 | 570,727 |

### (2) 古物営業及び質屋営業の状況

古物商や質屋においては、その営業の中で古物や質物として盗品等を扱うおそれがあることから、古物営業法及び質屋営業法では、これらの営業に係る業務について事業者に対する必要な規制等を定め、窃盗その他の犯罪の防止を図っている。令和元年中、古物商及び質屋から都道府県警察に対する不正品の疑いがある旨の申告件数は255件であり、これらの業界団体は、各種防犯活動への参加や啓発活動等を行っている。警察では、古物営業法又は質屋営業法に基づく品触れ<sup>(注)</sup>や指導監督等により、盗品等の流通防止と被害の迅速な回復に努めている。

図表2-80 古物営業及び質屋営業許可件数の推移（平成22～令和元年）

| 区分 \ 年次 | 平成22    | 23      | 24      | 25      | 26      | 27      | 28      | 29      | 30      | 令和元     |
|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|
| 古物営業（件） | 698,669 | 713,064 | 727,669 | 741,045 | 753,893 | 766,493 | 775,723 | 784,677 | 789,345 | 779,836 |
| 古物商     | 697,091 | 711,485 | 726,085 | 739,461 | 752,326 | 764,906 | 774,157 | 783,110 | 787,779 | 778,332 |
| 古物市場主   | 1,578   | 1,579   | 1,584   | 1,584   | 1,567   | 1,587   | 1,566   | 1,567   | 1,566   | 1,504   |
| 質屋営業（件） | 3,382   | 3,332   | 3,270   | 3,168   | 3,098   | 3,034   | 2,951   | 2,865   | 2,793   | 2,711   |

注：警察本部長等が盗品等の発見のために必要があると認めたときに、古物商等に対して被害品の特徴等を通知し、その有無の確認及び届出を求めるもの

## 3 少年非行防止に向けた取組

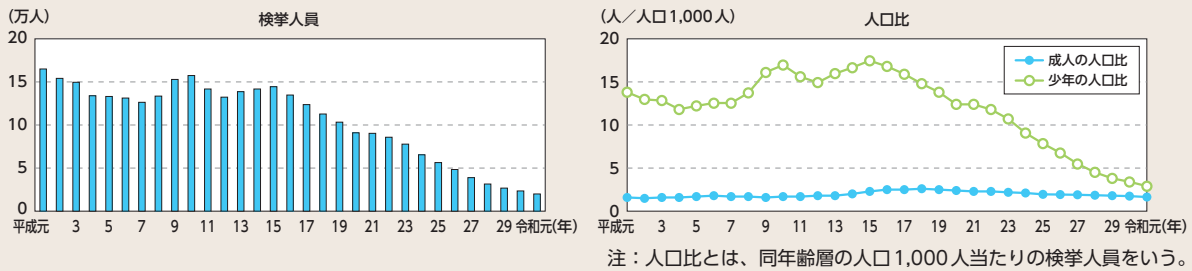
### (1) 少年非行の現状

#### ① 少年非行情勢

令和元年中の刑法犯少年の検挙人員は1万9,914人と、前年より3,575人（15.2%）減少し、16年連続の減少となった。しかし、同年齢層の人口1,000人当たりの検挙人員は2.9人で成人（1.6人）と比べ、引き続き高い水準にある。

触法少年（刑法）及び不良行為少年の補導人員は、いずれも減少傾向にある。

図表2-81 刑法犯少年の検挙人員・人口比の推移（平成元～令和元年）



図表2-82 触法少年（刑法）及び不良行為少年の補導人員の推移（平成22～令和元年）

| 区分               | 年次      | 平成22      | 23        | 24      | 25      | 26      | 27      | 28      | 29      | 30      | 令和元     |
|------------------|---------|-----------|-----------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|
| 触法少年（刑法）の補導人員（人） |         | 17,727    | 16,616    | 13,945  | 12,592  | 11,846  | 9,759   | 8,587   | 8,311   | 6,969   | 6,162   |
|                  | 凶悪犯     | 103       | 104       | 130     | 106     | 76      | 62      | 81      | 74      | 61      | 72      |
|                  | 粗暴犯     | 1,497     | 1,438     | 1,469   | 1,494   | 1,429   | 1,190   | 987     | 1,014   | 908     | 1,001   |
|                  | 窃盗犯     | 12,077    | 11,383    | 9,138   | 8,069   | 7,728   | 6,398   | 5,699   | 5,535   | 4,685   | 3,887   |
|                  | 知能犯     | 60        | 68        | 61      | 64      | 44      | 61      | 48      | 34      | 39      | 31      |
|                  | 風俗犯     | 175       | 185       | 202     | 253     | 192     | 230     | 192     | 214     | 188     | 187     |
|                  | その他の刑法犯 | 3,815     | 3,438     | 2,945   | 2,606   | 2,377   | 1,818   | 1,580   | 1,440   | 1,088   | 984     |
| 不良行為少年の補導人員（人）   |         | 1,011,964 | 1,013,167 | 917,926 | 809,652 | 731,174 | 641,798 | 536,420 | 476,284 | 404,754 | 374,982 |
|                  | 深夜はいかい  | 549,798   | 564,575   | 526,421 | 472,852 | 429,943 | 373,132 | 309,239 | 270,667 | 226,377 | 210,691 |
|                  | 喫煙      | 363,658   | 353,258   | 303,344 | 257,043 | 225,920 | 198,555 | 162,231 | 138,588 | 112,861 | 98,787  |
|                  | その他     | 98,508    | 95,334    | 88,161  | 79,757  | 75,311  | 70,111  | 64,950  | 67,029  | 65,516  | 65,504  |

#### ② 令和元年中の少年非行の主な特徴

##### ア 刑法犯少年

令和元年中に検挙した少年の包括罪種別検挙人員は、総数の約5割を占める窃盗犯が減少傾向にあり、全体の数値を引き下げている。

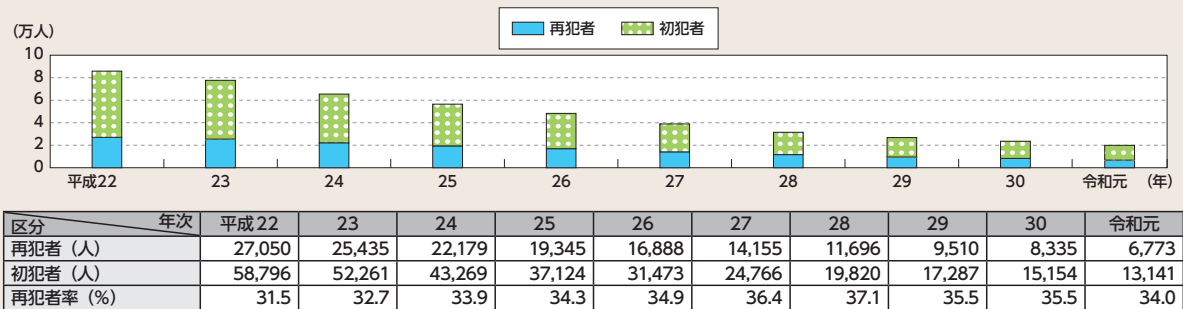
図表2-83 刑法犯少年の包括罪種別検挙人員の推移（平成22～令和元年）

| 区分    | 年次      | 平成22   | 23     | 24     | 25     | 26     | 27     | 28     | 29     | 30     | 令和元    |
|-------|---------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 総数（人） |         | 85,846 | 77,696 | 65,448 | 56,469 | 48,361 | 38,921 | 31,516 | 26,797 | 23,489 | 19,914 |
|       | 凶悪犯     | 783    | 785    | 836    | 786    | 703    | 586    | 538    | 438    | 463    | 457    |
|       | 粗暴犯     | 7,729  | 7,276  | 7,695  | 7,210  | 6,243  | 5,093  | 4,197  | 3,619  | 3,623  | 3,484  |
|       | 窃盗犯     | 52,435 | 47,776 | 38,370 | 33,134 | 28,246 | 23,015 | 18,298 | 15,575 | 13,163 | 10,813 |
|       | 知能犯     | 978    | 971    | 962    | 878    | 987    | 936    | 833    | 899    | 1,155  | 901    |
|       | 風俗犯     | 437    | 466    | 566    | 523    | 445    | 528    | 573    | 565    | 537    | 502    |
|       | その他の刑法犯 | 23,484 | 20,422 | 17,019 | 13,938 | 11,737 | 8,763  | 7,077  | 5,701  | 4,548  | 3,757  |

## イ 再犯者<sup>(注)</sup>

刑法犯少年の再犯者数・再犯者率の推移は、図表2-84のとおりであり、再犯者数は16年連続の減少となったほか、刑法犯少年全体に占める再犯者の割合は34.0%と、前年比で低下した。

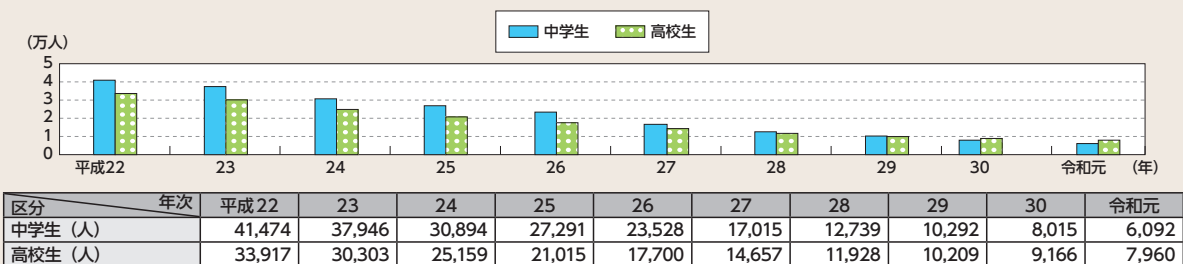
図表2-84 刑法犯少年の再犯者数・再犯者率の推移（平成22～令和元年）



## ウ 中学生及び高校生の検挙・補導人員（刑法）

中学生及び高校生の検挙・補導人員の推移は、図表2-85のとおりであり、いずれも減少した。また、前年に引き続き、高校生の検挙・補導人員が中学生を上回った。

図表2-85 中学生・高校生の検挙・補導人員（刑法）の推移（平成22～令和元年）



### CASE

平成30年11月、無職の少年（17）らは、金融庁職員等になりすまして女性に電話をかけ、同女性の自宅においてキャッシュカードをだまし取ろうとした。同女性からの相談を受理し、だまされた振り作戦を実施した結果、同少年を詐欺未遂罪で現行犯逮捕するとともに、平成31年2月から同年6月にかけて、少年2人及び成人1人を同罪で逮捕した（警視庁）。

## （2）非行少年を生まない社会づくり

警察では、都道府県警察に少年サポートセンターを設置し、少年補導職員を中心に非行防止に向けた取組を行っている。また、少年の規範意識の向上及び社会との絆の強化を図るため、非行少年を生まない社会づくりに取り組んでいる。

### ① 少年相談活動

少年や保護者等の悩みや困りごとについて、専門的な知識を有する職員等が面接や電話、電子メール等で相談に応じ、指導・助言を行っている。

### ② 街頭補導活動

少年のい集する繁華街や公園等において、少年警察ボランティア等と共同で、喫煙や深夜はいかい等をしている少年に指導・注意を行う街頭補導活動を実施している。

### ③ 継続補導・少年に手を差し伸べる立ち直り支援活動

少年相談や街頭補導活動を通じて関わった少年に対し、本人や保護者等の申出に応じて指導・助言等を行う継続補導を実施している。また、問題を抱え非行に走る可能性がある少年及び保護者に対して警察から積極的に連絡し、継続的に声を掛けるほか、体験活動等への参加促進、修学・就労の支援等を行い、再び非行に走りかねない少年の立ち直りを支援する活動を推進している。

注：非行を犯した者であって、当該非行の以前に、非行を犯し、処分を受けたことのあるものをいう。処分の未決・既決は問わず、触法少年時に受けた処分や警察限りの扱いも含む。

#### ④ 広報啓発活動

学校で非行防止教室、薬物乱用防止教室等を実施するなどして、地域の非行情勢や非行要因等について情報発信し、少年警察活動等についての理解を促している。



非行防止教室

### (3) 学校その他関係機関との連携確保

#### ① 学校と警察との連携

教育委員会等と警察の間で締結した協定等に基づき、非行少年等問題を有する児童・生徒に関する情報を学校と警察が相互に通知する学校・警察連絡制度が、全ての都道府県で運用されている。また、警察署の管轄区域、市町村の区域等を単位に、令和2年4月現在、全ての都道府県で約2,300の学校警察連絡協議会が設けられている。

#### ② スクールサポーター

退職した警察官等をスクールサポーターとして警察署等に配置し、学校からの要請に応じて派遣するなどして、いじめ等の学校における少年の問題行動等への対応、巡回活動、相談活動、児童の安全確保に関する助言等を行っている。令和2年4月現在、44都道府県で約860人が配置されている。

#### ③ 少年サポートチーム

個々の少年の問題状況に応じた的確な対応を行うため、学校、警察、児童相談所等の担当者から構成される少年サポートチームを編成し、それぞれの専門分野に応じた役割分担の下、少年等への指導・助言を行っている。

### (4) 少年警察ボランティアとの連携

警察では、令和2年4月現在、少年警察ボランティアとして、全国で少年補導員<sup>(注1)</sup>約5万人、少年警察協助員<sup>(注2)</sup>約230人及び少年指導委員<sup>(注3)</sup>約6,400人を委嘱しており、協力して少年の健全育成のための活動を推進している。また、同年3月現在、大学生ボランティア約7,000人が全国で活動しており、少年と年齢が近く、その心情や行動を理解しやすいなどの特性をいかし、学習支援活動や少年の居場所づくり活動等にも取り組んでいる。



大学生ボランティアによる学習支援活動

### (5) 少年事件対策

警察では、集団的不良交友関係<sup>(注4)</sup>に関する情報を収集・分析し、少年事件対策に活用するとともに、都道府県警察本部に少年事件指導官を置き、個々の少年の特性に応じた取調べや客観的証拠の収集等による非行事実の厳格な特定等に努めるよう、捜査員等に対して指導・教育を行うことにより、少年事件の厳正かつ的確な捜査・調査に努めている。

注1：街頭補導活動をはじめとする幅広い非行防止活動に従事している。

注2：非行集団に所属する少年を集団から離脱させ、非行を防止するための指導・相談に従事している。

注3：風営適正化法に基づき、都道府県公安委員会から委嘱を受け、少年を有害な風俗環境の影響から守るための少年補導活動や風俗営業者等への助言活動に従事している。

注4：非行集団等及びその構成員又はこれに準じる2人以上の交友関係



# 警察活動の最前線



## 安全安心のための厳正な銃砲行政

熊本県警察本部生活安全部生活環境課許可等事務担当室第二係

みやざき よしたか  
宮崎 義隆

日本では、猟銃等の銃砲所持は原則禁止されていますが、都道府県公安委員会から許可を受けた人については、猟銃等を所持することが許されています。

私は、現在、県内の猟銃等所持許可等の担当者として日々仕事に励んでいます。

以前、県内で猟銃所持者が元妻を監禁した上、猟銃を使用した殺人未遂事件が発生しました。私は現場で対応に当たりましたが、銃口を向けてくる猟銃所持者の姿を目の当たりにして猟銃の危険性を直接肌で感じました。猟銃が危険物となるのか、イノシシ等の有害鳥獣の駆除に有用な道具となるのかは、その銃を取り扱う人次第です。

銃砲所持許可に関する申請を受理した後、警察では様々な調査を行います。人の生命・身体を害するおそれがあれば、危害予防のため所持許可は与えられません。申請者のほとんどは善良な方ですが、中には実際に事件や事故を起こしかねない適格性に欠ける方が申請することもあります。猟銃等の使用による悲惨な事件や事故を起こさせないための重要な仕事ですので、今後も猟銃等の所持を希望される方には危険性をしっかりと伝えるとともに、その適格性に欠ける方については猟銃等を持たせないよう厳正に対応して、県民の安全と安心を守っていききたいと思います。



## 「犯人と闘う 被害者と共にある分析」

京都府警察本部刑事部刑事企画課捜査支援分析センター情報分析係

かわはら みゆき  
河原 美由紀

今から約10年前、捜査第一課性犯罪担当の刑事として勤務していた頃、通常の捜査では犯人に辿り着けない性犯罪事件が発生し、とても悔しい思いをしました。

その時、犯行現場の状況や犯行手段、被害者等の情報を、統計データや心理学的手法を用いて分析し、犯人の人物像や次の犯行がいつどこで起こるのかを予測し犯人を追い込んでいく「犯罪者プロファイリング」という手法を知り、その技術・手法の習得に努めてきました。

現在、私は、犯罪者プロファイリングを専門的に行う部署で、京都府警独自の分析システム「犯罪防御システム」等を活用し、性犯罪のほか、窃盗や強盗等様々な事件の分析を行っています。

京都府警が犯人検挙に一丸となった連続コンビニ強盗事件では、犯人の人物像・居住地・次回犯行日時等の推定を行いました。捜査会議で情報共有した分析結果に基づいて張込警戒中の機動捜査隊員が犯人を発見・逮捕し、事件解決につながりました。

現場の刑事だった頃とは違い、直接、犯人を取り調べたり、被害者の方と関わることはなくなりましたが、これからも引き続き、犯人と闘い、被害者と共にある分析を行うことを念頭に、高度な分析結果を現場警察官に提供することで犯人の検挙につなげ、被害者の無念を晴らしていきたいと思っています。

